

令和 7 年 第 1 回定例会

屋久島町議会議録

令和 7 年 3 月 7 日 開会

令和 7 年 3 月 21 日 閉会

屋 久 島 町 議 会

令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会会期日程

自 3 月 7 日 ・ 至 3 月 21 日 （15 日間）

月 日	曜	会議別	日 程
3 月 7 日	金	本会議	○開 会
8 日	⊕	休 会	
9 日	⊕	休 会	
10 日	月	本会議	○一般質問
11 日	火	本会議	○一般質問
12 日	水	休 会	
13 日	木	委員会	○各常任委員会
14 日	金	委員会	○各常任委員会
15 日	⊕	休 会	
16 日	⊕	休 会	
17 日	月	休 会	
18 日	火	休 会	
19 日	水	休 会	
20 日	⊕	休 会	
21 日	金	本会議	○最終本会議

令和7年第1回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和7年3月7日

令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 6 号 令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 6 議案第 7 号 令和 6 年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 7 議案第 8 号 令和 6 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 8 議案第 9 号 令和 6 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 9 議案第10号 令和 6 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第10 議案第11号 令和 6 年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
について
- 日程第11 議案第12号 令和 6 年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第12 議案第13号 令和 6 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第13 議案第14号 令和 6 年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第 4 号）に
ついて
- 日程第14 議案第15号 屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負変更
契約の締結について
- 日程第15 施政方針説明
- 日程第16 議案第16号 屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第17号 屋久島町宮旭牧場等の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第18号 屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第19号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定につい
て
- 日程第20 議案第20号 屋久島辺地総合整備計画の策定について
- 日程第21 議案第21号 口永良部島辺地総合整備計画の策定について
- 日程第22 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第23 議案第23号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 令和7年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第28 議案第28号 令和7年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第29号 令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第31号 令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第32号 令和7年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第33号 令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第34号 令和7年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第35号 令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第37 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第38 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩
3 番	小 脇 淳智郎
5 番	眞 邊 真 紀
7 番	岩 山 鶴 美
9 番	榎 光 徳
11 番	高 橋 義 友
13 番	岩 川 俊 広
15 番	大 角 利 成

議席番号	氏名
2 番	内 田 正 喜
4 番	中 馬 慎一郎
6 番	相 良 健一郎
8 番	渡 邊 千 護
10 番	緒 方 健 太
12 番	日 高 好 作
14 番	渡 邊 博 之
16 番	石田尾 茂 樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久
議事調査係	若 松 直 樹

議事調査係長	岩 川 さほり
--------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治
副 町 長	岩 川 茂 隆
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之
生活環境課長	泊 竜 二
建設課長	計 屋 正 人
教育総務課長	泊 光 秀
監査委員事務局長	中 村 一 久
生活環境課参事	鹿 島 直 喜

職 名	氏 名
教 育 長	石田尾 行 徳
会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵
政策推進課長	木 原 幸 治
町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治
健康長寿課長	泊 裕一郎
産業振興課長	松 田 賢 一
電 気 課 長	内 田 康 法
社会教育課長	佐々木 修
総務課参事	白 濱 秀 記

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、10 番、緒方健太議員、11 番、高橋義友議員を指名します。

△ 日程第 2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 15 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 3 月 21 日までの 15 日間とすることに決定しました。

△ 日程第 3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第 3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙でお配りしてありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第 4 行政報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第 4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

令和7年第1回屋久島町議会定例会の開会に当たり、令和6年第4回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

まず始めに、奄美大島・屋久島航路の休止について報告いたします。平成30年3月より、奄美大島・屋久島両地域の活性化等を目的に、フェリー波之上、フェリーあけぼのの上り便による屋久島寄港の実証運航が約7年間行われておりましたが、乗船客の伸び悩みや燃料の高騰、船員の労働環境改善のため、通年寄港を休止する旨、マルエーフェリー株式会社より直接報告を受けました。屋久島の最終寄港である3月22日に合わせて、ささやかではありますがセレモニーを予定しているところです。マルエーフェリー株式会社をはじめ、これまで関わっていただいた皆様に感謝を申し上げ、報告いたします。

次に、ふるさとを想う二十歳の集いについて報告いたします。1月3日にふるさとを想う二十歳の集いを開催しましたところ、109名が再会を喜び合い、ふるさと屋久島のよさを確認し合ったとのこととあります。これからの未来を担う若者のますますの活躍を期待しております。

次に、消防出初め式について報告いたします。1月6日、宮之浦地区において消防出初式を開催したところ、消防職員・団員約210名が参加する市中パレードに始まり、団員による通常点検や、ゆかり幼稚園幼年消防クラブによる消火・救出の演技、放水演習などが行われました。その後、会場を宮之浦の屋久島離島開発総合センターに移し、消防庁長官表彰のほか、消防活動に功績のあった延べ74名の団員などに対して表彰状が授与されました。町の安全を守る消防・防災の職務遂行への心意気に対し、改めて敬意を表する次第であります。

次に、サイクリング屋久島について報告いたします。2月16日、屋久島を自転車で駆け巡るサイクリングイベント、サイクリング屋久島が開催されました。今年で12回目を迎える本大会には、町内外から160名が参加しました。参加者は島内を1周する100kmコースと50kmコースに分かれ、思い思いのペースでペダルをこぎ、屋久島の自然を満喫しました。また、前日の15日には、県道白谷雲水峡線で屋久島ヒルクライムが開催され、34名が参加しました。各エイドステーションでのおもてなし、沿道からの声援、関係機関の協力体制により、大きな事故もなく盛大に実施できたことに対し、改めて感謝申し上げます。

最後に、住民訴訟の経過について報告いたします。令和元年8月に長峰牧場で発生した臨時職員死亡事故に係る損害賠償等請求訴訟については、町は原告が提出した作業日報記載の作業項目を前提としても、恒常的な長時間労働は認められず、安全配慮義務違反がないことを準備書面等を基に論述しました。原告は、これに対し反論するとともに、

過重労働についての労働時間の概念及び立証責任を問うなどの論述を行いました。次回期日を4月22日に設定され、町は各作業項目の作業時間等について論述するための準備書面を提出することとなりました。

次に、令和4年度に実施した海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト業務に係る損害賠償命令請求住民訴訟について、原告は事業における違法な支出の範囲、随意契約で事業費が過大になった可能性、実費精算と損害についての準備書面を提出し、町は、だいき基金の受入れと、抛出の手続、配慮義務、裁量権の逸脱の有無等についての準備書面を提出しました。次回期日を4月15日に設定され、原告・被告ともお互いに内容を検討し、反論がある際はそれぞれ書面提出を行うことになりました。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 議案第6号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）について
- △ 日程第6 議案第7号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第7 議案第8号 令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第8 議案第9号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第9 議案第10号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第10 議案第11号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第11 議案第12号 令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第12 議案第13号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第13 議案第14号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第5、議案第6号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第13、議案第14号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

令和7年第1回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、補正予算案9件、契約案1件、その他の案件6件、条例案5件、当初予算案9件、諮問案3件の計33件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、議案第6号から議案第14号までについて御説明いたします。

議案第6号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）につきましては、主に歳出予算の執行状況に応じた減額を、地方交付税、国庫補助金、寄附金、基金繰入金、基金積立金等で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ1億8,585万8,000円を減額し、予算の総額を137億円とするものであります。

目的別予算につきましては、議会費では費用弁償の減額などを、総務費ではだいき基金及び公共施設整備基金積立金を追加する一方、通信運搬費の減額などを、民生費では障害者支援費、子ども教育・保育給付費を追加する一方、低所得者支援給付金、定額減税補足給付金、国民健康保険特別会計繰出金、生活保護扶助費の減額などを、衛生費では各種予防接種委託料、電気自動車等導入促進補助金の減額などを、農林水産業費では町有施設管理委託料、農業集落排水事業特別会計補助金の減額などを、商工費では雇用機会拡充事業補助金、滞在型旅行商品造成等補助金の減額を、土木費では道路メンテナンス工事設計委託料、河川測量設計委託料の減額などを、消防費では熊毛地区消防組合負担金の減額などを、教育費では人件費、学校教育給食センター基本計画作成業務委託料の減額などを、災害復旧費では道路橋梁災害復旧測量設計委託料の減額などを予算計上いたしました。

併せて、67事業の明許繰越と13経費の後年度への追加及び1経費の廃止の債務負担行為補正、地方債限度額の補正を行うものであります。

議案第7号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、給水収益の増額などにより、水道事業収益を186万1,000円追加し、予算の総額を5億377万2,000円に、人件費、各施設設備修繕費の減額などにより水道事業費を539万4,000円減額し、予算の総額を4億3,265万6,000円とするものであります。

資本的収入及び支出においては、建設企業債、一般会計補助金の減額などにより資本的収入を1,137万3,000円減額し、予算の総額を4億771万6,000円に、施設建設改良費の不用額減額などにより資本的支出を493万9,000円減額し、予算の総額を4億7,363万9,000円とするものであります。

併せて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額と、それを補填する利益剰余金の処分額を5,462万3,000円とするものであります。

議案第8号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、簡易水道事業変更届作成業務委託料、修繕料との不用額の減額などを一般会計繰入金等の減額で調整するため、歳入歳出それぞれ207万9,000円を減額し、予算の総額を1,939万6,000円とするものであります。

議案第9号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出においては、一般会計補助金の減額により、農業集落排水事業収益を24万円減額し、消費税及び地方消費税の不用額調整などにより、農業集落排水事業費用を24万円減額し、予算の総額を5,249万3,000円とするものであります。

資本的収入及び支出においては、財源組替による一般会計補助金の減額により、資本的収入を420万円減額し、予算の総額を2,526万3,000円とすることに併せ、資本的収支の不足額を420万円に補正し、補填財源を減災積立金170万円、建設改良積立金250万円とするものであります。

議案第10号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、出産育児一時金補助、特定健診委託料等の減額を、保険給付等交付金、職員給与費等繰入金等で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ293万1,000円を減額し、予算の総額を20億6,727万3,000円とするものであります。

議案第11号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、各介護サービス給付費の減額及び介護給付費準備基金積立金の増額などを、支払基金交付金、低所得者保険料軽減繰入金等で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ3,597万2,000円を減額し、予算の総額を15億1,888万9,000円とするものであります。

議案第12号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、診療所使用料の減収を人件費、旅費、手数料等の歳出不用額で調整する予算調整のため、歳入歳出それぞれ159万9,000円を減額し、予算の総額を1億5,927万6,000円とするものであります。

議案第13号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を歳出不用額の減額と普通徴収保険料等で調整するため、歳入歳出それぞれ34万円を追加し、予算の総額を2億2,434万7,000円とするものであります。

議案第14号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出において、電灯料・電力料の減額により電気事業収益を483万1,000円減額し、電力購入費の減額により、電気事業費用を同じく483万1,000円減額し、予算の総額をそれぞれ6億4,034万円とするものであります。

資本的収入及び支出においては、高低圧線改良工事請負費の増額により資本的支出を800万円追加し、予算の総額を8,570万円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、議案第6号から議案第14号までの9件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（大角利成）

議案第6号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）について、3点ほどお尋ねいたします。

9ページ、繰越明許費補正第2表の中で、7の商工費のところでございます。町内展望所及び休憩施設看板製作設置業務委託費260万円が繰越明許で計上されております。いただいた資料の中で、繰越明許理由として、契約辞退が発生し、再度契約したが、工期が確保できないため繰越しというような資料になっております。契約辞退の理由と、その業者が行った辞退による業者へのペナルティー等は発生していなかったのかどうかをお尋ねいたします。

2点目です。23ページ、歳入、17款寄附金、その他指定寄附金5,020万円について、内容をお尋ねいたします。

58ページ、款10教育費、学校給食費。目2です。学校給食センター基本計画策定業務委託料1,760万円の減について、経緯をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、大角議員から御質問のありました明許繰越費の看板の入札につきまして御説明いたします。

辞退の理由につきましては、落札業者のほうから積算の誤りがあったという申入れがありまして、それを検討した結果、その辞退を受け入れたというところなんです。ペナルティーにつきましては、私も今、失念しておりましたので、確認しまして、また御回答させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○政策推進課長（木原幸治）

23ページの款17寄附金の中の、その他寄附金の金額、総額5,020万円の内訳なんですけれども、2件が企業版ふるさと納税となります。1件が大阪に事業を持っていたいでいる会社のほうから5,000万円の寄附金。また、あともう1件が、ベルクラインという企業のほうから10万円寄附をいただいております。

○教育総務課長（泊 光秀）

ただいまの質問にお答えいたします。

新学校給食センターの建設に係る基本計画なんですけれども、建設に向けまして、今年度、基本計画を策定すべく進めてまいりましたが、島内3か所の調理場における各運営委員会からの意見要望をまず取ったほうがよろしいのではないかと内部協議の意見を受けまして、3か所の運営委員会からの意見の集約に少し時間を要したこともございましたが、これまで事業手法につきまして、公設公営であるとか、T P P 事業のP F I 方式、民設民営方式などを検討する中で、特に具体的な事業方式が定まることが難しく、そういった中で、新たな事業提案のほうを受けたこともありまして、事業手法を見直し、まだ正式な提案も公募もかけておりませんでしたので、明許繰越はせず、今回は減額としております。これによりまして、当初予定しておりました令和10年度当初からの開業から少し遅れることとなりますが、令和10年度内の開業を目指してまいりたいというふうに思っております。

○15番（大角利成）

まず、契約解除の件ですけど、私も聞いてびっくりしました。やはり契約をする、入札をする段階で、業者の方にはしっかりとそういうところを説明して、契約を入札していただきたい。このようなことがまかり通るのであれば、先々が非常に不安であります。ぜひ検討をしてほしいと思います。

それから、寄附金のことですが、もし可能であれば、している寄附の使用目的等が相手側から明記されているのであれば、教えていただきたいと思います。

○政策推進課長（木原幸治）

寄附者のほうからは、使途については指定はありませんでしたが、今回の財源充当といたしましては、町営牧場に係る費用に5,000万円と、あと残りは地域活性対策費のほうに充当をさせていただいております。

○15番（大角利成）

承知しました。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

○14番（渡邊博之）

18ページで暮らし体験の住宅利用というのがあります。これは、屋久島町へ関心を持って移住をするという人たちに対する支援だというふうに解釈していますが、実績はどうだったのか。実績というのは、要するに、そういう過程を経て、屋久島町に移り住む、生活をするということになると思うんですが、そこが分かっていたら教えてください。

それから、次の20ページです。20ページの子供たちの就学支援、修学旅行です。こういう支援事業がありますけれども、子供の貧困が広がっているというのは皆さんも御承知だと思うんですけれども、この関連の修学旅行、あるいは子供支援の中で、貧困のためにこういうことができなかった、そういうところへの対応などがあればお示しをいただきたいと思います。

それから、次のページの21ページですけれども、ぶーげんびりあの支援に鹿児島県が3,700万円出していますけれども、それ以前に屋久島町が補正予算を出しましたけれども、鹿児島県が後出しという形になりますけれども、この流れをお示しいただけたらと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、渡邊議員のほうから御質問のありました、暮らし体験住宅のことについて御説明いたします。暮らし体験住宅は、令和6年度は4世帯、5名の方が利用してくださっております。これまでの移住の実績となりますと、これまで入居された世帯数は28世帯ありまして、そのうち島内に残ってくださっているのが19世帯、36名ということで、今、こちらのほうでは把握しております。暮らし体験住宅が、この移住施策の中で効果を發揮しているというふうに認識しています。

以上です。

○教育総務課長（泊 光秀）

ただいまの御質問にお答えします。

就学支援を含めまして、今回の減額につきましては、実績に伴うものでございますが、今のところ、これまでどおり継続して支援を行っておりますので、特段、先ほど議員が言われたようなことはないというふうに思っております。

○政策推進課長（木原幸治）

21ページ、総務費補助金の中にある屋久島物流対策支援事業費3,738万9,000円を計上させていただいております。渡邊議員のほうで御提示がありましたとおり、こちら町がぶーげんびりあの借り上げをするものに対して、県が2月から3月分だけ、3分の1に当たる費用113万3,000円を予定では33回分計上させていただいております。こちらは、

11月8日の段階で、県のほうに町長とともに、こういうフェリー屋久島2が運休になったということの相談をさせていただいた際に、行政支援を含めた、財政支援を含めたものが求められていると。当然、町だけでは負担は困難なので、鹿児島県のほうにも、折田汽船さんのほうにも、国のほうにも支援する方法がないのかということで協議をさせていただいていた経緯の中で、県の中で協議をいただいて、予算を決定いただいたということに应じまして、歳入として計上させていただいているところです。

以上です。

○14番（渡邊博之）

暮らし体験は、私も想像以上の大きな成果を上げているということで、引き続き残しておく事業ではないかと思いました。それから、子供の貧困なんですが、要するに家庭の経済的な事由で修学旅行へ行けないとか、そういう子供たちはいないと理解してよろしいですか。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの御質問ですけれども、そういうふうに理解しております。

○14番（渡邊博之）

さっきの木原課長の県の支出ですけれども、これは大きな前進だったかと、一つの壁を突破したんだというふうに思うんです。そういった意味で、金額は確かに少ないなという感じがしますけれども、しかし、県もやはり責任を負うという形で、このことが推移したというのは、私は今後も含めて大きな意義があったものじゃないかというふうに思います。これからはまだまだ困難は続くと思うのですけれども、やはり国・県の力を、しっかりと責任として引き出すというのは、今後も努力をすべきだということを申し上げたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありますか。質疑はありませんか。

○11番（高橋義友）

1件だけお伺いします。ページは9ページになりますけれども、野平線の道路整備工事で2,000万円の繰越しが出ていますけれども、説明では豪雨によりと書いていましたけれども、ちょっと中身を教えてください。

○建設課長（計屋正人）

町道野平線の繰越しを2件計上してございます。改良整備工事が1,000万円、舗装工事が1,000万円の内容となっています。豪雨によるといったところが、台風10号の災害の後になります。台風10号のときには確認をしてございますが、倒木等々はなかったわけなんです、その後のどの時点かというのがはっきりしないんですけれども、雨が相当流れたときに、若干の倒木が、恐らく上の倒木が下に落ちてきたような形のところが

数か所ございまして、そこを処分しないと改良工事、そして舗装工事ともに進まないといったところもありまして、少しそこの処理に時間を要してしまったというのが実情でございまして。台風10号もそうなんですけれども、各、私どもの町内の業者さんたちが大変忙しい時期で、なかなか対応が難しかったといったところが実情でございました。

以上です。

○11番（高橋義友）

説明は分かりました。そうすると、6年度の当初予算で2,000万円計上しておりますけれども、これは使わずに令和7年度にそのまま繰越しということで捉えていいですか。

○建設課長（計屋正人）

はい、おっしゃるとおりです。令和6年度の2,000万円が、もう発注済みではございますが、舗装については、まだ手もつけられていないような状況ですので、令和7年に繰り越した上で、また令和7年度には新たに予算計上してございますので、また御審議をいただきたいと思います。

以上です。

○11番（高橋義友）

そうすると、令和7年度の当初予算と令和6年度の明許繰越、合わせて3,000万円以上の予算になってくると思うんですけども、令和5年度で、令和6年度に653万円の繰越しがあるんです。これは令和6年度の工事は、この件は終わったんですか。そこはどうですか。

○建設課長（計屋正人）

令和5年の繰越事業は、令和6年の夏場までに終了してございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第6号から議案第14号までの9件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第6号から議案第14号までの9件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号から議案第14号までの 9 件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、1 件ずつ討論、採決を行います。

始めに、議案第 6 号、令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号、令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、令和 6 年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 7 号、令和 6 年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、令和 6 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号、令和 6 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第15号 屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負変更契約の締結について

○議長（石田尾茂樹）

日程第14、議案第15号、屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、議案第15号について御説明いたします。

議案第15号、屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負変更契約の締結につきまして、屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事の設計変更に伴い、請負契約金額を変更するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（眞邊真紀）

この変更につきましては、もう既に全員協議会の中で丁寧に説明いただいているところなのですが、給水の設備について、井戸水で考えていたら、水量が安定しないので近くの河川から引くということで工事の代金が上がっているわけですが、この河川については、降雨量が極端に少ないときでも、十分に取水が通年できるのかどうかというところをお聞かせください。

○生活環境課参事（鹿島直喜）

近隣地元の方々にも一応確認をしまして、通年で水量は安定しているということなの

で、そこを決定しました。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第15号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第15号、屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負変更契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

観光まちづくり課長より発言を求められていますので、許可いたします。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

先ほどの総括質疑で、大角議員からお話のありました契約辞退の件につきまして、追加で御説明させていただきます。

契約につきましては、入札結果をもとに、契約の前に業者から辞退の申出がありまして、それを受けたところでした。事業を進むために次の契約入札を行う際には、辞退をした業者は入札には参加させないということをしております。事業のほうにつきましては、業者も新たに決まりまして、着々と進んでいるということを報告させていただきます。

以上です。

△ 日程第15 施政方針説明

○議長（石田尾茂樹）

日程第15、施政方針説明を議題とします。

町長に説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

令和7年第1回定例会において、令和7年度一般会計及び特別会計予算案、並びに関連議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、町民の皆様と議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年10月に発生したフェリー屋久島2の機関故障は、これまで例にない長期間の運休となり、島の物流が滞り、町民生活に大きな影響を与えました。町民の皆様へは御不便をおかけしており、心苦しく思っているところです。

フェリーの修理部品は海外への発注となり、運航再開が当初見込んだ3か月から大幅に遅れたことにより、2月のたんかん、バレイショなど農産物の出荷への影響が懸念されましたが、10月から鹿商海運株式会社所有のぶーげんびりあを臨時運航していただき、さらに2月には週4便体制で運航いただくなど、影響を最小限に留めることができましたが、町には多額の財政負担が生じ、公共性が高いだけに責任と憤りの矛先を静めざるを得ない結果となったことは、遺憾に思うところです。

同様の問題は全国の離島においても懸念されており、老朽化が進むフェリーや高速船の適正な管理、更新については確実に行っていただかねばなりません。離島で人々が生活し続けていくためには、島と本土を結ぶ交通を確保し、安定的に物の輸送を実現していくことが不可欠であり、物流は離島の安定的な住民生活や産業振興の根幹を担う重要な役割を果たしていることから、事業者の指導、監視や少子高齢化が目まぐるしく進行し、維持そのものが困難な状況においては、新たな助成制度の導入も視野に、引き続き国、県への要望活動を行ってまいります。

昨年8月に襲来した台風10号による長時間にわたる暴風雨は、町内に甚大な被害をもたらしました。特に民家への被害が多く、焼却場で処理できない災害ごみが多く発生したことから、町で臨時収集、処理を行いました。幸い人的な被害は発生しなかったものの、町民の生命、財産を守るため、あらゆる災害を想定し、スピード感をもって対応できる体制づくりの課題が浮き彫りとなりました。また、平成27年5月29日に、口永良部島新岳の噴火災害から今年で10年目の節目を迎えることから、5月29日を本町における防災の日と定め、住民一人一人が防災について考える日として周知をしております。

さらに、南海トラフ地震による津波や豪雨など、高潮の際に対応した自主避難訓練の推進、減災、防災を目的とした各種改良事業の実施について、スピード感をもって取り組みます。

新型コロナウイルス感染症が5類に分類され、町内でも多くの観光客が見られるようになりました。令和5年度は約18万人と、令和4年度と比較して3万人ほど増加しております。円安の影響もあり、外国、特にアジア、ヨーロッパからの来島者が増加しております。島内における民需電力の99.67%が水力発電で賄われており、種子島・屋久島交通がEVバスの導入を決定するなど、最もCO₂フリーに近いオンリーワンの島として、今年開催される大阪万博において、世界自然遺産5地域共同での出展も計画をしておりますので、世界に向けたアピールができるものと考えているところです。

いずれにいたしましても、令和7年度から本格的に動き出す屋久島空港の滑走路延長事業は、実現することで、既に大型ホテル建設計画等も進んでおり、観光のみならず、各産業に大きな効果をもたらすことが期待されるなど、屋久島の持続的発展のためには不可欠な整備でありますので、早期完成を目指し、関係機関と連携して取り組んでまいります。

全国的に人材不足が問題となっています。本町におきましても、一次産業や建設業、医療、介護、福祉分野など、あらゆる産業で人手不足の問題が深刻さを増し、大きな課題となっています。本町においては、令和5年の年間出生数は39人に対し、死亡数は213人と自然減の進行が続いており、特に平成18年以降は自然減の幅が拡大しております。一方で、転出数が転入数を上回る社会減の状態も続いており、これまで様々な対策を講じてまいりましたが、短期的に成果が見えるものではないことから、引き続き、働く場の確保、住宅資源の整備、子育て環境の充実など、人口増に向けた取組を進めます。また、本町は集落という暮らしの単位で独自の伝統文化を守り受け継いできましたが、地域活動の担い手不足により、その維持も困難になっていくことが予想されます。本町の貴重な資源や文化を維持していくためにも、既存集落の維持対策も必要です。

これらの要因の一つとして、住宅不足が挙げられます。本町への移住を考えている人が、移住したくても住宅がない、空き家があっても住める状態ではないといった声が多

くあることから、令和7年度から空き家活用支援を行う地域おこし協力隊を1名採用する予定であり、各集落と連携し、空き家の有効活用に取り組み、UIターン者の受入れ態勢を整えることで、担い手不足解消につながるよう期待しているところです。また、町内の人材不足対策の一つとして、昨年も申し上げましたが、シルバー人材センターの開設に向け、専任担当者を配置し、スピード感をもって取組を進めてまいります。

さらに、生命や健康を守る上で欠かすことができないのは、医療の確保・充実です。長らく常駐医師不足となっている口永良部島へき地出張診療所につきましては、遠隔医療システムを導入することで、町立診療所との連携を図り、迅速な診断が可能となるシステムづくりに努めてまいります。

全国的に物価高騰が生活に大きく影響しており、賃上げの効果が届きにくい過疎地域においては、住民生活に大きな影響を与えているところです。また、鹿児島県において、資材高騰や人件費の上昇による事業費用の見直しが報道されており、本町におきましても、老朽化や設備更新に多額の費用を要していることから、事業費の精査を行い、長期的な視点に立った事業計画による健全な財政運営に努めなければなりません。

また、農業においても、物価高騰による影響が大きく、物価高騰対策支援制度などを活用し支援を行っておりますが、後継者不足や基幹作物であるぼんかん、たんかんについても、台風の影響や鳥獣害により減収となるなど、厳しい経営状況下にあります。一方で、農産物を使ったお菓子等の開発や屋久島産の牛肉販売も行われるなど、増収につながる新たな取組も行われておりますので、町といたしましても、引き続き、新規作物の導入検討や、6次産業化の推進に取り組んでまいります。

改正離島振興法では、離島に対する介護・福祉、交通・通信、産業振興、就業促進、生活環境整備、教育、エネルギー、防災、感染症発生時等、小規模離島への配慮、規制の見直しといった部分の配慮規定も充実されました。これまで以上に新時代にふさわしい離島振興策に対応して、創意工夫を凝らしたまちづくりに邁進していくことが離島自治体の役割であります。

新たな考え方を柔軟に取り入れながら、住民が住み続けられるまちづくり、関係人口などを生かした持続的な発展に向け、世代、性別、思想などの多様性を尊重し、ともに支え合う温かい町を将来像に定め、町民、地域、企業、団体、行政が協働して様々な視点や価値観を共有するとともに、相互の知恵を結集し、魅力や価値をともに作り上げることで、この町に生まれてよかった、住んでよかった、訪れてよかったの3つのよかったが響くまちづくり、地元の人が自分たちの島を好きだからこそ、島外からもたくさんの人がやってくる、そんな島づくりのための施策の実現に尽力してまいります。

どんなにささやかな取組であっても、そこに動く人々がいて、周りには理解者がたくさんいれば、地域全体の動きとなり、島の安心、安全や元気を生み育てる原動力となり

ます。それぞれの地域にどのような動きが必要なのか、どのような活動や支援が必要なのか、議会の皆さんともしっかり協議を重ねながら、住民と行政の役割分担し、責任の範囲を認識し合いながら、行政依存のみのまちづくりではなく、住民一人一人が主役となり、発言力と行動力をもって対話と協働、共助で推進するまちづくりシステムを重要視してまいります。

自分たちの集落や地域をイメージする人がたくさんおられることは、郷土の力です。できることをやれる人たちが実践していく気風の醸成が必要であり、地域再生の根幹でもあります。地域おこしにとって、人的環境とはやる気の連帯といっても過言ではありませんし、とりわけ、町職員は、島づくりの使命と責任感を期待され、その使命遂行のために選び抜かれた人材で構成された共同体であります。ゆえに、やる気と意欲の連帯、実践・行動の連携を力として発揮し、私自身を先頭にチーム一丸となって、郷土発展のため全力を尽くさなければなりません。そのために、職員にはそれぞれの立場で自己研鑽に努め、職員としての意識と能力を高めることを求めたいと思います。また、その能力を最大限に引き出すために、常に心身の調子を整え、職責遂行に努められるよう職場環境の検証も行っています。そして、職員の英知と総合力を結集し、また議会、町民の皆様とも一体となって、屋久島町の将来が限りなく開け、かつ前進するような町政を推進してまいりますので、今後とも御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、新年度における重点施策の概要について説明申し上げます。

まず、ジェット化、そして関東圏との直行便開設に向け、屋久島空港滑走路延長事業につきましては、早期完成の大前提として、整備予定地の早期確保と認識しています。土地所有者の方々はもちろんのこと、屋久島の持続的な振興発展に欠かすことができない施設として、整備用地の確保には、島が一丸となって早期解決に取り組んでいただきますよう、御理解、御協力をお願いをしたいと考えております。

行政管理分野では、会計年度任用職員を含めた、適正な定員管理を行いながら、多様化する行政サービスに職員それぞれがその能力を十分に発揮できるよう、職員研修の実施、人事評価制度運用に取り組めます。

防災・減災の取組として、新岳噴火から10年を迎えることから、5月29日を防災の日に制定し、改めて自助、共助、公助による防災意識の意識向上を図ります。また、北分遣所の高規格救急車両の更新、防災行政無線の適切な維持管理を行います。

庁舎管理としましては、昨年度に引き続き、本庁舎窓口棟及び議会棟の外壁塗替えのメンテナンス工事を実施し、長く町民に親しまれる施設として整備します。

また、旧支所跡地利活用につきましては、尾之間支所跡については、利活用を希望する事業者の公募を行うとともに、宮之浦支所跡では、既存施設の高台移転の準備が進み

つつあります。物価高騰や人材不足、急激に進む少子化などの課題も生じていることから、関係者の意見を再聴取し、関係する方針を検討する取組を行います。

屋久島離島開発総合センターと宮之浦体育館の後継施設となる多目的交流センターの整備につきましては、事業者選定の時期を迎えておりますが、日を迫うごとに物価が高騰し、受託者側も困惑している状況となっております。このことから、運営目線での整備による効率化等によって、コスト削減の可能性もあることから、コンサルタント会社やPFI検討委員等の意見を踏まえ、必要な検討を行った上で、事務を進めてまいりたいと考えています。

有人国境離島法は、令和8年度末で時限を迎えることから延長を見据え、運賃低廉化事業では、地元負担を奄美地域と同水準に、輸送コスト支援事業では、対象品目の出荷が期間制限を受けないこと等に加え、予算枠を大きく拡充されるよう改正に向けて積極的に参加いたします。

先の新聞報道において、令和7年度の屋久島高校への出願者が、大きく定員割れしたことを伺いました。予想を下回る出願数で、出生率も年々減少していることから、唯一の公立高等学校の存続自体が危ぶまれています。このことから、スクールバスの支援、アプリ活用による教材支援等、学校とともに屋久島で高等教育を学び体験することの魅力を中学卒業予定者にPRするとともに、みらい留学生の安定した受け入れができるよう、生活拠点となる寄宿舎事業を継続いたします。

令和7年10月1日を基準に実施される国勢調査については、各種数値の基礎となる重要な世帯調査として、関係の皆様のご理解とご協力を得て適正に実施してまいります。

福祉分野では、誰もが住み慣れた場所で自分らしい暮らしができる福祉サービスの拡充を目指し、高齢者、障害者支援事業が円滑に行えるよう、そして福祉避難所としての機能を維持できるよう、縄文の苑及びこまどり館のエアコン改修を行います。

高齢者福祉分野では、高齢者バス利用制度の継続運用と積み重ねられた経験を活かすシルバー人材センターの設置に向けてニーズ調査を実施いたします。

子ども子育て支援分野では、児童手当など国の施策に加え、子ども通院費等助成事業、また来年度から子ども家庭センターを設置し、子育て支援センターと母子保健事業が連携した育児支援を行い、放課後児童クラブなど子育て支援の充実を行ってまいります。

健康づくり分野では、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、住民の健康増進に資するため、各種検診への受診喚起を行ってまいります。また、物価高騰の影響を受けている介護事業者に運営支援を行います。

廃棄物行政については、本年の秋に稼働する新廃棄物処理施設については、引き続き適切な工事管理を行い、円滑に移行でき、運転コストを抑えられるよう管理事業者との協議を行ってまいります。また、既存施設の解体に向けて仕様書作成業務を行います。

水道事業については、口永良部地区簡易水道事業を経営統合し、安全かつ良質な、安心して使用することができる水の安定供給に努めてまいります。

農業振興については、令和6年度策定した農業経営基盤強化促進法による地域計画に基づき、後継者対策や遊休農地対策に取り組んでまいります。

また、農業資材物価高騰対策支援金を創設し、肥料飼料等の購入を支援するとともに、試験園でのたんかんの試験圃場整備を進め、町内産の農畜産物を全国にPRする事業を実施します。

牧場運営については、子牛の商品性を高め、農家の省力化を図るため、指定管理者による運営と必要な作業車の購入を実施します。

有害鳥獣対策として、サル、シカの駆除の継続のほか、ヒヨドリ被害に必要なサンテ、防鳥ネットの購入補助を実施いたします。

林業振興については、森林環境譲与税を活用して、苗木生産補助や林業の維持管理費用の一部補助、高性能林業機械等の購入、リース費用の補助を実施します。また、地杉製品の海上輸送費の補助を継続します。Jークレジット制度や環境省が掲げる30 by 30の方針を組み合わせた屋久島独自の森林ビジョンを策定します。

水産業振興については、高齢化や後継者不足による漁業従事者の減少により漁業の衰退が危ぶまれるため、新規漁業就業者への支援を行います。漁業就業者の確保、定着を促進することにより、漁業の再生を図ります。

商工業については、商工業安定資金貸付事業や利子補給事業等といった従来の支援策に加え、昨年度導入されただいき基金を活用した屋久島町ポイントカード会クラウドシステムを効果的に活用し、各種施策との横断的な連携に取り組み、キャッシュレス化、DX化の推進を含めた町内経済の活性化を図ります。さらに、特定有人国境離島地域社会維持交付金の雇用機会拡充事業を活用し、支援を継続して行います。

地域活性化対策としては、集落の自主的な振興活動と集落の継承と支援をするため、集落の活力アップ事業を継続して取り組みます。

また、まち・ひと・しごと創生補助金を利活用していただき、地域全体の活性化に取り組めます。

移住支援金や結婚新生活支援事業、くらし体験住宅の周知など、人口増加につながる事業に引き続き取り組みます。屋久島町だいき寄附金は、改めて6億円の御協力を目指し設定とし、魅力的な地場産返礼品の掘り起こしを行い、だいき基金の活用に適した事業要望を取りまとめ、地域の活性化に活用したいと考えているところです。

自然環境については、屋久島総合自然公園のゆのこのゆは、本年度中の閉所に向けて必要な取組を行います。

エコツーリズムの推進については、世界自然遺産の自然環境と自然と関わってきた文

化の持続的に活用するルールに則った地域社会の創造に取り組んでいきます。そのために、公認ガイド制度の拡充と特定自然観光資源の指定の検討を続けます。また、屋久島永田浜がラムサール登録湿地に登録されてから20年を迎えることから、その価値を再認識する取組を進めていきます。

脱炭素の取組として、屋久島町ゼロカーボンアイランド宣言に基づき、電気自動車の導入推進を行ってまいります。

観光分野では、コロナ禍で大きな影響を受けた観光産業の回復に向け、インバウンド需要の高まりにも対応する屋久島、口永良部島の魅力を生かした第2次観光基本計画を策定します。

屋久杉自然館をはじめ、山岳部登山ルートに附帯するトイレの維持管理など、観光施設の適切な管理を行います。都市計画見直し事業について、令和10年度の都市計画決定を目指し、令和7年度から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定業務に着手します。また、令和3年、熱海市で発生した大規模な盛土崩壊土石流が発生したことに伴い、盛土規制法が施行され、町内においても大規模な盛土事業の規制が図られることになったため、県と連携し、広報活動を行うとともに、町内で危険性のある5か所の地域において、地質調査を実施することとしております。

教育分野では、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指し、第4期屋久島町教育振興基本計画に基づく諸施策を展開します。

また、安房小学校プール新築工事、栗生小学校講堂解体工事、口永良部島教職員住宅新設工事、安房中学校体育館防災機能強化工事を実施します。学習指導要領の着実な実施に努め、屋久島型ESDを継続発展させる取組を進め、さらに子どもたちが安心、安全に学べるように、いじめ防止対策や不登校対策を強化します。

国の学校施設のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備と積極的な活用を進めます。

学校給食においては、今後、施設等の老朽化や児童生徒数の減少、調理員等の人材確保が懸念されることから、現在ある学校給食施設の再編を含め、新給食センターの建設協議の検討を進めていきます。

給食無償化については、国の動向を見据えながら検討してまいります。

社会教育分野では、スポーツ・レクリエーション事業及び文化事業の推進として、各種大会等の実施や町民活躍・融和の場、町民が楽しめる場づくりに取り組むとともに、麦生観光農林漁業経営管理施設の防災機能強化のほか、老朽化した各体育施設の補修及び維持管理を行ってまいります。

また、図書館システムの運用による生涯学習拠点化を継続してまいります。

以上、事業実施に当たりましては、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

たします。

○議長（石田尾茂樹）

これから、町長の施政方針説明に対する質疑を行います。

なお、当初予算に関連する質疑は、後ほど当初予算を含めた議案の提案理由説明がありますので、その総括質疑の中でお願いします。また、一般質問に関わる質疑も御遠慮ください。質疑ありませんか。

○12番（日高好作）

消防の設備について、先ほど平野地区、普通は川向かいで春牧かなと思ったんですけど、平野に該当するということなことです。住宅火災がありました。あのときの消火栓の筒先、あれがその1点の筒先であったという、消防団員の話です。広がらなかったタイプですね。私も長く消防にいて、まだその1点の筒先があったのかなと思って聞いてあったんですけど、町内、消火栓何十か所か何百か所かあると思うんですけど、そこら辺の確認と、やっぱり広がるタイプ、あるいは、今、ハンドルでできるタイプがあるらしいんですけど、そういったものへの更新。

それと、今回の火事も随分強風の状況だったというふうに聞いております。幸いに延焼はなかったんですけど、一番最後のホースに二股のあれがありますよね。あれが各班に、積載車には常備されているのかどうか、その辺について伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

ただいまの御質問にお答えします。

まず、一つ一つの団の部分についての装備品の確認は行っていないんですが、先般、大角議員からの一般質問を受けまして、幹部会、分団長会を経て、今、各分団の設備の状況、老朽化も含め、要望事項を含めて、要望を取りまとめているところであります。その要望の取りまとめによって、不具合等も含めて対応しようかということで、今、細かく各分団ごとに集約を始めているところであります。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳）

屋久島町もいろいろ、様々、課題が多い中で、令和7年度の施政方針を示していただきました。昨年から今年にかけて、このフェリー屋久島2の問題、大きい問題であったわけですが、先ほど町長からもありましたように、本当に町は厳しい財政の中で多額の費用を財政負担したわけですが、この怒りの矛先というのは、先ほど町長からもありましたように、本当に大変遺憾に思う、私も同感であるわけですが、国に対

しても、引き続き、いろいろ支援策を講じていくということなんですが、先ほど、新たな助成制度の導入も視野に入れて、引き続き、国とか県に要望を行っていくということがあったんですが、この新たな助成制度の導入というのは、考えられているのかということ、もしあれば。

それと、2点目は、先ほど大阪万博のことに触れていましたけれども、5地域の連絡会で共同での出展が予定をされているというようなことなのですが、実は、この万博に、5地域の関係で、鹿児島県の中で、屋久島のほうから、楠川の盆踊りが郷土芸能として披露していただくということが決定をしたようです。大変ありがたいことなんですが、この共同での出展というのは、これは物的な出展なのか、何かそういう内容を教えていただければと思います。

それから、3点目に、有人国境離島法が来年で期限切れになるわけですが、町長は離島振興の会長として大変努力されているわけですが、以前から、この枠の拡大というか、観光客への適用ができないとか、あるいは出郷者が帰省をする際の適用ができないものかというようなことも、いろいろ検討されたことがあったと思うんですが、ここら辺の考え方というのは、今後、来年が期限を迎える中で可能性があるのかどうか、この3点をお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治）

まず、フェリー屋久島2の件からお話をしますが、今これ、大変、今でももう、煮えくり返っているって言葉は悪いですけど、そういう気持ちでいるんですけども、屋久島のことだけで済ますんじゃなくて、今これは単独航路じゃない複数航路だからこういう問題が起きた。これ単独航路であれば、例えば一昨年ですか、フェリーとしまが火災を起こしたときには、これは国土交通省が3億円いくら全部、全て見たんです。同じ離島に住む者でそういうことでいいのかという、そもそも論といいますか、ですから、今これは複数の航路だから国はそれを面倒見ないと言います。それはもう各会社が、そしてまた船会社も、エンジントラブルで止めたから、届けさえすれば別に代船を走らせる必要もない、何もその後の責任が何もない。

ただ今現在、屋久島には2つの航路で、フェリー屋久島2とはいびすかすと来ましたよ。これ7対3から8対2で、折田のほうがはるかに運んでくる。はいびすかすってのはもうそんなに種子島がメインなんです。

だからそういうの中でもあるんです。だから、話はあれですけど、今後、だからこれをこのままで終わらせるんじゃなくて、これ鹿児島県もそうですけど、長崎とか全国の離島で、もう30年を過ぎている船ってのはいっぱい走っているわけですよ。だからこれ明日どこかの島で、村で起こる可能性があるんです。

ですからそれは、私は、それをここだけで済ますんじゃなくて、これ全国的にやって

国に、国が離島に住み続けるって言うんなら、国がちゃんと、かねてから言いますが、もう海の国道だと思って、要するに国がちゃんと面倒を見てくださいよということは、今までも事あるごとに申し上げてきました。ですからこれは今度はもう自分の身で起きたことですから、実際にそういう体験をしたら、今度はまたそれ以上に、県や国にも言っていこうと。

ですから、先ほど議員から県が一步踏み出してきたというのは大きなことです。これでも相当やり取りもしました、県とも。だから要するに、改正離島振興法の中では、都道府県は離島の責務ということを謳ってあるんですよ、前回の改正法で。今までは国だけだったんですけど、都道府県も離島にも責任を持てっていうことを、去年9月の改正のやつでやるんですよ。ですから、私は県に何とか見てくださいよという話を、まず言ったわけです。

ですから、全国的に、長くなりますからあれですけど、これは自分ごとですから、これ必ず起きてきますんで、これ全国でそういうことを、今私は幸いに全国離島の会長をさせてもらってますから、これ長崎とか新潟とか、いろんな瀬戸内海も含めて、ここの首長と一緒に、まだ新しい船を、今フェリーなんかも財政的なもので支援がないから船を作れないって言われるんですから、ですからその補助も含めて、これから国に物申していこうということでもあります。

それからもう一点は、有人国境離島の改正延長、これなかなか厳しいです、現実的に言って。みんなが望んだ、あって当たり前だと思ったんですけど、これは非常に、令和8年で終わるんですけど、これこの2年間で、それこそ大変なことだと思います。

今の国会を見とって分かるでしょう。要するに少数与党で自民党はいろんなことで修正を我慢していて、要するに金がどんどん使われていくわけですよ。それが、そういう離島まで行くかということですから。ですから、ここは本当に私どもの正念場だというふうに私は思っています。それに向けて。その中で、まず最低は現状の維持の継続ですよ。改正、今の制度を。それでよければ、今言ったけど、奄美並みにしたいというのは、要するに、うちは今3割ぐらいなんですよ。航路航空路の。そうすると奄美はですね、奄振をつけている関係で、これ5割なんです、補助が。だから半額で奄美はいける、使える。今、奄振で今度は沖縄まで伸ばしましたから。沖縄は7割から8割なんですよ。これ特措法で、沖縄特措法、小笠原。だから、もう2階建て3階建てになっている。だから、私ども一番一般離島で、71の有人国境離島というのは、その制度から言うてんですよ。だから、やっぱり今言うように、奄美並みにしてくださいよ。奄美は何て言っているかって、奄美は沖縄並みにしてくれって言っているわけです。

だからそういうことがあるので、少しでもそういうことを、厳しい中ではありますけど、それを今度やって、そういうことを、まだいろんな事業も使い勝手がいいように、

交流人口をとにかく使えるように、これは一生懸命努力をしたいというふうに思います。

もう一点は担当課長に説明させます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、御質問のありました、世界遺産地域の5地域会議で出展します万博につきまして御説明します。

出展は5月6日と6月5日の2日に分かれて行います。5月6日は2時間程度のシンポジウムが開催される予定で、これは屋久島地域のほうから出演は予定はされていないというところです。6月5日につきましてもシンポジウムということで、その中で屋久島地域の紹介ということで、屋久島の伝統文化や暮らしのことを紹介していただく紹介者として、屋久島公認ガイドであり議員でもあります中馬慎一郎さんのほうにお願いしております。

あと、郷土芸能の出演団体として、最近、県の文化財のほうに指定されました、楠川盆踊保存会のほうにお願いをして、今、その出演に向けての調整、準備を進めてもらっているところです。

6月5日のシンポジウムにつきましては、この屋久島の暮らしの紹介のほかに、会場内で展示の部門がありまして、その中では屋久島の山岳信仰ですとか、いろいろなこれまでの伝統文化、自然保護の取組ということを行いながら、それと併せて、屋久島の水力発電、魅力的な脱炭素の取組というのでも紹介できればというふうに思っております。

今回の万博出演につきましては、日本の自然との共生と利活用、こういうものを日本型の自然保護のメッセージを世界へ伝えたいということで、今回、万博出演につながっているということです。

以上です。

○9番（榎 光徳）

町長の意気込みを聞かせていただきました。万博については、非常に最初は盛り上がり欠けていまして、ここに来てやっといろいろな取組がされているようですので、屋久島町のそういったことが紹介されるということは、先ほども申し上げましたけれども、大変これは素晴らしいことですので、また町民への広報とかそういったことも、5月、6月すぐ来ますので応援していただきたいと思います。

それから、先ほどの有人国境、町長大変な立場にあると思うんですが、全国のそういう離島の首長さんたちを巻き込んで、一つぜひ引き続いて、先ほどちょっと私は逆に、出郷者とかそういったことまで幅が広がっていただければいいなと思っていたんですが、この継続すらなかなか厳しい状況にあるというようなことがありましたので、ぜひそこは最低でも継続ができていくような、町長にはぜひともお力添えをいただきたいと、何かあればお願いします。

○町長（荒木耕治）

私はそれをやらないと言っていないわけです。それは思っやりますけれども、今から一生懸命やっていく。できれば、屋久島は、おおぞら高校が1万人ぐらいいるんです、生徒が。この経済効果って屋久島たくさんあるんですよ。だから、こういう人たちにも、何とかその準住民としての扱いができないだろうかという思いはあります。これからいろいろ、今現在、各市町村に、みんなアンケートを、今何を望むかという、全部集計を取って、もうすぐしたら全部出てきますから、それはみんな言いたい放題も書きたい放題も書いてきますよ。その中で、だけど離島に住む人たちは、大小はあっても心は一つです、気持ちは。もう国に対して言うって、向かっていくってのはもう心は一つですから、それをやっていきます。ですから、そういうことで、2年後の法改正に向けては頑張る。

先ほど、私も財政の話をちょっと、まあまあ、県も3,700万円出してくれたりとか、うちは1億7,340万円負担、これを今、そのうちの3,700万円は県から出てくるわけです。あと残ったものは、今総務省と掛け合っています。災害でしょうって私は言っていました、もう準災害みたいなことで見てください。国道とか県道とまたこれ災害で見てくれるわけですよ。だから、総務省へ行って、そういうお願いも今してきました。たまたま今、特別交付税のところに、ついこの間まで鹿児島県の副知事をしていた方が、そのポストに今居まして、そこを頼って行って、いろんな話も相談もしている。だからありとあらゆることを今やって、私どもの町の負担が少しでも減るように、そういう努力は続けていこうと思っています。

ですから、ほかの市町でも起こったときに、そういう一つの、これは災害として無理という、そういう一つのものを作りたいというのもあって、一生懸命やりたいと。

○議長（石田尾茂樹）

他に質疑ありますか。

○14番（渡邊博之）

施政方針の中で2つの印象的な部分がありましたので、まずそのことから。

フェリー2の半年に及ぶ欠航、これについて多額の財政負担が生じたという、しかし公共性が高いだけに、その責任を果たさなければならないというのと、一方じゃ、怒りをすごく感じた。沈めざるを得なかったという、これはもう本当に、町民も含めて、共通認識の思いじゃないかというふうに思いました。明日は、私も航路問題で質問させていただきますけれども、これを、共通認識に立って、私も質問していきたいというふうに思います。

それから、子どもたちが減っていると、こういうことに対して危機意識を持って、そしてやっぱり人口というか過疎を止める努力の中で、こういう一文があります。どんな

にささやかな取組であっても、そこに働く人々がいて、周りには理解者がたくさんいれば、地域全体の動きとなり、島の安心、安全や元気を生み育てる原動力と。まさにそのとおりではないかと思うんですが、ただこれを具体化するということでは、かなりの検討が必要だと思うんですが、この点で何か具体的なものがあつたら、ないかもしれませんが、しかしもっと突っ込んだ意見があれば、見解があればお示しをください。

○町長（荒木耕治）

今具体的にこれをやるというものはないんですけれども、地域とか、あるいはそういう意見集約といいますか、いろんな話を聞かせていただいて、その中でそういうものをしていければいいというふうに思っています。

○14番（渡邊博之）

本当に今ここに住んでいる住民の皆さんに、やっぱり元気をもらおうと、希望を持ってもらおうという意味では、非常に大事な取組だし、そういう立場から考えれば、いろんな工夫も出てくるかもしれませんが、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

もう一点ですが、15ページになりますけれども、学校給食、22ページです。学校給食においての中で、給食無償化については、国の動向を見据えながらと、こういうふうになっていますけれども、給食無償化については、昨年12月議会で私が一般質問した際に、私の任期までということをお答えされました。国の動向ということでは、確かに今、俎上には登っていますけれども、自民党、公明党、政府は、どうも維新の高校教育無償化とも合意をして、取り交わして、既に本予算に賛成するという立場を表明しているわけですね。

ですから、学校給食は後継に迫りやられる、あるいはこのまま次の課題みたいな形でいく可能性が私は高いと思っていますんですけれども、ここで学校給食の実現を私は早くというふうに思っているのは、やっぱり今いる対象者の子どもたちが、遅れば遅れるほど、この運況を受けられなくなるわけですね。そういうことになると思うんですが、そんな意味で、一つはやっぱり早くというふうに思います。

もう一つはやっぱり議会で答弁をなさった町長の答弁は重いというふうに思うんですが、この国の支援が間もなく、多分はつきりとすると思います。もし国の支援が学校給食に及ばなかったら、これは議会の答弁どおりやっていただくということを約束されませんか、されますか、してください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

私も発言には責任を持って、今年度第一子を中学までやるということで、予算編成を指示はしました。国会がああいうふうにならなくて、今年度から国がやるんじゃないか

ということがあったわけです。今、煮詰まってきた、どうも今年度じゃなくて、8年度から小学校の給食をやる、中学校はまたその1年後にやるというようなのが、今やっとなえてきたと言いますか。その頃、国民と組むのか維新と組むのか、いろいろそこら辺の綱引きをやっているときでしたから、今うちが予算を上げて、今年度国がやると、そこら辺でちょっと齟齬が始まるんじゃないかという懸念もあったものですから、その動向をずっと見ていたというのが原因で、私も約束はきちんと守りたいというふうに今でも思っています。

だから、それがそういうふうになったとき、今年度から、年度途中からどうなるのか知りませんが、国ももう8年度から恐らくやるだろうというふうに言っています。ただ、この1年間でどうするかということがありますので、ちょっといろいろ、また内部でもいろいろ協議をして考えさせていただければというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

○4番（中馬慎一郎）

1点だけお聞かせください。4ページなんですが、下段のほうに大型ホテルの建設計画について触れておりまして、今まで数年前に報道で情報が入ってから、私もいろいろな方に聞かれるんですけども、特に情報がなかったもので分からなかったんですけども、今現在、屋久島町とこのホテルの、企業との間でいろいろな話がされて、ここに出てきたのかなと思ったんですけども、そのあたりは。

○政策推進課長（木原幸治）

既に新聞報道されている温泉付きのところについては同じ認識でありまして、具体的な町に対しての協議というのはない状況です。

もう一点については、まだ正式な公表はできないんですけども、計画はあるということで、地域についてもおよそ同じ安房近辺のほうということでお話は伺いをしておりますが、正式な細かいことはまだ公表は控えていただきたいというのもありまして、この場でも発言は控えさせていただきたいと思います。計画は2件あるというのは事実でございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで、町長の施政方針説明に対する質疑を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- △ 日程第16 議案第16号 屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について
- △ 日程第17 議案第17号 屋久島町宮旭牧場等の指定管理者の指定について
- △ 日程第18 議案第18号 屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について
- △ 日程第19 議案第19号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- △ 日程第20 議案第20号 屋久島辺地総合整備計画の策定について
- △ 日程第21 議案第21号 口永良部島辺地総合整備計画の策定について
- △ 日程第22 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第23 議案第23号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第24 議案第24号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第25 議案第25号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- △ 日程第26 議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- △ 日程第27 議案第27号 令和7年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第28 議案第28号 令和7年度屋久島町上水道事業特別

会計予算について

- △ 日程第29 議案第29号 令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第30 議案第30号 令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第31 議案第31号 令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第32 議案第32号 令和7年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第33 議案第33号 令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第34 議案第34号 令和7年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第35 議案第35号 令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算について

○議長（石田尾茂樹）

次に、日程第16、議案第16号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定についてから、日程第35、議案第35号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算についてまでの20件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、議案第16号から議案第35号について御説明いたします。

議案第16号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定期間が満了することから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、引き続き特命で選定し、指定管理者として指定するものであります。

議案第17号、屋久島町宮旭牧場等の指定管理者の指定につきましては、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、特命で選定し、指定管理者として指定するものであります。

議案第18号、屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定期間が満了することから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、引き続き特命で選定し、指定管理者として指定するものであります。

議案第19号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定につきましては、これらの施設は、集落自治の拠点として地域密着型の施設となっていることから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、それぞれの区を特命で選定し、指定管理者

として指定するものであります。

議案第20号、屋久島辺地総合整備計画の策定につきましては、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とし、公共的施設ごとの整備計画及び辺地債予定額を定めるものであります。

議案第21号、口永良部島辺地総合整備計画の策定につきましては、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として、公共的施設ごとの整備計画及び辺地債予定額を定めるものであります。

議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正する必要があるため、所要の改正をするものであります。

議案第23号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令、及び子ども・子育て支援施行法規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第24号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第25号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営、簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の期日を定める政令が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に、カード代替電磁的記録に係る項が追加されることに伴い、本条例において当該法令を引用している箇所に項ずれが生じるため、所要の改正をするものであります。

議案第26号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正につきましては、令和5年6月に制定した本条例について鹿児島地方検察庁と協議を行ったことに伴い、その結果に基づき、所要の改正をするものであります。

議案第27号、令和7年度屋久島町一般会計予算につきましては、エネルギーや資材高騰による事業者の負担を軽減するため、国の重点支援地方交付金を活用した支援事業の実施や、教育環境の整備・充実を図るためGIGAスクール端末の更新や、安房小学校プール改築事業の実施、防災・減災に向けた取組として、緊急自然災害防止対策事業の実施や、指定避難所である各地区公民館の計画的な大規模改修事業の実施による災害に強い安心・安全なまちづくりに努めることとして、一般会計当初予算総額は116億2,200

万円、前年度当初予算と比較して2億4,500万円、約2.2%の増額となったところであります。

歳入の主な増減につきましては、増額を見込んだものとしては、地方交付税であり、これは職員の給与改定に要する経費や公熱費、施設管理費等の委託料の高騰に対するための経費などの算入が見込まれることによるものであります。

また、県支出金については、事業の進捗状況から令和6年度の執行を見送った栗生漁港の水産基盤機能保全事業を再開することによるものであります。

一方で、減額を見込んだものは、町債、国庫支出金、財産収入が主であり、町債と国庫支出金の減額は、一般廃棄物処理施設整備事業の事業費の減少が要因であります。

歳出の主な増減につきましては、性質別では、物件費の増については、一般廃棄物処理施設の管理委託料の増額や各地区公民館に配備しているAED更新費用など、備品購入費の増額によるものであります。

また、補助費の増については、熊毛地区消防組合負担金の増や、物価高騰対策支援事業として実施する貨物運送事業者物価高騰対策支援金や農業資材物価高騰対策支援金などの影響によるものであります。

一方、減額については、普通建設事業費の減が大きく、要因としては一般廃棄物処理施設整備に係る工事費の減によるものであります。

また、目的別では、教育費の増が最も大きく、これは安房小学校プール改築工事や安房中学校体育館防災機能強化工事等の実施によるものであります。

総務費の増については、だいすき基金の積立金や返礼品等の経費の増が影響しています。

一方、減額となったものは、衛生費では一般廃棄物処理施設整備に係る経費が大きく減額しており、議会費では、町議会議員の定数減に伴う議員報酬の減や、令和6年度に計上していた議会用タブレット端末の工事請負費の皆減の影響によるものであります。

なお、自主財源比率は27.2%で、前年度より2.4ポイントの増となりました。

増額となったものは、屋久島町だいすき寄附金（ふるさと納税）の見込額を増額したことで、寄附金が増となったことが大きく影響しています。

また、使用料及び手数料は、町営住宅使用料や屋久杉自然館使用料の増額が見込まれることによります。

減額となったものは、財政収入や町税等であります。町税については、固定資産評価額の増が見込まれることから固定資産税の増額を見込んでいますが、その他の税において減額が見込まれるため、総額で減となっています。

近年、住民ニーズの多様化・複雑化が一層進んでいる中、各種要望や課題に柔軟に対応するためには、町税を始めとする自主財源の確保が不可欠であることから、町税の徴

収強化や各種使用料等の見直し等による、安定的な自主財源の確保が喫緊の課題であると言えます。

議案第28号、令和7年度屋久島町上水道事業特別会計予算につきましては、給水戸数7,250戸の安全かつ良質な水を安定的に供給するために、水源及び浄水場等施設の維持管理、水質検査、老朽化した施設、設備の修繕等に必要な予算を計上し、収益的収入及び支出における水道事業収益の予算総額は5億5,090万5,000円、前年度比7,754万7,000円の増額に、水道事業費用は4億5,697万3,000円、前年度比2,852万3,000円の増額とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、長峰・志戸子・吉田地区浄水場施設整備、小島浄水場設備更新などの整備のほか、企業債償還金のため、水道事業資本的収支の予算総額は3億7,278万円、前年度比4,469万3,000円の減額に、水道事業資本的支出は4億4,667万1,000円、前年度比2,696万2,000円の減額とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,389万1,000円は、当年度利益剰余金処分額で補填するものであります。

議案第29号、令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、原集落における利用戸数197戸の農業集落排水施設の適正処理に資するため、施設の維持管理及び設備の修繕などに係る予算を計上し、収益的収入及び支出における排水事業収益の予算の総額は4,772万4,000円、前年度比554万9,000円の増額に、排水事業費用は4,593万5,000円、前年度比504万4,000円の増額とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、企業債償還金などのため、資本的収入の予算総額は2,593万6,000円、前年度比44万7,000円の増額に、資本的支出は2,826万5,000円、前年度比19万8,000円の減額とするものであります。

なお、資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額232万9,000円は、当年度利益剰余金処分額で補填するものであります。

議案第30号、令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、持続可能な医療保険制度の確立に資するよう、疾病の早期発見・早期治療等による医療費抑制のため、生活習慣の改善や重複受診・重複服薬の減少に向けた保険指導、併せて負担公平を図るための保険税収納率向上に取り組むための予算を計上し、予算の総額は19億2,193万9,000円、前年度比1億3,221万円の減額とするものであります。

議案第31号、令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計予算につきましては、令和6年度から3年間を期間とする第9期介護保険事業計画の下、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、生活支援等が包括的に確保される体制の構築に努め、自立支援、介護予防、重度化防止への取組を推進するための予算を計上し、予算の総額は14億5,362万7,000円、前年度比508万2,000円の増

額とするものであります。

議案第32号、令和7年度屋久島町診療所事業特別会計予算につきましては、健やかな地域社会づくりを推進するため、町内3診療所の安定的な運営に努めることとし、また、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科などの特定診療科を提供するための予算を計上し、予算の総額は1億6,596万8,000円、前年度比1,128万2,000円の増額とするものであります。

議案第33号、令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合による財政運営の下、適切な保険事業の実施に努めることとし、併せて令和2年度から法整備がなされて実施する高齢者保険事業と国民健康保険事業及び介護予防事業を一体的に実施するための予算を計上し、予算の総額は2億2,573万5,000円、前年度比259万9,000円の増額とするものであります。

議案第34号、令和7年度屋久島町船舶事業特別会計予算につきましては、旅客数5,690人、貨物量2,280トン、自動車航送2,880台を予定し、安全最優先を第一義とし、乗客と物資を安全確実に届けるための適切な運航や地方債への償還に係る予算を計上し、収益的収入及び支出における船舶事業収益的収入及び収益的支出それぞれ5億7,911万6,000円、前年度比4,500万円の増額に、資本的収入及び支出につきましては、船舶事業資本的支出が1億3,541万4,000円、前年度比4万4,000円の増額とするものであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,541万4,000円は、損益勘定内部留保資金並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

議案第35号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算につきましては、供給件数3,517件、販売電力量2,898万4,994kWhを予定する安全安心安定した電力の供給体制の確立と所有設備に起因する停電防止のための配電設備の強化、充実を図るための予算を計上し、収益的収入及び支出につきましては、電気事業収益及び電気事業費用それぞれ6億6,784万3,000円、前年度比1,077万8,000円の増額とするものであります。資本的収入及び支出につきましては、高圧・自動電圧調整器増設工事、土地購入などの実施のため、電気事業資本的収入の予算は計上せず、電気事業資本的支出は1億1,936万9,000円、前年度比4,236万9,000円の増額にするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金、損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、議案第16号から議案第35号までの20件に対して、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀）

議案第27号、一般会計予算案についてお尋ねします。

217ページの総務費で、ホームページリニューアル業務委託2,000万円付いていますけど、こちらは、まるっとこういいようにホームページを変えられると思うんですが、業務委託先の選定方法をどうされるのか、お伺いします。

もう一点が、219ページのこちらも総務費で、庁舎の外装塗装2,100万円について、もう既にフォーラム棟と事務棟と済まれていますけど、次は窓口棟とこの議会棟だということで、仕上がりを見ていると、以前塗られていたペンキよりも少しく艶があるようなものが塗られているなというふうにお見受けするんですが、最初、庁舎が建ったときに、恐らくドイツ製の何かこうオスモとかリボスとか、天然素材の塗装をされたと思うんですね。すごくのりがよくて、いまだにすごくきれいだなという印象なんですけれども、今回外装で塗る塗料は何を採用されているんですかね。

以上2点です。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

ただいま眞邊真紀議員からの御質問ですが、ホームページのリニューアルにつきましては、現在各課に、現在の情報で必要なもの、削除していいもの、追加する必要のあるもの等を聞いているところであります。

おおむね前回同様つくるとなると、おおむね2,000万円ぐらいはかかるということで、予算としては2,000万円計上させていただいているんですが、これについてはプロポーザル方式をしまして、その中に今回は金額も評価点加点をするような形の中で業者選定を行いたいと思っております。4月、5月で募集の準備をしまして、7月ぐらいまでには決定をして進めたいというふうに思っているところであります。

○政策推進課長（木原幸治）

7年実施の外装塗装につきましては、たしか議員御指摘のとおり、今まで自然素材のなるべく木に、木材に優しい塗料を使っていたと思います。

今回の発注に関しては、予算は政策推進課で持っているんですけれども、事業発注、事業内容の選定については建設課のほうでやっていただいております。手元にちょっと材料がなくて、また改めて説明をさせていただきたいと思います。多分、今年度と同じ材料になるのではないかなというふうに思っております。

○建設課長（計屋正人）

政策推進課長が、今、答弁しましたが、昨年の庁舎の塗装については、リボス社の自然健康塗料、リボスタヤエクステリアといったものを２度塗りで施工をしてございます。先ほど政策推進課長が答弁したとおり、ほぼ同じような内容での使用になるかと存じ上げます。

以上です。

○５番（眞邊真紀）

ホームページはプロポーザルで業者を選定されるということで分かりました。今、すごく見にくいので、情報にすごく行き着きにくいので、十分な検討していただいて、見やすいものにリニューアルしていただけたらなというふうに思います。

あと、ペンキについてはありがとうございました。いや、最初、導入したとき、導入したというか、建設したときに塗られていたのが、やっぱり環境配慮型ですごくいいなと思ったので、ただ、艶がすごく出ていたので、別のものを採用したのかなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はございますか。

○４番（中馬慎一郎）

一般会計当初予算で２点ほどお聞かせください。

ページ、222ページの負担金補助及び交付金の中で、地域おこし協力隊の活動費補助金というのが出ています。これの具体的な使途、中身を教えていただきたいのと、あと276ページの滞在型旅行商品の造成などの補助金について、令和６年度でも計上されていましたが、1,100万円ほどの減になっていて、今回また1,300万円の補助金が付いています。昨年との何か違いとか、あと昨年のもし実績とかが分かれば教えていただけますか。

以上、お願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、中馬議員から御質問をいただきました。まず地域おこし協力隊の活動費につきましては、地域おこし協力隊員１人、年間月16万円活動費等のそれぞれ皆さん、地域おこし協力隊ミッションを持たれていまして、７年度では、先ほど町長の答弁にもありました空き家と、もう一人は、口永良部のほうの生活支援というミッションを持っておりまして、その活動に関して、必要な移動のガソリン代ですとか、必要な通信運搬の経費ですとか、必要な物の購入等に使えるような活動費のほうを持っております。

もう一つの観光の滞在型につきましては、７年度については、３泊以上の宿泊につき

まして、その宿泊補助のほうを行うように、これは町単独事業として行うようにしております。といいますのが、6年度は宿泊補助ではなく、その移送の船便、航空便の運賃補助は行っていたんですが、旅行業者のほうとも話をする中で、なかなか魅力化につながっていないという指摘がありまして、この屋久島へ誘客をする、屋久島に来ていただくことを促進するために、できるだけ屋久島では延泊を、長く宿泊していただきたいという思いがあって、この補助のほうを町単で行うようにしております。

6年度は、大体実績としては、160人ほど誘客（中断）7年度につきましては、誘客も（中断）600人ほど、この補助金を活用して屋久島のほうに誘客できればと考えています。以上です。

○4番（中馬慎一郎）

まず、地域おこし隊の活動費は、年間1人16万円ということで、高校の寄宿舎を運営されて、運営というか、管理を任されている地域おこし隊の方も、この16万円で活動費として充てていると思うんですが、その中の冷蔵庫とか洗濯機とか、そういう日常使うものも、この中から支払って活動しているということでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

すみません。ちょっと私の伝え方が悪かったかもしれません。月16万円で補助しております。日常使うものについては、それが活動、その地域おこし協力隊としての活動に必要なものかどうかということを経営しながら、これは当たります、これは当たりませんということで仕分けをしておりますので、ちょっと日常ということで、常時使うものであれば当たらないものもあるかもしれませんが、そこは隊員のほうと聞き取りをしながら対応しているというところです。

○4番（中馬慎一郎）

それでは、その活動費の中身については、また課と相談しながら、使うか使わないかを決めているということですね。はい、分かりました。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はございますか。

○9番（榎 光徳）

議案第27号、一般会計についてお尋ねをいたします。

ページは歳出の268ページですが、農業費の測量設計の中で、委託料が500万円ほど組まれているんですが、第二屋久南というこの場所がどこなのかということと。それからこの測量設計なんですが、計画書策定ということになっているんですが、実施設計に伴うものじゃなくて、今から計画をするのかどうか、そこをちょっと教えていただきたいんですが。

それと、ページ274ページの商工費の中で、加工組合への補助金が400万円ほど組まれております。先だって、加工組合の幹事会があり私も同僚議員と参加をさせていただいたんですが、加工組合の現状もなかなかこの組合員が少なくなって大変な、経営状態も大変苦勞しているようなんですけれども、これは何社への貸付けなのか、それとも加工組合全体への貸付けなのか。それと、これは単年度で返済を求めるものなのかどうか、そこをちょっと教えていただきたいと思いますと思っております。

それから、ページ281ページですが、土木管理費の危険家屋の解体撤去費に180万円ほど計上されております。これは今年は何戸分を予定しているのか。それと、町内でも危険家屋がたくさんあると思うんですが、全体的な家屋数がどれぐらいあるかというのは把握されているのかどうか。それで、年次的に大体どれぐらいをこの補助をしていくという計画があるのかどうかですね。

それとあと1点、最後ですが、419ページです。診療所事業費の中で口永良部のへき地出張診療所の、これ金額は小さいんですが、ライセンス使用料ということで、2万7,000円ほど計上しているんですが、この口永良部の診療所につきましては、私も医師の確保とか看護師の関係で何度かやり取りをさせていただいたんですけれども、実は、先月の25日の南日本新聞に、この離島医療で増す存在感ということでオンライン診療が大きく出ておりました。看護師の2名体制も色々議論しているところなんですけれども、このオンラインに関してのこのライセンス使用料なのか、そこをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（計屋正人）

まず最初に、268ページ、農業施設整備費の委託料500万円の第二屋久南計画書策定の件になります。こちらにつきましては、畑地帯総合整備事業担い手育成型の事業が完了して30年を経過するところです。30年を経過する中で、施設が老朽化をしてございます。畑かん施設の補修計画を新たに今年度からスタートするということになります。

そして初年度としましては、この令和7年に計画書を策定する。そして令和9年度に測量設計を実施。令和10年度から令和14年度まで、その改修工事を実施するという中身になっております。基本的には県営の事業になりますが、計画書策定については町が策定するという形となつてございますので、令和7年度、本町において計画書を策定しようとするものでございます。

そして次に、281です。危険家屋の解体撤去補助金の件になりますが、令和7年度、30万円掛ける6件、180万円で計上をしてございます。ちなみに令和6年度の実績は

1 件でございました。

今、私は手元に資料がない関係で、危険家屋の件数は述べることはできませんが、把握はしてございます。各集落から例年追加があったときには、担当がその建物を建て屋を確認した上で、件数に加えているという状況です。

これはあくまで個人の財産である家屋を撤去する、危険家屋であった場合撤去に資する補助金でございます。ただ単にお家を解きたいので活用できるという補助金ではなく、やはり私どもの台帳で管理され登録されている、もしくは地域の周辺の住民の皆さんから何らかの申出がある、危険だとかというような内容がなければ、ちょっと適用はかなわないというものになっております。令和7年度の予算については180万円、6件を計画しているといったところの答弁になります。

以上です。

○産業振興課長（松田賢一）

先ほどの質問にお答えいたします。

ページは274ページです。屋久杉加工協同組合の運営資金貸付金につきましては、組合本体への貸付けとなっております。貸付けにつきましては、年度の貸付けで、年度初めに貸付けを行って、年度末に返済をしていただくという貸付けになっております。

以上です。

○健康長寿課長（泊 裕一郎）

先ほど質問いただきました419ページの口永良部診療所のライセンス使用料についてお答えいたします。

令和6年度にデスクトップパソコンを各診療所に1台ずつ設置してあります。それに伴いまして、Zoomのツールを使いまして診療ができるような体制を整えるということで、そのZoomの使用料という形で、令和7年度から発生するものであります。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はございますか。

○15番（大角利成）

議案第27号、令和7年度一般会計予算について幾つかお尋ねいたします。

ページ254ページ、予算書では73ページになります。

環境対策費の中で、備品購入費2,940万円が計上されておりますが、電気自動車購入の内容説明をお願いいたします。

264ページ、予算書で83ページになります。節の18負担金補助及び交付金。屋久島産サツマイモによる純屋久島産焼酎生産を拡大すべきと考えますけれども、焼酎用サツマイモ生産支援補助金100万円が計上されております。もっと増額をして支援すべきと思うが、検討はなされなかったのかお尋ねいたします。

3 点目です。267ページ、予算書では86ページです。鳥獣被害対策費のうち、負担金補助及び交付金、これまでどおりでしょうか、50万円が計上されています。交付内容変更による手厚い増額等は検討されなかったのか、お尋ねいたします。

4 点目、最後です。283ページ、予算書では102ページです。土木費の河川総務費、工事請負費がございます。1 億2,100万円が計上されておりますけれども、うち、小島あさひ川の事業費は幾らでしょうか。そして、令和6年度も事業が少し遅れておりますが、令和7年度で完了予定かどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、大角議員から御質問のありました電気自動車備品購入費につきまして御説明いたします。

この備品購入費につきましては、軽の電気自動車を6台購入、充電設備もそれに併せて6台、6基設置予定。この電気自動車の購入で、例えば台風時とかで避難所のほうで電源供給ができるような形が取れないだろうかということで、ポータブルの給電装置、これも6台の購入を現在計画しております。

車につきましては、できるだけ出張所ですとか、そういったところに配置ができるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの御質問にお答えいたします。

264ページの焼酎用原料サツマイモの生産支援補助金ですが、10a 当たり1万円を補助しておりますが、増額の検討はいたしておりません。

続きまして267ページ、有害鳥獣被害防除対策補助金ですが、これにつきましては購入費の3分の1、サンテ・防鳥網等の購入費用の3分の1で、上限3万円で支給しておりますけれども、これにつきましても、内容等の検討はいたしておりません。

以上です。

○建設課長（計屋正人）

最後になります。283ページの河川の改修工事、小島のあさひ川の件でございます。今年度、1,500万円を計上してございます。令和6年度も1,500万円、合計2か年で3,000万円という予算計上となっております。

どうしても河川である関係で、どうしてもこの出水期については待たなくちゃいけないといったところがございますので、どうしても遅れがちにはなってしまうといった難

点がございいますが、令和7年で2か年の工事を終える計画としてございます。

以上です。

○15番（大角利成）

まず、屋久島産カライモによる焼酎の原料の件ですけれども、今、1万円支援をしているということですが、もう少し手厚い支援をすれば、純屋久島産の焼酎がまだ数多く出回るんじゃないかなというふうに私自身は思っております。そういった意味から、以前からの反当1万円じゃなくて、もう少し増額をしてほしいなということをお伝えをしておきたいと思います。農家の方々からもそういう声が少し聞かれますので、ぜひ検討してほしいなと思います。

それから、この同じく鳥獣被害対策でございますけれども、これまで色々と支援をしていただいて、サンテ等あるいは防鳥網をやってきておりますが、もうそろそろ買替えの時期に来ているのかなという気もいたしておりますし、そういう声も聞きます。ここも、ぜひ毎年毎年同じじゃなくて、そういうところの調査もしていただいて、農家の意向も聞いていただいて、ぜひ検討していただきたい。特に、今年の年末ぐらいからこの鳥獣被害対策については対応するわけですので、時間もありますので、もう一度農家の意向も聞いた上で検討していただきたいということで要望をしておきたいと思います。

それから最後に、あさひ川のこの件でございますけれども、令和6年度の事業も繰越しをされております。諸事情があることはよく分かっておりますけれども、ぜひ令和7年度、完了をするように頑張ってください。そのことをお願いして終わります。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之）

私も幾つか質問をさせていただきます。

242ページですが、子ども・子育ての出産のための色んな施策があるんですけれども、現在、町内での出産というのはもうないと考えていいのかどうか、それが1点。実績があるかどうかですね。そのことをまず教えてください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

ただいまの御質問にお答えいたします。

町内での出産ということは、徳洲会病院での出産ということですか。それについて我々のほうでまだ把握はしておりません。

ただし、昨年は、施政方針のほうでもありましたけれども、5年については39名、年間出生ということで、6年については恐らく、ちょっと今、概算ですけど、50名をちょ

っと超えるような出生数が出ていますので、そのうち何割かは、5割、6割ぐらいは徳洲会病院ではないのかなというふうには。はい。まだ数字は把握しておりませんが、そういう。また把握してお知らせをしたいと思います。

以上です。

○14番（渡邊博之）

39人が島の外と、どれだけかということをやっと知りたかったんですが。

ページの264ページになりますが、農業資材物価高騰対策支援金という項目がありますけれども具体的な流れですね、どうやって事業者に届けるのかという、その流れを一つ教えていただきたいのと。

もう一つは、246ページになります。生活保護つなぎ資金貸付金が5万円程度なんですけれども、1人がこの資金を受ける限度額というのは幾らかということと。ほとんど実績がないせいか、5万円というのはあまりにも少ないような気がして、今、生活保護の方々も緊急に資金が必要だという場合があると思うんですけれども、そのところ、十分かどうかも含めてお願いをいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの御質問にお答えいたします。

264ページの農業資材物価高騰対策支援金ですが、これにつきましては、令和6年の1月から12月に肥料・飼料等を購入された方に対して、その購入費の8%で予算を計上してございます。もう恐らく皆さん確定申告もう終わられると思うんですが、その確定申告書を基に支給をしたいというふうに考えておりますので、年度が明けたら広報紙等で呼びかけを行いたいと思っております。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

先ほどのつなぎ資金についてお答えします。

これについては、7年度からということで新たに設けた予算ということなんですけれども、これは生活保護の申請があって、例えば受給を決定するまでに大体約2週間程度時間がかかります。その間に緊急的に必要な方に貸し付けるという予算、貸付金でございます。そのため、大体5万円ぐらい、1件幾らというのはないんですけれども、1万円から2万円、1週間から2週間、それでしのいでいただいて、そして返金につきましては、決定次第、1回目の支給で返してもらうというふうなことで、今、考えております。

以上です。

○14番（渡邊博之）

私も少し勘違いをした。前の福祉が行っている貸付金がありましたね。あれと、うん、そうだ。（中断）金につながるものかと思ったのですが、これは新たな事業だということですね。妥当性を持っているからこういう組み方をしたんでしょうけれども、これで十分足りると、足りなければ補填、補正すればいいわけですがけれどもね。分かりました。理解しました。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第16号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定についてから、議案第35号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算についてまでの20件については、お手元に配付しております議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第37 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第38 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（石田尾茂樹）

日程第36、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第38、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、諮問第1号から諮問第3号について御説明いたします。

諮問第1号から諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、当該人3名は穏やかな人柄で、地域への貢献を望まれており、人権啓発活動への大きな寄与が期待されることから、前任者の退任に伴う後任候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、答申賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これから、ただいま議題になっております諮問第1号から諮問第3号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

諮問第1号から諮問第3号までの3件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時28分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、諮問第３号は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、３月10日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2 時 3 0 分

令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 3 月 10 日

令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 3 月 10 日（月曜日）午前 10 時開議

○日程第 1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
11 番 高橋義友	1. 町営住宅の入居・空き家の現状について (1) 町営住宅の入居率・空き家率をお示し下さい。地区別に。 (2) 町営住宅の空き家対策を町はどのように考えているのか。 (3) 町営住宅の地域対応活用について 住宅探しに苦慮している留学生家族に町営住宅を斡旋・入居させる事は出来ないか。 2. 町営住宅の中で廃墟住宅の現状について (1) 町営住宅の中で廃墟住宅の今後の計画は。 (2) 一湊団地の廃墟住宅解体予定は。 3. 一湊川流域の河川管理について (1) 地域の防災や水害対策の面から一湊川流域の砂州・寄州の除去回数を増やすべきでは。 (2) 一湊川流域の 4 カ所の砂州の除去を急ぐべきでは。 「丸勝水産の右岸」「稚児見橋の右岸」 「旧一湊中学校の左岸」「一湊橋の左岸」 4. 栗生・中間間、町道野平線の進捗状況について (1) 町道野平線の残り区間の工事を急ぐべきでは。	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長
15 番 大角利成	1. 役場尾之間支所周辺跡地の活用について (1) 支所跡地の利活用に関する考え方（スケジュール）は。 (2) 尾之間中央公民館の改修計画（予定）は。 2. 安心安全に通行できる道路整備について	町 長 教 育 長

	(1) 過疎基幹農道大崎線の県道から屋久島おおよそ高等学校入口までを拡張整備する考えはないか。	町	長
	3. 安心できる住環境について (1) 安房川上流の尾立ダム安全点検結果について町としてどのように把握しているか。	町	長
14番 渡邊博之	1. 航路問題について (1) 3月末のフェリー屋久島2の復帰は間違いないかどうか、その後新たな情報はないかお尋ねしたい。 (2) 鹿児島県と本町間に設置された航路問題に関する協議会設置の目的、協議内容についてお示しいただきたい。 (3) 「修理後あと5年は維持したい」とする折田汽船の見解をどうとらえているかお聞きしたい。 (4) 本町住民にとって最良の航路とはどんな航路か、思いがあればお聞かせ願いたい。 (5) 高速船の建造に国の補助が付いた事例が生まれているがその出資状況の内訳をお示してください。	町 町 町 町 町	長 長 長 長 長
4番 中馬慎一郎	1. 災害対策について (1) 消防北分遣所の防災対策・移転の見解を伺う。 (2) 宮之浦港、安房港の定期的な浚渫工事の必要性について鹿児島県との協議はされているか。 2. 特別支援教育の方針と福祉サービスについて (1) 現在、特別支援を必要とする児童・生徒の為に特別支援の免許を所有する教職員の在籍人数をお示し下さい。 (2) 県が進める巡回型通級指導教室の導入についての見解をお示し下さい。	町 町 教 育 教 育	長 長 長 長

	(3) 義務教育から高校教育、卒業後まで一貫した支援体制の必要性についてお考えはあるか。 (4) 第7期障害福祉計画にお示しの「地域生活支援拠点等の整備」と「児童発達支援センター設置」に向けた進捗状況をお示し下さい。 3. 学校部活動の方針について (1) 中学校部活動の方針において、国が進める部活動の段階的な地域移行に対し、屋久島町の今後の計画や考えを問う。	教 育 長 町 長 町 長 教 育 長
--	---	--

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩
3 番	小 脇 淳智郎
5 番	眞 邊 真 紀
7 番	岩 山 鶴 美
9 番	榎 光 徳
11 番	高 橋 義 友
13 番	岩 川 俊 広
15 番	大 角 利 成

議席番号	氏名
2 番	内 田 正 喜
4 番	中 馬 慎一郎
6 番	相 良 健一郎
8 番	渡 邊 千 護
10 番	緒 方 健 太
12 番	日 高 好 作
14 番	渡 邊 博 之
16 番	石田尾 茂 樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久
議事調査係	若 松 直 樹

議事調査係長	岩 川 さほり
--------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治
副 町 長	岩 川 茂 隆
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之
生活環境課長	泊 竜 二
建設課長	計 屋 正 人
教育総務課長	泊 光 秀
監査委員事務局長	中 村 一 久

職 名	氏 名
教 育 長	石田尾 行 徳
会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵
政策推進課長	木 原 幸 治
町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治
健康長寿課長	泊 裕一郎
産業振興課長	松 田 賢 一
電 気 課 長	内 田 康 法
社会教育課長	佐々木 修

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

ここで、福祉支援課長より発言を求められていますので許可します。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

おはようございます。

3月7日の本会議における令和7年度一般会計予算の総括質疑の中で、渡邊博之議員の質問にございました町内で出生した数の割合について御説明させていただきます。

令和5年度につきましては、39名が出生しましたが、その中で町内で出生した数は、自宅出産が1名おりますので、これを含めまして13名、33%でございました。

なお、令和6年度についても52名中19名、うち自宅出産が2名おりますけれども、これを含めまして19名、36.5%が町内での出産ということになります。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、11番、高橋義友議員に発言を許可します。

○11番（高橋義友）

皆さん、おはようございます。

議長に発言許可をいただきましたので、令和7年第1回屋久島町議会定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

弥生3月、卒業、旅立ちのシーズンでもあります。3日には母校、屋久島高校の卒業式があり、57名の若者が新しい旅路に向かって元気よく学びやを巣立っていきました。

人口減少の中、毎年のように卒業生が減少していくさまに、一抹の寂しさを感じておりますが、ふるさとを誇りに思い、活躍される卒業生の前途に全力をもってエールを送ります。

それでは、通告に従いまして、4問について質問をしていきます。

まず1問、町営住宅の入居・空き家の現状について伺います。

町報等で年3回ほど町営住宅の入居者を募集していますが、近年、町営住宅の空き家が増えてきたような状況でございますが、現在の入居率はどのぐらいか、また空き家はどのぐらいか、地区別にお知らせください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。高橋義友議員の質問にお答えします。

令和7年2月末現在の町営住宅の入居率については、管理戸数494戸、うち入居戸数380戸、空き家数114戸となり、北部地区入居率76.2%、空き家率23.8%、南部地区入居率77.8%、空き家率22.2%、町全体での入居率76.9%、空き家率23.1%となっております。

各地区別の入居率は、建設課長のほうで答弁させます。

○建設課長（計屋正人）

では、各地区別の空き家戸数を答弁いたします。

小瀬田地区の空き家数が2、2月末現在ということでお願ひします。小瀬田地区が2、楠川地区0、宮之浦地区18、志戸子地区4、一湊地区7、吉田地区1、永田地区2でございます。

次に南部です。安房地区9、春牧地区2、平野地区1、高平地区0、麦生地区0、原地区0、尾之間地区0、小島地区0、平内地区0、湯泊地区0、中間地区0、栗生地区0となっております。

以上です。

○11番（高橋義友）

最初に、地区別の空き家状況を教えていただきましたけれども、公営住宅の入居率は全国で約80%ですよ。入居率がおおむね90%の市町村は、需給バランスがとれていると、そういうことなんですけれども、今、説明を受けますと、屋久島町の場合は、全体で76.9%、大体は80%に90%よりか、ちょっと少ないんですけれども、まあまあ努力すれば近づける数字だと思うんですが、その中でも、一湊地区は住宅戸数の割によって、やっぱり空き家率が高いですよ。

この空き家率が高い住宅に関しまして、町はどのような、これは2番の質問も一緒なんです、対策をとってきたのか、説明をお願いいたします。

○町長（荒木耕治）

町営住宅の空き家対策につきましては、これまでも議会一般質問や決算委員会、定期監査等において、たびたび御指摘をいただいております。

その対策としては、これまで耐用年数が経過した木造平屋住宅を単独住宅管理にすることで所得制限がなく、単身者の入居を可能とし、また、公営住宅長寿命化計画に基づき、耐用年数を経過し、老朽化が著しい政策空き家対象団地の用途廃止と除却方針の決定などに取り組んでおります。

昨年 8 月には、規則改正により、単身世帯の入居対象住宅の拡充を行い、10 月並びに先月 2 月の入居募集に反映したところです。

今後も公営住宅法の趣旨及び公営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な改善や修繕を行い、入居者が安全で住みやすい環境づくりに努めるとともに、管理費が多分に町の負担となる住宅については、用途廃止するなどの作業を進め、空き家対策に努めてまいりたいと考えております。

○ 1 1 番（高橋義友）

一般的に町営住宅は、低額所得者向けに賃貸・転貸するための住宅で、入居の資格条件や住民票、それから、連帯保証人が必要だったり、特定の収入制限があったりする場合がありますけれども、一湊地区の団地の場合、単身者用、それから、世帯者用と区別されていますが、長い間空き家になっている住宅もあります。もっと柔軟に対応し、一人でも多く入居してもらったほうが、建物にとっても、町民にとっても、地域にとっても、よいのではないかと思います。

また、若い世帯で一定の収入が上がった時点で、退去勧奨がなされて出ていった人たちもおります。

若い世帯が、そういう事情で集落を出ていくというのは、地域にとってはものすごく大きな損失でもあります。住民の人も困りきっております。

こうした状況も一定の条件緩和や、地域の人口減少対策など、条件を見直す柔軟な対応をすることで、入居者を増やす工夫になると私は思っております。

世帯者用を単身者用に変えていくと、それから、若い人たちが入ってきたときのこの所得制限ですよね。所得制限は上限どのぐらいまで見ているんですか。教えてください。

○ 議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○ 建設課長（計屋正人）

所得制限の話になりますが、基本的には、所得の算定の分位が 8 段階に分かれております。実際、5、6、7、8 までになると、もう高所得ということで、入居は非常に難しいというような形になりますが、1 から 4 分層まででありますと、一概にこの金額とは申し上げられませんが、第 4 分位まで、月額所得、控除も、控除がございますが、控除した残りの入居の積算算定が 15 万 8,000 円までであれば入居が可能ではないかと思っております。

ただ、分位が上がっていくごとに、非常に家賃が高くなりますので、例えば、4 分層であったとしても 3 万 1,300 円程度、これも住宅の立地、年数、広さによって非常に小さな計算になっていきますので、一概には言えませんが、4 階層までで大体 3 万 1,300 円程度の家賃にはなってくるというような形です。

8分層までいきますと、もう5万円、6万円近くの家賃になってくるといふような形になりますので、大体4分層、4区分ぐらいまでの所得条件が入居者が多いというふうに考えているところです。

以上です。

○11番（高橋義友）

ちょっと内容が難しすぎて、ちょっと把握ができなかったんですけども、要するに、条件の所得が高くて、要するに、町営住宅の家賃の上限ですよ。所得がもし200万円、300万円あっても、もう家賃の上限は最高これだけですよという、そういう上限の打切りというのはいないんですか。

○建設課長（計屋正人）

入居段階では入居できない金額というのがございます。ただ、一旦入居して、毎年その過年度の所得に応じて、次年度の家賃が決定していくわけなんですけど、その家賃が一定基準を超えたからといって、すぐ退居してくださいというふうな話ではございません。一定期間を経て、その金額がまた下がれば、特に何の通知もございませんが、やはり所得が多くなると、家賃がsonだけ高くなります。ですので、その高い家賃を払って、住宅に入居を続けていくか否かといったところは、もう入居者の判断というふうな形になってくるかと思っております。

○11番（高橋義友）

当然、単身の方が町の住宅に入っても、所得は毎年毎年上がっていくんですよ、所得は。所得が上がっていくということは、当然、住宅料も比例して上がっていくと。そうならば、町の住宅に入っているよりも、民間のアパートなりに入ったほうが安い場合もあるんですよ。

ということで、町の住宅は出て、民間の住宅、アパートに入っている人もいますよ。ですから、もちろん町の住宅は低所得者用に建てた住宅とは、もちろん承知はしておられますけれども、そこを何とか、やっぱりそういう地域の事情とか、それに合わせて緩和してほしいと、そういうふうに思っております。

色々な事情は、町のほうにもあるとは思いますが、町長も施政方針の中でも触れておりましたけれども、やっぱり住宅困難者に対しては、柔軟な姿勢で臨むと、そういうこともありましたので、再度、その地域の需要に応じて条例を改正するなり、地域に住宅が不足しているわけですから柔軟な対応をお願いしたいと思っております。どうでしょうか、最後に。

○町長（荒木耕治）

今そういうふう担当課にも指示はしております。ただ先ほど、各集落の入居率を担当課長が申しあげましたけれども、今この南部のほうの入居率というのはすごくいいん

ですよ。今度は入る、これ多分、移住の方たちとか、そういう方たちもいるんでしょうけど、今、通年を通じて過ごしやすいとか、そういうものもすごくあって、北部のほうっていうのは少ないんです。吉田の集落というのは、ずっと入っていないという状況もあります。

そして、今度は住まれている方が、例えば、安房地区がいいとか、じゃ宮之浦が空いているから宮之浦に行ってくださいって、そういうのを斡旋をしても、いやなかなか宮之浦は嫌だから、やっぱり自分が安房とか松峯とか、そういう近隣がいいという、なかなかそういうバランスもありますけれども、いずれにしても議員が言われるように、条例等で色々して、なるべく入れるように、一湊の留学生の方々も、それは1年間、教育委員会の要するに住宅等空いてあれば1年間はそこにに入れるとか、そういうことも今やっていこうとしておりますので、これからそういうふうにやりたいと思います。

○ 1 1 番（高橋義友）

それでは、次の質問に移ります。

3 番目の町営住宅の地域対応活用について伺います。

2 の空き家対策と関連があるんですけれども、公営住宅の地域対応活用について、この私の今手元の資料は、国土交通省が各自治体向けに発出した資料のコピーでございます。

地域対応活用の概要としまして、地方分権改革推進委員会の勧告の趣旨を踏まえ、各地方公共団体が地域の実情を勘案し、若年単身世帯、それから、U J I ターンにより、地域に居住しようとする者等に対して、公営住宅ストックを弾力的に活用できる措置であるということで、多くの自治体がこの公営住宅の空き家を地域対応活用しております。

この活用事例の中でも、町の山海留学制度を実施する上で、受け入れる住宅が不足しているため町営住宅を活用している事例、それから、留学家族に居住してもらうことで、複式学級の解消や外部地域への情報発信につなげ、地域の活性化を図るということで、実際に県内でも活用されている事例も載っております。

条件としましては、空き家率の高い住宅、それから、長期間空き家状態にある住宅などが、この中に含まれております。まさしく今僕が考えているのは、一湊の大浦団地が条件的には合っているのではないかと思います。

先日、一湊区のほうからも、町営住宅の空き家、教職員住宅の空き家対策について、留学生家族に利活用させてほしいとの要望等が届いているとは思われます。

町が実施している屋久島町の山海留学制度は、平成8年度に始まり、令和6年度で約29年になります。トータルで約551名の留学生を受け入れております。今年度も22名の留学生がそれぞれの小学校に留学先が決まっております。22名の留学生ですから、家族を入れて恐らく50名ぐらいになると思うんですね。

近郊の地区の人口が減少していく中で、留学生家族が来るということ、ものすごく喜ばしく、地域の活性化にもつながっております。しかし、受入先の住宅の確保には苦慮しているのが現実です。

特に、一湊地区では空き家は確かにあります。個々の住宅事情によりまして、貸出しが困難になっております。そこで、この一湊地区にある町営住宅の空き家に、地域対応活用を利用し、山海留学家族を斡旋、入居させることはできないか伺います。

○町長（荒木耕治）

この制度、最初から住宅に入れるというよりか、一湊の留学生の役員の方たちと話し合ったときは、一湊は空き家があつて空き家を準備をしますと、何軒か。だけど、そこに来て、家族が、そこ準備をした家にはなかなか入ってもらえないというのもある。ただ、そうすると、住宅が空いてあれば、そこに入れてほしいということで、一昨年でしたか、そういう対応をしますということで、実際入ったかどうかは分かりませんが、私はそういうふうに返事をしたことがあります。

ですから、今言われるように、やっぱり空き家があつても水回りとか、そういうのがあつて、なかなか来られる方が入らないというのもありますから。

今、公営住宅もリフォームして、ずっとしていて、なかなかそこに入らないという、先ほども言われるように、そういう場所もありますので、そういうところは、私は使われるように条例なり何なりをきちんと整備をしていけばいいのかなというふうに思います。

○11番（高橋義友）

一湊地区の公営団地の内容をちょっと説明しますと、3つの一湊地区には団地があるんですよ。西団地、これはトンネルに近いほうの住宅。あそこは2階建ての住宅が5戸あるんですけれども、一軒が空き家になってますね、ここは。ここは、今年で8年です、空き家になってから8年。

それから、岡団地、これは一湊中学校のところにありますが、6棟あるうちの2棟が空き家になっております。これも4年と9年が空き家、今のところ9年も経過しております。

それから大浦団地、一湊の。6棟住宅があるんですけれども、今入っているのは2棟だけです。長いので8年、そして、次が7年。この長い期間誰も住宅に入っていないんですよ。二、三年ぐらいの住宅の空き家というのは私も分かりますけれども、ここは、7年、8年、5年以上がもう何軒もあるんですよ、住宅の中に。

住宅が悪いかというと住宅は悪くはないんですよ。いつでも入れる状態にあるんですよ。ですから、遊ばしているよりも、そういう地域に事情があるんだったら条例でも改正して、そういう人たちを入れたらどうかというのが、僕が今回の大きな質問の中なん

ですよ。

幸いにして、この地域対応活用というのは、これは全国でやっていますよ。国土交通省からもそういう通達が来ていないのですかどうか。課長。

○建設課長（計屋正人）

議員御指摘のとおり、国土交通省から通達が来ております。

私どもの町につきましても、何度か計画つくって申請をしたことが、別の件で、留学制度じゃない件で、すみません。もといです。

照会が来て、私どもの町でも活用の照会が来てはおりますが、今現在のところ一度も活用の計画を策定して申請した事例はございません。

○11番（高橋義友）

どうですか、この機会に、この地域対応型活用したら。物すごく便利な制度ですよ。これは、国が認めているわけですからね。

町長が言うように、一般の空き家を利用するのが一番、私もベストだと思いますよ。でも本当に色々な事情があって、飛び込みで家族留学がここに来て、なかなかそこになじめないんですよ。今、町長もさっき言われたように、水回りの環境が悪かったり、色々な条件で、要するに受入先があれば、この家族留学制度って増えてくるんですよ。一湊なんか来たいんですけども、要するに住宅がないもんだから断っているんですよ、もういっぱいいっぱい。ですからやっぱり、人口を増やす上でも、生徒数を増やす上でも、僕はこれはいい制度だなと思ったものですから、どうですかと今回一般質問をさせていただいているところです。

これは留学生に限らず、一般の移住者の方も入れるようになっている。もちろんこれは条件がありますよ。空き家、そして、1年、2年ということで制約がありますがけれども、更新はできますので、そういう制度を利用したら、遊ばれているよりかは、町も収入も入ってくるわけですから、いいこれは事例だと思いますけれども、再度どうですか。

○町長（荒木耕治）

対応活用実施を今言われるようにするには、地域対応活用希望年度の前年度12月頃から活用計画を策定の上、1月中に県を経由し国土交通省に申請をする必要があります。

計画の策定に当たっては、公営住宅の本来入居対象者の入居が阻害されないことや計画期間が1年であることから、地域対応活用を使用して、使用許可については1年単位となり、未来の公営住宅、本来入居対象者から公募があった場合に備えなければならないなどの諸条件があります。

そのため、町営住宅は、空き家を優先的に使えるのではなく、地域対応活用直前の入居までに複数の空き家があったときは、そのうち1つは弾力的に使うことができるとい

うものであり、その運用は決して安易というものではありませんので、事例市の運用等を参考に、教育委員会と協議をしながら、令和８年度の活用計画の策定が可能かどうか検討してまいりたいというふうに思います。

○１１番（高橋義友）

ぜひとも、これは私は前向きに検討してほしいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらくお待ちください。補足説明を。

○建設課長（計屋正人）

まず、補足の前に１問目の空き家の状況の中で、私は栗生地区の栗生団地の空き家０と口頭で言ったと思いますが、戸数４、入居２の今空き家が２件、栗生団地については出てございますので、まず、その訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと、この地域活用計画については、町長が答弁をされたとおりで、可能性というのは非常にあると思ってございます。

特に議員がご指摘されます大浦団地については、現行空き家が４ございますので、例えば、１軒しか空き家がないところに優先してその地域活用計画を使うというのは、ちょっとハードルが高くて難しいですが、２軒以上あれば、例えば、２月の募集が終了時点で２軒あれば、１軒については町長の答弁のとおり、１年間に限って活用できるというような中身になってございますので、それは活用の有効性というのは非常にあるなというふうに思っております。

ただ、全て公営住宅法、入居の費用の件につきましても、全て我が町の条例の上位法である公営住宅法での規制がまず第一になってきますので、そのところは整合をとりながらの対応というような形で、今後も進めていければと思います。

以上です。

○１１番（高橋義友）

今、課長が言った、そのとおりなんですよ、課長。決して空いていない住宅を無理やりに言っているんじゃないと思います。あくまでもこれは低所得者用の住宅ですので、そこは理解の上で質問しているわけですから、そこは御理解していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

町営住宅の中で廃墟住宅の現状は今どうなっているのか教えてください。

○町長（荒木耕治）

用途廃止後の解体に至っていない町営住宅等については、宮之浦の半四郎田団地の３棟、一湊団地の１棟など、既に用途廃止後であっても近い将来解体できる建造物と、

まだ使用者が入居中であり、現在も政策空き家としているが、一部は入居者がいない建物等が、登り上り団地と火之上山団地の一部3棟と、単独住宅で入居者が退去後、用途廃止をし解体を待つ家屋3棟があります。

単独住宅家屋の解体につきましては、家屋の状態により優先順位を設け、計画的な解体に取り組めますが、団地等の建物については、アスベスト調査及びその対策も含め多額の経費を伴いますので、可能な限り活用できる補助制度を検討しながら事業調整を行う必要があると考えております。

○11番（高橋義友）

現在で10棟ぐらいあるということですか。どうですか。

○建設課長（計屋正人）

団地につきましては、半四郎田団地の3棟と一湊団地の1棟、4棟。あと火之上山団地に1棟、もう入っていない棟がございます。あと登り上り団地も一部入居者の荷物が入っているものの、3棟のうち2棟が今もう空になっているという、合計6棟が入居がもうない団地が存在してございます。

以上です。

○11番（高橋義友）

ありがとうございます。6棟ということですがけれども、令和7年度の解体予定は、この中に、この6棟のうち何棟か入っていますか、どうですか。

○建設課長（計屋正人）

令和7年度につきましては、解体経費は計上はしてございません。

○11番（高橋義友）

分かりました。町全体の廃墟住宅の現状、了解いたしました。

次の質問で、一湊団地の解体時期を伺います。

今、令和7年度は、全然予算には組んでいないと言われましたけれども、一湊団地の解体については、平成30年の第3回定例議会でも質問しております。解体の方向で考えていますと答弁をいただいております。あれから7年経過しております。最後の入居者が退居してから15年が経過しております。

団地の状況は、周囲の竹やぶによって覆い尽くされ、以前のような面影は何もありません。近くには青少年研修センターもあります。防犯、近隣の環境整備の上からも早急な解体時期を示すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

その前に、町長、現状視察されましたか、ここはどうですか。感想を聞かせください。

○町長（荒木耕治）

僕は、その前に解体をしたものがありますよね、その後ろ側で。ほとんど何かカズラとやぶで、もう現物がほぼ見えないような、そういうやぶの中になっているというふう

に、そういうふうに見ております。

解体の予定まで。じゃ6戸1棟の一湊団地の解体時期につきましては、建物の危険度、周辺への影響度や町全体の建物除却等の計画を踏まえますと、宮之浦の半四郎田団地解体後の順位になると考えています。

○11番（高橋義友）

ということは、まだ解体時期は示されないということですか。それでいいんですか。

○町長（荒木耕治）

半四郎田団地を今4棟のうち壊そうとしているんですが、これがアスベスト問題で解体費用が高くなって、それで、それが一遍にやる予定が、それで半分しかできなかったという事情がありますので、それが終わってから、もう今度は半四郎田が終われば次は一湊団地をやるということで、了解をしていただければと思います。

○11番（高橋義友）

了解しました。できるだけ早く、やっぱり防犯の面からも取壊しにかかってほしいと思われま。

それでは、3問目の一湊川流域の河川管理について伺います。

質問の前に、この一湊川は二級河川ですから、川底の堆積土とか砂の撤去事業は河川管理者であります鹿児島県であることは承知の上で質問いたします。

一湊川流域、河口の異物の除去については、毎年、鹿児島県の予算で年1回から2回程度実施されております。令和6年度は、12月に実施されましたが、本年1月、2月の寒波により、河口は以前のような寄州状態に戻っております。

寄州は、川の流れを妨げ、氾濫の原因にもなります。また、去年はテレビ等で、線状降水帯の影響で河川が氾濫した映像も数多く見られ、たくさんの死者も出ております。

鹿児島県の令和7年度の当初予算に、寄州の除去費用として18億円が計上されております。一湊地区の防災・水害対策の観点から、住民の安全・安心を守るために、一湊川流域の砂州・寄州の除去回数を増やすべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

これは、1問、2問、関連でも答弁は結構です。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

一湊川の寄州除去につきましては、例年、県が事業主体となり、河川等防災事業にて土砂を撤去し運搬、一湊海岸に砂入れを実施しているところです。

県に確認をしたところ、本年は一湊河口部護岸の寄州を除去し、一湊海岸へ搬入したとのことでした。

近年においては、線状降水帯や集中豪雨等の発生により、記録的な降水が頻発し、全

国的にも大きな水害が報告されています。

本町においても、台風に伴う大雨により、河川水位が越水ぎりぎりの状態になることも確認されますので、河川災害を未然に防止するためにも、寄州が生じた場合には、適切な時期に、その除去を実施する必要があります。

本町としましても、防災などの各地区からの要望・要請については、しっかりと把握し、県との情報提供や意見交換などにより、連絡を密にして対応してまいりたいというふうに考えています。

2 番目も一緒に。一湊川の寄州除去の場合についても、県への確認連絡の中で、議員から指摘のあった場所を伝えております。今後、県屋久島事務所によって、技術的・専門的知見に応じた優先順位が付されるものと思われませんが、その場所の選択等は、河川管理者である県屋久島事務所に委ねるものと考えております。

○ 1 1 番（高橋義友）

今、町長から説明を受けましたけれども、河川の氾濫の予防、それは市町村、町長から県のほうには幾らか助言はできるんですね。一湊区民から、ちょっと砂がたまって危ないから除去してもらえないかと、そういう要望を我々は町長にしか言えないんですよ。町長はそれを代弁して県のほうに言っていただけるんですけども、私は今の現状を見ていて、この砂州の状況、一湊川の砂州の状況、その砂浜の状況。写真も撮ってきましたけれども、ものすごく私から言えば、氾濫の危険性を感じております。

丸勝水産の右岸、あすこはもう川幅の3分の2は埋まっていますからね。それから、一湊橋の左岸、あれはもう堤防ぎりぎりまで砂が来ていますよ。今日も僕は確認してきましたけれども、堤防からぽんと飛び下りることなく、歩いて砂浜に、川に行けます。それほど砂がたまっております。

それで、寄州の件ですけれども、それ特に見てきたんですけど、あの広い幅が、もう10mぐらいのところまで砂浜で、ばあと今年の寒波でまた埋まっているんですね。

ですから、やっぱり予算的なこともあろうとは思いますが、やっぱり予防が第一ですよ、やっぱり。線状降水帯が発生してばあって雨が降ったら、もう一湊の川は完全に、今の状態だったら、私は大変危険な河川だと思っておりますので、常に気をつけて、県のほうには声かけをしていただきたいと、そのように思っていますけれども、どうですか。

○ 町長（荒木耕治）

一湊に限らず、永田川もそうです。永田川も一昨年は、川が増水して公民館の床下まで来たという。それで県が少しだけ堤防を上げておりますけど、あんなもんじゃどうしようもないなと私は思っています。

ですから、浚渫をして、要するに屋久島の川は、花崗岩で全部削られて、私が小っち

やい頃からすると全然浅くなってきていますよ。どこの川も、宮之浦も安房も栗生も、みんなそうだと。

ですから、先般、国会議員の先生がいらしたときにも、ぜひ、やっぱり屋久島は雨も多いので、要するにそういう河口、砂を取っていただきたい、浚渫をして、それが宮之浦港と、安房港も要するにそういうことなんです。安房港も高速船が入れなくなったというのは、そういう事情がありますから、やはり今までは雨の降り方も違いますので、それは機会があるごとに、一湊も含めて、そういうことは随時お願いはしていきたいというふうに思っています。

○ 1 1 番（高橋義友）

幸いにして、その鹿児島県の当初予算に、これは7月3日の新聞ですけれども、いや、3月の1日の新聞ですけれども、寄州の状況に、さっきも言いましたけど、18円の予算が計上されたと、わざわざ新聞に大きな活字で載っているんですよ。

ですから、この際とは言いませんけれども、確かにこの一湊の、今私が言われましたこの危険箇所、丸勝水産のところ、一湊橋のところ、それから、一湊の河口のところ、もう毎年のように、町民から言われております。もう災害が来てからでは遅いんだと。我々が小学生の頃、氾濫した経験もありますので、そういう経験を二度とさせないように注意深く、ここは見守っていてほしいと思います。

すみません。訂正します。「18億円」です。寄州の予算に18億円。すみません。

それでは最後の質問に移ります。

栗生・中間間の町道野平線の整備工事の進捗状況について伺います。

野平線につきましては、栗生・中間間の県道が津波や災害などで通行不能となった場合の迂回路として、山地を通る既設の町道野平線を拡幅、改良する道路整備事業として、平成26年度に地元の協力を得ながら、現地調査から着手しております。

28年、29年は、国への交付金事業の予算配分が厳しくなり、事業を見直し、30年度からは起債事業で年約1,000万円を計上し、工事区間100mを想定し、現在に至っております。

全長約1.6kmの野平線、現時点で当初からどのくらいのところまで工事が進んでいるのか、そして、また今後の計画はどうなっているのか伺います。

○ 町長（荒木耕治）

野平線については、計画延長1,600mで、平成30年度に終点側、栗生地区から整備工事に着手し、現在298mの整備が終了し、これまで5,871万円の整備工事費実績となっています。

令和6年度は、路盤整備部50mを含む切土等100mと整備完了部分のうち終点部から205mの舗装工事を発注をしているところです。

計画延長で言えば、現在約18%から21%の進捗となっており、事業達成度の観点からはいまだ低調なところですよ。

計画策定時から、事業の必要性や効率化は理解しているものの、昨今の事業調整においては、どうしても年間1,000万円程度の事業費を計上せざるを得ない状況となっており、これまでの本路線整備に関する一般質問、答弁と同様になりますが、早期完成に向け、他事業への移行を検討しながら、事業費の増額について協議を継続してまいりたいというふうに思っております。

○11番（高橋義友）

今、説明では施工率が18%と聞きました。約298m、約300m。1.6kmの中の300m。ちょっとまだ先は気が遠いような気がするんですが、危険度があるということで、迂回路として危険度があるということで、この事業をしてもらっているんですよね。いつ南海トラフ、大きな地震があって通行止めになるか分からないと。

そういうことの上で、この野平線を新しく迂回路として計画してもらったんですけれども、ちょっと今の説明を聞いてちょっとびっくりはしているんですけど、これから恐らく何十年ですかね。年1,000万円、100m行ったところで1,300万円。ざっと考えても13年ですよね、100mとかいったところで。実際に3,000万円として、もう少し短縮する計画はないですか、どうですか。

○建設課長（計屋正人）

担当課としましては、やはり少しでも計画が早期に完成できるように、庁内調整等も頑張っていきたいとは思ってはございますけれども、今後は技術方の説明によると、今までの工事期間が、非常に切土であったりとか、排水に非常に工事自体にしんどいところであったというような話を聞いています。

今後は、尾根筋に沿った形の道路の整備というような形に移っていくということもあって、1年間100mという中で、実績としては1年間50mであったとか、80mであったとか、そういう実績でしたが、今後は100mを少しでも延びていくような形で工事が進むのではなかろうかというような話も聞いてございます。

工事部分、予算部分ともに担当課として、早期の完成を目指し努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○11番（高橋義友）

分かりました。昨日もちっと繰越明許費の中で触れたんですけども、令和5年度の繰越金で613万円ありましたですね。これを6年度の事業で、夏頃までにはやりましたと答弁を受けたんですが、令和6年度の2,000万円の事業は全然できなかったという御答弁だったんですけども、そういうことでよろしいですか。

○建設課長（計屋正人）

令和6年度の事業は、令和5年の繰越し完成後に、ちょっと期間ありましたが、11月ぐらいだったと思いますが、発注をしてございます。ただ、その後、昨日の総括質疑の中でも申し上げたとおり、台風後の後の大雨の出水の災害がございまして、現場にちょっと入れないというような状況が続いてございました。

今、そちらのほうの障害も除去しましたので、繰越しにはなりますけれども、今後、その整備工事、切土部分で100m、道路部分で約50mぐらいになるという計画になっていますが、そこと、あとはこれまで整備した300mのうちの約200mの舗装工事を実施するという形になりますので、また、あるいは今年の夏前ぐらいに終了するのではなかろうかというような計画といたしてございます。

以上です。

○11番（高橋義友）

平成7年度の当初予算の中で、道路橋梁費の工事請負として1億1,900万円、当初予算で計上しているんですが、このうちの野平線は予算は幾らですかね。

○議長（石田尾茂樹）

今「平成7年」と言いましたので、訂正してください。

○11番（高橋義友）

令和7年度の当初予算で1億1,900万円計上しているんですが、全体の枠しか分からないんですよ。野平線に対して、どれだけの令和7年度は組んでいるのか教えてください。

○建設課長（計屋正人）

令和7年度当初予算には800万円計上をいたしてございます。

以上です。

○11番（高橋義友）

800万円ですか。大分1,000万円より少なくなったですね、今年は。これは塗装も含めて800万円ということですか、今年は、工事も塗装も含めて。

○建設課長（計屋正人）

800万円で道路路盤まで50mというような形になります。舗装につきましては、また来年度以降計画をする、予算要求をしたいと考えてございます。

○11番（高橋義友）

今年の野平線の予算は、繰越しの2,000万円と、この本年度予算の800万円、2,800万円で工事するということですね。分かりました。今年度は繰越し事業にならないよう、気をつけてやっていただきたいと思います。

そして、今後、やっぱり高い確率で起こるとあるこの南海トラフ、ぜひ完成を急いで

ほしいと思います。

終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。11時20分から再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大角利成議員に発言を許可します。

○15番（大角利成）

大角利成でございます。

許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の今回の質問は、1、役場尾之間支所周辺跡地の利活用について、2、安心安全に通行できる道路整備について、3、安心できる住環境、いわゆる生活居住環境関連についての大きく3点です。

町長並びに教育長の誠意ある答弁を期待して、できるだけ短時間で終了できればと思っています。

早速、1点目の役場尾之間支所周辺跡地の利活用について質問いたします。

役場尾之間支所跡地につきましては、医療法人観音会屋久島尾之間診療所が計画していた、3期にわたる長期的事業の構想の一つである医療福祉施設おじゃんせウエルネスセンターの建築に期待を寄せておりましたが、先般、医療法人観音会屋久島尾之間診療所側から医療法人への助成に関して、多額の税金がかかるということが判明したこと、また建築費と人件費の高騰により、財務状況悪化等により人的資金的なリスクが高く、諸条件をクリアできないことなどを理由に、辞退する旨の申出があったことを町長から報告があったところです。

これまで町として役場跡地利活用協議会等における協議や住民によるワークショップ開催など、町民の意見聴取等、今後の利活用の検討を積極的に進めてこられたことに対し、敬意と感謝を表すところですが、このたびの報告を受け、特に南部地域住民としてはショックも大きいところでございます。

町として、今後、どのような方法で、どのようなスケジュールで跡地利活用を図る考えか、確認の意味も兼ねてお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

大角利成議員の質問にお答えします。

先の臨時会で御報告したとおり、令和7年1月30日に、旧尾之間支所庁舎跡地利活用事業の優先交渉事業者であった医療法人観音会から辞退届が提出されたところです。

町は地域の期待も大きかったこともあり、計画変更や支援事業者の確保のための検討期間を確保したところですが、観音会からは尾之間診療所の運営に影響が生じること、事業を実施するに人材確保のめどが立たないこと等を理由に、正式に申出があったところです。

今後の尾之間支所庁舎跡地の利活用につきましては、令和3年度にまとまった空間を民間事業者自ら行う収益事業に開放することで、公的な費用負担の小さい民間のノウハウを活用したまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を図り、新たなにぎわいを創出することを目的に、実施事業者の公募を行った経緯から、まずはこの例に倣い、事業提案の再考を実施しようと考えているところです。

なお、実施期間については、地域やもちろん議会の皆さんの意見も伺いたいと考えておりますが、なるべく早く実施をしたいと考えているところです。

○15番（大角利成）

観音会のほうから、予期しなかった国税の諸問題等で資金不足等を見込まれて、そしてまた、現尾之間診療所の運営等色々と検討した結果で、大変残念でなりません。

先にも申し上げましたが、役場支所跡地利用協議会あるいは公共施設等の総合管理計画の中で、尾之間中央公民館それから保健センター、この施設の整備についても、また、統合して多目的施設として官民連携の施設利用が必要だと、そんなのを視野に入れた建て替えが必要だということも提言をされているところですが、今のところ、町としては前回みたいに民間の公募をするということで、町として尾之間支所跡地利用協議会や管理計画の中で定められていますという多目的施設として、あそこの土地を利活用するという考えは、今のところ全くないということでしょうか。確認します。

○町長（荒木耕治）

そのとおりです。

○15番（大角利成）

建物がなくなって、まさしく寂しい思いがしている中で観音会の提案があり、南部地域のみならず多くの町民が期待を寄せていたところでもありました。

先の町長の答弁で、できるだけ早くということがございました。観音会のほうも、何らかの形で関わりをしていきたいということで、また再度色々なことも考えているようではあります。ぜひ、その意も汲んでいただいて、また行政としても連携をしていただいて、事を進めていただければありがたいのかなと思います。

ただ、私個人的に残念なのは、町が町自体の構想を持っていないというところに少し残念さもありますけれども、まだこれから公募する中で色々なことが出てくるのだろ
うと思います。できるだけ早くということでございでしたが、令和7年度、いつ頃をめど
に公募する予定なのか、改めてお尋ねいたします。

○政策推進課長（木原幸治）

事務のほうは、令和3年にも一度実施をしておりますので、4月中には実施をしたい
と思っております。

○15番（大角利成）

これまでの答弁を聞いていますと、全く前回と同じような感じで公募するということ
でよろしいでしょうか。

○政策推進課長（木原幸治）

やはり町のほうの行政コストということもまずあります。前回も観音会から民間のノ
ウハウ、知恵をいただいて、いい提案があったというふうに考えております。こういう
間口を広げるということも踏まえまして、まずは公募したいというふうに思っておりま
す。

○15番（大角利成）

4月にはというお話ですが、締切りはいつ頃をお考えでしょうか。

○政策推進課長（木原幸治）

今現在、具体的なものは、前は確か期間がすごく短かったというふうにお伺いをし
ておりましたので、事前に周知をしていないということも考慮しながら、ある程度余裕
をもった期間を持ちたいと思っております。考えの中では一月ぐらいは必要なんじゃな
いかなというふうに考えています。

○15番（大角利成）

今、一月ぐらいというのがありましたが、私はまだもうちょっと時間がかかるのかな
と実は思っていました。

やはり民間の方々にも周知をしっかりと、多くの提案をしていただくようなことも
大事だろうし、また、特に南部地域の住民からすると早く方針を出してほしいという期
待もあります。そういうこともありますので、ぜひこの尾之間支所跡地については南部
地域の住民の願いでもありますので、できるだけ早い時期に方向性を町民の皆さんに示
していただくように、併せてその公募の方法等についても、町民の皆さんにまた早い時
期に周知していただくようお願いをしておきたいと思います。期待をしております。

次に、尾之間中央公民館の改修計画について、お尋ねいたします。

令和3年第1回議会定例会で私の一般質問に対しまして、当時の教育長から、当分の
間、公民館として利用するという町長の方針が示されたので、2階の空調施設及びトイレ

レ等の改修が必要であるという答弁がなされました。さらに、令和4年第2回議会定例会において私は再度一般質問をいたしました。そのときの答弁は、令和5年3月をめどに旧役場跡地利活用協議会からの報告をまとめ、そのことを受けて尾之間中央公民館の改修についても、具体的な方向性を出す考えですとのことでございました。

あれから約2年が過ぎました。尾之間中央公民館の改修についてどのようにお考えなのか、再度お尋ねいたします。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの大角利成議員の質問にお答えいたします。

尾之間中央公民館の改修といたしましては、令和6年度には、2階大会議室の照明機器の修繕や1階トイレの配管、換気扇などの修繕を実施したところでございます。令和7年度においても、屋久島町だいき基金を活用いたしまして、2階大会議室に移動式エアコン4台を設置する予定というふうにしております。

今後、尾之間支所跡地の利用方針の方向性等もありますが、引き続き関係各課と協議を進めまして、当面は必要な修繕を行ってまいりたいというふうに考えているところで

○15番（大角利成）

今、令和7年度、だいき基金を活用して、空調4台という答弁でありました。通告をしてから予算書を目を通しました中央公民館の改修についても、中央公民館は前回の答弁どおり公民館として使っていくということで、随時、改修をしていくという方針は変わらないということよろしいでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

施設の方向性が決定するまでは、規模の大きなものはできませんが、引き続き修繕をしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（大角利成）

施設の方向性が変わるまでということですけど、定まるまでということですが、施設の方向性をはっきりするのはいつごろお考えなんですか。

○社会教育課長（佐々木 修）

具体的にいつ頃かということですがけれども、先ほど、もう一度民間に対しての公募の実施を尾之間支所跡地の活用について、中央公民館跡地についてもそれに付随して計画が定まるとおられますので、その方向性が決定するまでの間は、使えるように修繕をしていくつもりにしております。

○15番（大角利成）

確認です。今回、また支所跡地の再公募をします。それで、もし提案の中で、私もこれまで何度か申し上げてきましたが、中央公民館、あるいは中央公民館の南側の駐車場

等を含めて活用したいという公募があれば、中央公民館についての方向性が変わるというところでよろしいでしょうか。

○社会教育課長（佐々木 修）

もし活用の計画の中で、今の中央公民館の土地も一緒に活用したいという計画が出れば、解体もあり得ると思います。

○15番（大角利成）

そしたら、関連で町長部局にお尋ねします。

公募をするに当たり、中央公民館も含めて、この周辺も含めての公募を考えているんですか。

○政策推進課長（木原幸治）

教育委員会のほうでは含めてということでしたので、含めた形で公募を取りたいと思います。

○15番（大角利成）

今の答弁のことを聞いていまして、全く私は町で町長執行部といわゆる教育委員会のほうとの話合いというか、部内での議論が余りされていないんじゃないかというふうに感じます。

なぜ、私が今回こういう質問をしたかという、これまで私は中央公民館も含めたところで検討したらどうですかといったものを過去の2回の一般質問でやってきました。今年度、7年度、今回中央公民館の空調で4台、それもお聞きしますと言うと、確実かどうか分かりませんが、移動式の空調を入れるということを聞いています。ということは私たちからすると、まだ中央公民館についてははっきりと方向性が示されていないんだなと。いつでもどこか持って行ってその空調を使うという、そういう考えがあるのかなということもあるものですから、しっかりと議論をしてほしいなということもあって、お願いをして、過去の2年の状況を見たときに。

そこでなんですが、今、尾之間の中央公民館、2階のホールから外に出る非常階段、らせん状があります。多分あれはもう使えない状況になっていると思うんですけど、今の状態で建築基準法あるいは消防法上問題はないんですか、お尋ねします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○社会教育課長（佐々木 修）

大角議員の質問にお答えします。

中央公民館の耐震のことになりますが、令和3年第1回の定例会で大角議員から質問があったときに答弁をさせていただいておりますが、尾之間中央公民館は耐震診断の結果、大規模地震時には1階の柱が4本崩壊する可能性が指摘されております。差し迫っ

た危険性ではないにしろ、耐震補強の必要性が求められているところですので、尾之間中央公民館を今後大規模改修してしばらく使うという方向性が決まりましたら、こういう耐震補強の工事などを実施していく必要があるかと思っているところです。

○議長（石田尾茂樹）

社会教育課長、階段が使えるかという判断ですよ。

○社会教育課長（佐々木 修）

すみません。らせん階段につきましては、さびがだいぶ見受けられますので、ほとんどのエアコンの搬入につきましても、らせん階段のところからユニックを使って搬入する計画にしておりますが、また必要に応じて修繕を行っていきたいと思っているところです。

○15番（大角利成）

時間も迫っていますので、手短かに答弁をしてほしいんですが、らせん階段、あの状態で問題はないのかというふうに私はお尋ねをしているんです。問題があるとすれば、その部分は中央公民館として、当分の間使うということであれば、整備を急ぐべきじゃないかというのが私の申し上げたいことです。それが建築基準法あるいは消防法上問題がないとすれば、不便性はありますけれども、それは今の状態で使用できない状況だと思しますので、それでいいかと思いますが、そういうことを、今、確認をしたかったところです。

いずれにしても、中央公民館、改修をするかどうかというのを、再度、協議、検討をしていただいて、地域の方々の意向をもう一度確認してもらって方向性を出していただけたら、先ほど町の執行部のほうに私は急遽質問をいたしましたけれども、そのことも解決されるんじゃないかなと思いますので、ぜひ御検討いただきたい。

今回、空調4基、幸いにしてと言ったら私からするとおかしい言葉かもしれませんが、移動式ということでした。多分、色々なことも考えて移動式にされたんだろうなという思いは私もあります。建物が取り壊されてから月日もたってきました。そろそろはつきりとした方針を立てて、町民の皆さんに示していただきたいということをお願いしておきたいと思います。どうなるんだろうということで、皆さん気にしています。私も聞かれます。一般質問をしたけど、質問をしたけどあれから何にも手をつけてくれないけど、どうなっているんですかという質問ばかりですので、ぜひ、このことはまた、財政当局の執行部のほうにもお願いをしておきたいと思います。

次の大きな2番目の安心安全に通行できる道路整備について、お伺いをいたします。

過疎基幹農道大崎線の湯泊側入り口から、屋久島おおぞら高等学校の入り口までの拡張整備についてお伺いをいたします。

屋久島おおぞら高等学校は、旧屋久町が流動人口の増、また企業的誘致の観点からも

努力を重ね、結果、平成17年4月1日に開校、5月1日に生徒数729名でスタートいたしました通信制高校です。

本年2025年1月末の生徒数は、1万2,966名というふうに聞き及んでおります。生徒は、屋久島本校での単位取得のために、本年度も約1万強の子供たちが来島される予定で、島での移動は貸切りバスでございます。現在、教職員数86名、清掃人、パート数15名が勤務しており、本年4月には教職員数が102名、パート数17名程度を見込んでいると聞いております。このほかにも、食事を提供する委託会社、社員も複数いらっしゃいます。

このように生徒移動用の貸切りバス、教職員のあるいは清掃人等の通勤車両が日々通行する過疎基幹農道大崎線で、また集落住民も農作業等で通行する道路です。安心安全に通行できる道路として、県道入り口から屋久島おおぞら高等学校入り口まで改修すべきと思っていましたが、令和7年の当初予算に関連する事業費が示されているようですが、どのように整備をする考えかお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治）

農道大崎線は平内地区の県道から南側の東西に横断する全長1,838mの平内地区における農産物や農業関連資材運搬に欠かせない基幹農道となっています。県道交差点である終点部から民営牧場の入り口を通り、屋久島おおぞら高校入り口までの約306mの区間は、基幹農道を通行する大型車両以外にも、学校生徒輸送車両や学校関連事業車両、学校スタッフ車両等、交通量や利用頻度の増加による交通事故リスクが高まっていると認識をしており、令和4年度に地域と学校から同区間の2車線化の嘆願書を受けております。その後、学校側と工事拡幅用地の扱い等の協議を経て、令和5年度には事業実施方針を決定しました。

具体的には、令和6年度に測量設計委託を完了し、令和7年度から3か年間で道路改良工事及び舗装工事を実施する計画とし、令和7年度当初予算案に改良工事予算を計上しております。

○15番（大角利成）

本地区の改良については、合併前も一度検討した経緯がございまして、私もそのときに関わった1人ですが、その当時は、地権者との交渉等もうまくいかないこともありまして、計画を断念したこともございます。

大変ありがたいことだなど、そういう思いも、今、町長の答弁を聞いて確認したところですが、私の聞き間違いかもしれませんが、今回、おおぞら高等学校までの306mについて、今年度から3年間ということではございましたが、幅員は何mを考えているのでしょうか。

○建設課長（計屋正人）

幅員につきましては、5.5m、両路肩0.75を加算し、道幅が合計7mの2車線道路を計画してございます。

○15番（大角利成）

ありがとうございます。

これだけあれば、今の貸切りバスとか職員の通行帯もスムーズにいくのかなというふうに思っているところです。

拡張なんですけど、今の道路両サイドに拡張するんですか、それとも湯泊側入り口からして右か左かどっち側なんですか。

○建設課長（計屋正人）

西側、中間、栗生側に拡張するという計画をしてございます。令和7年度については、大体道路改良工事が90mほどになる計画としてございます。その中でも、西側に拡幅、のり面を削ったりといったところが含まれますので、それから県道のほうに向かって3か年で進めていくような計画としてございます。

○15番（大角利成）

今の答弁を聞いていまして、前回計画したときには、県道から入って左側のほうの用地交渉をやりました。うまくいきませんでした、結果として。今回、右側と言うふうに聞いて、今の答弁を聞いたところですが、用地交渉、もう町のほうは用地交渉が終わって、そのめどがついたということですが、用地の交渉の取得はどのようになっているんですか。

○建設課長（計屋正人）

学校と地域から2車線化の嘆願を受け、その後、両団体と町と協議をしてございます。拡幅用地につきましては、学校側が準備をし、町に提供をするという方向で協議が終了をしてございます。

したがって、まだ3か年の全部の用地交渉が済んでいるというわけではございませんが、令和7年度については、工事は進んでいくというふうな計画となっております。

○15番（大角利成）

以前検討したときも、実は学校側が用地の取得費用は出すということで、色々取組をしました。そのときは、今のような生徒の増というのは、まだ想定されていなかった時期でもありましたので、将来性に向けて町としてはそのようなことで、当時、学校側の考えに甘えたという言葉は適当じゃないかもしれませんが、そういうことで計画をしましたけれども、うまくいかなかったということでございます。

さて、あれから月日がたって、今、申し上げましたように、約1万3,000名の生徒がいる。約1万1,000人の子供たちが、1年間に屋久島を訪れる。

子供たちの飛行機の利活用、あるいは高速船の利活用、島における貸切りバスの利活用、そして教職員も八十数名を超え、その他の職員を入れますと100名程度もいらっしゃる。この経済効果というのは、私はすごいものがあるというふうに思っております。

そんな中で、学校側の好意的行動から用地取得のことも出たんだろうと思いますけれども、町長、経済効果を考えると、いやいや、道路の改修は町でやりますよという考え、そんなのはお持ちでなかったんでしょうか。

○町長（荒木耕治）

ありませんでした。

○15番（大角利成）

私は、やっぱり学校側がそういうことで好意的にやってくれることについては感謝をしている1人です。当初から関わってきた1人として大変感謝をしているんですが、町としてもやはり色々な面でできるところは支援をしていくという考えを持っていただければ、町長非常にありがたいなと思っています。

これもまた過去の話になりますが、当初開校するときに、設置者と早く2,000名にしたいなという思いでスタートした記憶がございます。今、その6倍、1万3,000名近い生徒がおります。町も支援をしながら、この屋久島おおぞら高等学校がますます生徒数も増えて、そして交流人口も増えて、町への経済効果があることを期待するわけですが、そんなことで屋久島おおぞら高等学校の生徒数の限度というのものもあるのかもしれない。ぜひ、これまで以上に屋久島おおぞら高等学校にも支援をすべきじゃないかというふうに私は考える1人でございます。

今回、私が心配しておりましたこの道路拡張について、この3年間で完成するめどがついたというふうに理解をしておりますので、大変うれしく思いますし、早期完成に向けて、ぜひ町のほうも努力をしてほしいなということをお願いしておきたいと思います。

町長、拡張工事が終わったら、この300m学校の入り口まで、今の過疎基幹農道から町道に移管する考えはないですか。

○町長（荒木耕治）

今のところそういうのはありませんけれども、今、議員がおっしゃるようにおおぞら高校に対しては貢献度があるというのは私も十分考えています。しかし、ちょっと言い訳がましくなりますけど、私が町長になった当初、おおぞら高校は税金2,000万円ぐらい払っていたんですよ、屋久島町に。2年ぐらいたったらすぐ居なくなりました。そういうのがちょっと私、腹の底にあります。だから、企業誘致をしたときには、社長の住所がここにあったんですよ。ですから、議員がおっしゃるのもよく分かりますけれども、企業は企業として、企業の努力でそれはもうけていってやるわけですから、今度、建築士で有名な隈研吾さんの設計の建物も建てるというような話も伺っておりますけれども、

そういうことは含めて、また町もできるところはそういうことで協議をしてやっていきたいというふうには思っております。

○15番（大角利成）

私はできたら、出来上がった入り口までは町道として管理したほうがいいのかなと思いますので、そういうことをお尋ねしたところです。

今、町長が申し上げました社長のことについては、おおぞら高校色々頑張ってくれました。そして色々なことを整備してきました。そんな中で、社長は私の住所がここがないからかということから、住所を移転して、当初からありません、社長の住所は。ここに住所を移して屋久島町民になって、そして納税をされた。それが結果的にずっと続いていないということでございます。そのことは社長の考えですから、どうこう申し上げることじゃありません。

私個人的な念願であったその道路が拡張できることを大変うれしく思います。ぜひ早期完成に向けて、双方、集落の要望等も聞きながら、支援をしていただくところは支援をしていただきながら、早期完成に向けて努力をしてほしいということをお願いしておきたいと思います。

それでは最後の、安心できる住環境についてお伺いをいたします。

御承知のように、昭和35年7月ですか、屋久島電工安房第一発電所が完成し、それから随分と時間が経過をしております。安房川上流の尾立ダムの安全点検結果について、ダムの施設の現状を町はどのような形で把握しているのか、実情を教えてくださいと思います。テレビ等で時折私も見るんですが、ダムのコンクリートの強度、あるいは表面検査等を屋久島も行っていると思うんです。このような状況、情報等、町はどのように情報を得ているのか、お伺いをいたします。

○町長（荒木耕治）

尾立ダムの安全点検結果については、これまで屋久島電工からの報告を受けたことがありませんでした。今回の質問を受け、屋久島電工へ照会を行ったところであります。

屋久島電工からの回答としましては、河川法及び電気工事事業法に基づき、河川管理者である、鹿児島県河川課に年1回、ダムへの流入量や使用量、堆砂の状況、堰堤の変形について報告することになっているようです。また数年に一度、鹿児島県河川課の立ち会いがあり、書類審査、現地視察及びヒアリングが実施され、指摘事項はないとのことでした。

なお、豪雨時に水位が高くなり、ダムから越流が大きくなると、安房川流域へ影響が危惧されることから、ダム水位が33.5mになると、河川課と屋久島南分遣所に報告することとなっており、現状によって対応することとなっております。

○15番（大角利成）

ありがとうございます。

安房川二級河川で、屋久島事務所に私も勉強のために確認したところ、延長13kmが二級河川の地域だそうです。そこにダムがあるわけです。当然、河川の管理は、鹿児島県がやっているという答弁のとおりであります。

今、答弁にもありましたように、発電に要する水量等については、年1回、屋久島事務所にも屋久島電工から報告があるようではありますが、昨今の報道にあるように、他地域において、公共施設あるいはコンクリートの強度の問題等で、色々な事故が発生しております。

屋久電のダムについては、心配はないというふうに、私も踏んでいるんですけども、そういう水量の報告等は、河川管理者の県にはいつていますけれども、ダム自体の、私が申し上げたコンクリートの強度とか安心安全の実証とかいうのが、町として情報を把握する必要があるんじゃないかなというふうに、昨今のこの事故等を見て思うところなんです。

屋久島電工のダム、思いたくもありませんが万が一ということがあれば、下流域の安房地区の問題、あるいはそれ以外にも、99%以上を水力で安房で賄うこの私たちの島ですから、電気が遮断します。思いたくもありませんけれども、そうならないためにも、私は、町長、河川を管理する屋久島事務所、そして町、そして安房地区、そして屋久島電工さん、4者で、安房川流域の安全に対する連絡会議などを立ち上げて、1年に一、二度でもいいですから、そういう安心安全のための情報の連絡会議が必要じゃないかということを思ったもんですから、今回、この一般質問をしたところです。

町長、何か見解をお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

その必要性は大事なことだと私も、今、思っています。

今、尾立ダムの件もそうですけど、もう六十数年たって、あのダム自体がコンクリートの強度がどうかというのは、私も心配しています。埼玉のこの間水道管の問題等もありますが、50年を経過すると色々なもので、そういうものが不具合が出てくるというのもあります。

ですから、これまた非公式ですけども、この間、屋久電と話をしたときに、屋久電も六十数年になるんで、抜本的に改革をせんといかんというのを、莫大な金がかかりますけど、ダムにしても、今、鉄塔にしても送電線にしても、それをやらないと、そこが止まると、今、言うように屋久島はもうそこしかないわけですから電力、ゼロですということを話をしたら、本当にゼロになるんですかと言ったら、屋久電が言うには、今、ディーゼルを焚いているんですよ。冬場だったら、このディーゼルで冬場の間は、島民の分は賄えますと。ただ、夏場は無理でしょうという、そういう話でした。ですから、

今、そういう私も心配をしておりますので、やっぱりできるところから整備をしていて、そういう点検もして、そういう情報交換ももちろんできるような、そういう部分は、また検討していつてみたいというように思います。

○15番（大角利成）

お尋ねしたかった火力のことですが、今、お聞きしますと言うと、冬場ですと何とか賄えるぐらいの機能があるということで、少しは安心しました。正直言って。私は屋久島電工の工場だけ使うのに精いっぱい的能力かなと、実は思っていました、今、聞いて少し安心したところです。

町長も答弁したように、ここにきてコンクリート強度の問題等で色々と事故等が発生しております。以前、町長にもお話をしたことがあった、尾之間の二又川上流のダムのコンクリートの強度、これについても私心配していて、町長とも意見交換をしたことがありましたが、幸い今回、鹿児島県が補強工事をやっています。どんな工事をするかということでお尋ねしたところ、今あるダムのコンクリートに並行してといいますか、その強度を保つためにコンクリートの幅を広げる工事を、今年から始めています。

そんなことで、やはりコンクリートの強度が非常に古くなると心配ですので、本事業についても安心しているところですが、特に安房の屋久島電工のダムについては、下流域の生活のこと、あるいはまた川の活用で、観光客もいらっしゃいます。安心だろうと思いますけれども、ぜひ町長が最後に答弁してくれましたが、屋久島電工とも協議をしていただいて、そういう連絡会は、私はぜひ必要じゃないかと思いますので、そのことを前向きに検討していただくことをお願いして、私の今回の一般質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、渡邊博之議員に発言を許可します。

○14番（渡邊博之）

日本共産党の渡邊博之でございます。

今回は、航路問題に絞って質問をしてまいります。半年に及ぶフェリー屋久島2の長期運休は、町民の大切な財源を持ち出す、理不尽かつ多大な損失を伴い、何より町民の暮らしと営業に、かつてない混乱をもたらす痛苦の体験となりました。これは同時に、屋久島の航路はこのままでいいのか、その将来を町民及び行政に問う大きなきっかけに

なったことも間違いありません。将来の屋久島の航路はどうあるべきか、どんなスタンスで関わるべきかを、大胆かつ率直に町長と議論してみたいと考えています。ぜひお付き合いください。

本題に入る前に、質問通告後に新聞報道されたフェリー２の復帰は、折田汽船がかねてより示していた３月末ということですが、これは確実と見ていいのか、その後、新たな情報はないか、まず最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

渡邊博之議員の質問にお答えします。

折田汽船のフェリー屋久島２の運航再開は３月中と公表されていましたが、２月２６日時点のホームページでは、３月２８日に運航再開予定と更新されています。折田汽船担当者によりますと、３月１日からドック入りするとのことでしたので、引っ越しの過密な時期には万全な状態で運航が再開できるものと期待しております。

○１４番（渡邊博之）

やっと復帰ということになって、これはこれで一安堵ということで理解をしたいと思います。

長期運休となった今回の事態を受けて、色々な角度からの探求が始まっていると思いますけれども、その中で町と鹿児島県との間で、航路に関する協議会が発足していると報告を受けております。ある事業経営者の方から、航路と事業の関係について、その影響について聴取があったと聞いておりますが、この県と本町との間に設置された航路問題に関する協議会設置の目的、そしてどういう協議か、その内容についてお示しをいただければと思います。

○町長（荒木耕治）

屋久島物流対策連絡会は、鹿児島県交通政策課、離島振興課、熊毛支庁総務企画課、屋久島事務所及び本町政策推進課で組織し、令和７年１月８日を初回に、１月２４日、２月７日、２月２０日の４回開催されています。設置目的は、フェリー屋久島２の運休に伴い、島民生活や社会経済活動に係る物流の確保に向けた各種調整及び情報提供等としております。これまで、本連絡会では、物流の滞り具合と各種業界の状況の情報共有を主に行い、県交通政策課がホームページにて屋久島航路の運行スケジュールを情報発信しているところです。

○１４番（渡邊博之）

目的について、そういうものの調査の上に、どういう航路が望ましいか、あるいは、いわゆる将来の航路についての、そういう目的は持っていないのでしょうか。将来を

展望するという、そういう目的です。

○町長（荒木耕治）

組織にはございません。

○14番（渡邊博之）

私の本題は、将来どうするのかという切実な島民の願いもある中での質問になりますけれども、本来は。そういう方向へ入っていきたいと思います。折田汽船は、この間、復帰したらあと5年は運行したいと、こういうふうに表明をしてきていると思いますけれども、しかしこの言葉だけでは、その後をどうするのか。新船を建造するのか、あるいはまた代船で賄うのか、こういった将来性、そういう先の展望が示されてはいないです。ここがはっきりしないと、明らかにされないと、住民の不安というのはなくならないわけで、5年といっても、またその間、別な故障が起きたらという不安は拭えきれないというふうに思うんですけれども、町長自身はこの折田汽船のあと5年間は使用したいという、この表明ですね、これはどのように受け止めているか、率直な感想をお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

全く不安であります。それと、今先ほど答弁をしました3月28日に走れるというのも不安に思っている。今、外国でつくったやつを持ってきて、それを付けて試運転をして、それから走ることですから、それもそういうものも、まず3月28日に確実に走れるのかというのも非常に今不安を持っているところです。

昨年11月の5日に私が市丸グループを訪問した際、市丸社長から今の船を5年は使いたいという発言がありました。その際、その先はと不安を覚えましたが、市丸社長からは利益に対して更新費用が多額であることとしながらも、中古船を探しているとの発言もあったため、航路を維持する意向が示され、一旦は安心したところです。

また、12月18日に、屋久島町議会交通対策特別委員会の皆さんが、市丸グループ本社を訪問し、船の更新の意向を質問した際、市丸社長は、今の船は使えるだけ使いたい。船舶更新はRORO船の中古を想定していると発言をしたと、同行した職員から報告を受けています。これらの発言は、物価高騰等の影響もあり、新船建造は困難で中古船を検討している。また、客船の中古は確保が難しく、人員は11名以下の貨物船を想定していると思われます。私としては、まずは再び長期運休にならないよう、責任ある維持管理を要請したいと思います。また、船舶更新については関係機関とも協議し、町民の利便性を損なわないような対応を要望していきたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之）

フェリー2は折田汽船なんですけれども、市丸さんがこうやって表に立って、今後のことを表明するというのは少し奇異な感じもするんですけれども。（発言する者あり）

新しい認識を得ました。いずれにせよ、やはりこれでも不安ですよ。しかもこれからという中古船で小型というような住民の願い、思いと大きく違っているという懸念を言わざるを得ないというふうに思います。

それでは、折田汽船でなければ市丸さんというふうにしたいと思いますけれども、ただ5年というのはあっという間だと言わざるを得ません。時間的なことと言いますと、例えばそういう準備も含めて準備をするとなると、1年、2年という計画はあると思うんです。そうしますと、あと少なくとも2年か3年後ぐらいにははっきりとさせるということが一つの行政がやるべきことだ、住民の不安を払拭する、そういう動きになると思うんですけれども。間違っても5年以上いけるかもというような考えを私たちはやっぱり持つてはいけないんだということを申し上げておきたいと思います。この時間を急ぐ、時間がないという認識は一緒に共有できるでしょうか。

○町長（荒木耕治）

私はこの事故が起こる前、コロナの5年ぐらい前に市丸社長には新船を作ってくださいというお願いをしてあります。その頃、市丸さんは新しい船を作ろうというのがあって、私に42億円、新船はかかるといったことがあります。ですから、その金利の部分とか色々あるから、何とか一緒にできないかみたいな話もありました。ですが、ここに来てそういう話は、議会が行ったときには新船の話より、要するに貨物船の中古船という。今、日本の中古船の状況というのは非常に悪いんです。中古船がもういないんです。

だから今度のぶーげんびりあ代替船でやったときも、周りに中古船がないんです。例えば2,000トンぐらいの船を走らせたかったんです。3,000トンの船から1,000トン。ぶーげんは1,000トンですから。けれども、近隣にそういう代船がない状況があるんです。それで全国的に見ても古くなってきているというようなことでございます。

ですから、今そういうことでは、全く議員がおっしゃるように私も不安だらけです。この船、3月28日に走り出して、じゃあ別の箇所がそうなったときに、また私どもは財政負担をしなければいけないのかという問題もあります。ですからそういう面では早く方向性を、会社側は、私が行ったときは新船もという話もありましたから、新船を作ろうとすれば、もうここ1年に結論を出さないと、5年後にはできないんです。今ドックも空いてないという話も聞いてますし、そのぐらいなんです。ですから早急にそういう話は詰めていかなければいけないというふうに思っています。

○14番（渡邊博之）

時間的余裕がなくなっているということは、共通の認識として得られたというふうに思います。新船の話がなくなったということなんですけれども、住民の皆さんの願いというのは、やっぱり人と物も運ぶフェリー型ですよ。貨客船という、これがやっぱり屋久島にあるべき航路というふうに捉えております。捉えられていると思うんです。中

古船もなかなか発見するのが難しい、見つけるのが難しいとか、新造船はもう全く首に出さないということでは、非常に暗い将来を今見ているような感じがするんですけども。

この航路関係に関しては、やっぱりもっと大きな視点から見る必要があると思うのは、人口減少が進む中で、物と人の交流はやっぱり減少していきます。それはもう日本の経済に大きく関わるわけですけども、特に観光はそういうことへの影響が大きいです。賃金も上がらずに、そういう失われた30年の経済状況、国民の暮らしの中で旅行どころではないという、旅行マインドを冷えこませるような、私は今状況があるというふうに思うんですけども、そういう観光客の伸び悩みといたしますか、そういうものもある。過疎の進化というのは、当面なかなかこの負のスパイラルを止めることができないだろうと。もちろんそれに抗う必要もありますけれども、そういう客観的な条件があります。そういった意味で、色んな意味で将来の航路というのは、本当に危惧を抱かざるを得ない状況があります。

ただこれは根拠なしに言っているのではなくて、業界の皆さんの発言の中に、にじみ出ているような気がするんです。鹿児島商船社長の3つの発言に注目しているんですけども、折田汽船が新造船を作る保証はない。これは市丸というふうに言い換えて。

それから、こういうのがブログ、X、SNSで出されていますけれども、他社の経営に口を挟むような大胆な発言といたしますか、思いますけれども、今の業界の厳しさを誰よりも知る経営者の1人の発言としては、私は重く受け止めているんです。今の業界の厳しさを示す。それから、彼はさらに、民間事業は利益のないところには参入しないと。赤字を出すようなところには参入しないと、こういうことははっきりと明言をしています。

もう一つは、航路で言えばサービス基準を取り払うべきだということも言っていると聞きました。文言からしてサービス基準というのは、業界が私たち屋久島島民に対してサービスをしていると、こういう解釈になっちゃっているんです。だから、いつ取りやめてもペナルティーもない、法的拘束力ももちろんない、そういうことなんですけれども、やっぱりこう発言をするということは島を見捨てたのかというような、そういう人道的な希薄さに対する非難、批判みたいなものを、こういうものがバックにあるから、なかなかこのサービス基準というのを実行する、撤廃することができないという、そんな思いも伝わってくるような発言であります。

ただ、これを3つ重ね合わせると、やはりこれからの航路事業の厳しさがにじみ出てきています。もっと具体的に言いますと、そこから見えてくるものといいますか、私の私見ですけども、人も物も運ぶ従来のフェリー型の運行は難しい、経営的にも難しいということ、それから貨物を運ぶ船は走らせても、採算割りをしない運航になる、こう

いう解釈ができると思います。

ですから、例えば貨物船だけ走らせて毎日運航、これはもう赤字だと厳しいと。そして運航数を削るとか、こういう事態も想定されるような、そういうものが見えてきます。

それから、じゃあ人はどうするか。これはもう高速船に乗ってくださいということも言えるんです。だって人を運ぶ船がないわけですから、高速船しか頼らざるを得なくなってくる。こういう厳しい屋久島の将来も、この企業の皆さん方の発言からも伺えるというふうに私は感じています。

これは機会があったら、ぜひ鹿児島商船の社長に目指すものは何ですかと、描いているものは何ですかと、その真意をぜひ聞きたいと思いますが、そこはぜひ聞きたいなというふうに思っています。そうすると、私はやはり住民本位の航路は何なのかと、住民が安心できる航路は何なのかといったときに、早く言えば公社化しかないというふうに思うんです。自分たちで作る、新造船目指す、新しい船を目指すと。それは大型ではありませんけれども、そうすることによって当然、政府が持っている今基準の競合するところには、赤字路線は出さないと言いますけれども、だって人を運ぶ船が偏るというこの理不尽さを国に訴えると、その基準を撤廃してもらって赤字路線として認めてもらうというふうに、やはりそういう方向を持つ必要があるんじゃないかというふうに思います。この公社化は、私たち議会の先輩でもある住民の方が普段から主張していることで、これを聞いたとき、おっと思って何か返事も生返事だったことを覚えているんですけれども。今となっては本当に現実性も備えて、そして後でまたその部分を紹介しますけれども、強力なパワーを持つ構想だというふうに今感じているわけです。

○議長（石田尾茂樹）

渡邊議員、通告に従って簡潔にお願いします。

○14番（渡邊博之）

そうですよ、あります。今4番目に向かっていますので。

そうすると、私はその公社化を想定したときに、あるいは中心に据えたときに、見えてくるものがあります。それはもう町営船ですから自由に航路も変えていいわけです。住民が今一番望むのは、やはり朝出しの、屋久島の朝出しで昼、鹿児島帰りというコースが実現できるというふうに思います。

今、フェリー2ですと昼出しですので、どうしても2泊はしないと用事を済ますことができない。料金は安いんですけども、宿泊代がもう一泊かかりますから、その高速線とのメリットはないわけです。料金は半分ながらも、実際はそんなに変わらないという不自由を皆さん感じているわけですけども。まずそれが解消できるということです。

そうすると、そこから見えてくるものといのは色々あります。やはり利用客が増えて

いくんじゃないかと私は思います。そういう安くて、それから利便性の高い航路になれば。この方は、町民の方は公社化になったら十島村、みしま丸、としま丸と連携をして、週に1回、2回は口永良部に寄って、口永良部の人たちが鹿児島へ行くこともできるんじゃないかと。こういう構想も紹介をしてくれましたけれども、それも可能性があるというふうになります。

そういう未来が開けてくるというふうに私は思っているんですけども、町長は、屋久島町にとって本来望ましい航路というのは、普段からどういうふうに思っているか、ちょっと御紹介ください。

○町長（荒木耕治）

まず、みしま、としまの船を口永良部に入れるというのは、港の問題あるからおそらく無理です。港から作り直さなければいけないというのがあります。ですから、今、議員がおっしゃるように、行政が絡むというのは絡まないで作る方法はないかというのをずっと、絡まなくてもできる方法というのを今考えています、私個人はです。

というのは、今、もっと言うと、今の状況で言ったらもう高速船も走らなくなるかもしれない。それはサービス基準を満たさないからです。今、高速船を走らすためには2日に一遍、100人の20台のカーフェリーを走らさなければいけないというので、高速船走っているわけです。ですからそれは、トッピーはぶーげんびりあと、ロケットはフェリー屋久島2なんです、そうなんですよ。

ですから、言えば高速船が走っている間は、この両社は船は走らなければいけないというサービス基準。これ何年か前から、これを外してくれ外してくれと、船会社からずっと言ってきている。いや私どもは、それは物流が止まるからという、今まさに議員が心配していたようなことになるので、それをずっとそうはしていません。それは県から聞き取りが来て県が最終的にやるんですけど。ですから、今、そういう状況でいます。

単純に言わせてもらおうと、高速船は合併して1社なんです。高速船は今、1社じゃないですか。だから今、岩崎さんと市丸さんというから、これ複数航路なんです。多分無理でしょうけどこれが一つになれば、高速船みたいな形になれば補助航路になれるでしょう。

そういうのがあるんです。それか、もう一つが撤退をするかです、どっちかが。もう中古船だとかRORO船だとかいって走らすっていうぐらいなら、もうそこがやめてくれたら、新しく1社になるとそういう船が国庫補助で作れるということじゃないですか。ですから、まだそのうちが入ってどうこうっていうよりか、まずそこら辺が私は大事なんじゃないかなというふうに今思っ、今現在はそう思っています。

○14番（渡邊博之）

サービス基準というのは、勝手にやめてももう法的な拘束力ありませんし、ペナル

ティーもないです。なんか私の認識がちょっと違うかな。

○政策推進課長（木原幸治）

サービス基準は、議員がおっしゃるように審査基準でしかないんですけれども、あくまでも海上運送法に基づく一般旅客事業を行うために満たさなければならない基準になっています。これを逸脱することになれば、町長が言ったように船を運航することはできません。できないです。

○14番（渡邊博之）

質問させていただきたいんですけれども、さっきの適用すると高速船も走らせることができないということになります。貨物船を走らせなくなったら、一方も閉ざされると、そういう解釈ですか。

こうして質問する背景の一つに、我々の大事な、それこそ住民の命を守る動脈みたいな航路ですよ。それがこれまではやっぱり企業任せと言いますか、企業にお願いをするという立場で主体的がないなというのを常々考えていたんですけれども、そういう意味で町が、もしそういう単独で船を作るという道は閉ざされてはいないと思うんですけれども、どうでしょうか。

積極的に持つことによって、さっきパワーを持つ構想って言いましたけれども、やっぱりそのことで屋久島町が頑として、私たちはこれを目指しますよと、早く条件をつければ新造船を作ってもらえなければ、自分たちで作りますよということを持つことによって、企業の側、あるいは国もそうかもしれませんけど、プレッシャーを与えると、言葉は悪いかもしれませんが。そういう大きなパワーを持っているというふうに思うんです、主体的に指針を示して行動していくということは。

高速船の場合も、先ほどもしかしたらなくなるかもしれないと言われましたけれども、確かにそういう側面はあります。10年後、ジェット化が始まって4割の人たちが関東圏からという、そういう内容の話ですけれども、これがプラスそのまま、観光客、あるいはビジネスも含めて増加化というところじゃなくて、これまで鉄道を使って、そして高速船なりを使ってきた人たちが航空路を利用すると、その比重が大きいと思うんです。そんな意味でやっぱり高速船の将来を考えたときには、ここは引いて考えないといけない。企業もそう思っているはずであります。

それから、継続問題も今問題化して顕在化しているわけなんですけれども、ここでお尋ねですが、あるところで九州商船だったと思いますけれども、国の補助が受けられて、そして新造船を作るという道が開けて、そこはその方向で進んでいるようなんですけれども、この趣旨内容をお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治）

先ほど、町で最善の方法は何かということ、フェリー屋久島2がこれほど長期に運

休した経験はなく、想像を超える不便を町民生活に与え、経済損失は将来への不安を与えたと思っています。再びこのようなことが生じないように、船会社の責任や海上運送法等の法制度改正をいただき、国や県の関心による離島航路の維持が必要だと感じたところです。

議員が問われている、町民にとって最良の航路とは、私は離島にとって航路、航空路はライフラインであり、海の国道であるべきであると日頃から申し上げて政治活動を行ってまいりました。町民にとって物流が滞る、移動が遮られること、それが長期化することは、生活や事業活動に大きく影響することを改めて痛感をしたところであり、その解決に関係自治体の奮闘することには限界があります。

したがって、離島航路の維持には国が責任を持っていただくことが大前提で、町民生活を守る基礎自治体は町民の声や思いを届け、それを実現できる関係性を持った体制を構築することが必要だというふうに考えております。

それと高速船の動向。令和6年11月に、県交通政策課から熊毛1市3町の担当者に、長崎県の高速船更新事例の説明を受け、意見交換を行ったところです。内容としましては、博多、壱岐、対馬を結ぶ九州郵船株のビーナス2の更新で、建造費は78.6億円。その負担割合は、運航事業者が50%の39億3,000万円、国が25%に当たる約19億6,000万円、県が12.5%に当たる約9億8,000万円、地元自治体の壱岐市と対馬で12.5%に当たる約9億8,000万円となっているようです。

運航事業者は、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用する予定だそうです。なお、国庫補助金は離島振興予算であるものの、海事局予算ではなく、観光庁の予算を活用するようです。

以上です。

○14番（渡邊博之）

町長、国の責任が要だという立場で、国に対して色々、これまでもそうですけれどもやってきていると。本当に海の国道と言って言い過ぎではないと思っています。そのためにも、国に動いていただくためにも、やはり屋久島町がしっかりとした、主体性を持った構想というのを考えというのを持っておかないと、力にはならないというふうに思うんですね。そのことは一つ申し上げておきたいと思います。

それから高速船ですけれども、今言われましたように、一時期50億円と言われていたのですけれども、いつの間にか78億円というふうに膨大なあれになりますね。このパターンでいきますと、自治体も負担をしなければならないというふうになるわけです。だけど屋久島町もフェリー型の船を運航してくれないんだったら、自分たちがやるしかないということに必然になるわけですから、そうなるとそういうところへ出資している余裕は私はないというふうに思うんです。だって新造船なり、代船なりの原資を作らな

ければいけないわけですから。

こうなると、今度は高速船側に立っても地方の協力を得られないというプレッシャーになっていくというふうに思うんです。新造船の原資は抜きにして、そっちを優先するということは、これはあり得ない話ですから。そんなプレッシャーにもつながっていくということを申し上げたいというふうに思うんです。

そして当然高速船は、これだけの費用をかけて新しい船を作るとしたら、私は料金の引上げは必至じゃないかというふうに思います。これも住民にとっては本当に痛いことになるわけですから、やっぱりここでもフェリー型の貨客船が屋久島はどうしても必要だということが言えるんじゃないかと思っております。

そういった意味で、町が私は、言葉が正しいかどうか分かりませんが、公社化。少なくとも自分たちで企業がやってくれないんだったら、新造船を作ると。そういう心構えは持っておかないといけないんじゃないかなというふうに思うんです。

今、これまで話してきた中で、企業が新造船を作る可能性というのはなくなっていると言ってもいいわけですから、じゃあどうするのかという課題は実際に直接突きつけられるわけで、私はその心構えは持っておかないというふうに思います。それがさっき言ったように、国や企業に対してもプレッシャーになっていくんだということになります。この辺の町長の見解、今後の進め方はどういうふうにお考えですか。

○町長（荒木耕治）

議員は今、屋久島に特化して言いますけれども、これ鹿児島県、長崎、瀬戸内、全国の問題なんです。今、私どもがそうなったから、これも明日はどこかでまた起こることなんです。もう30年40年という船がいっぱい走っているわけです。少子化で住む人は少なくなる。ですから要するに利益が上がらなくなる。そういうことで、今も複数航路を走っているところで、そういう問題があるんです。だから私は国に全国的な展開で、屋久島だけの問題じゃなくて、そういう動きを県や国にしていこうということを今言っているんです。

今度も、その県も応分にこれ負担をしてもらいましたけれども、改正離島振興法、去年、一昨年の改正離島振興法の中に、その前は国だけの責務という離島は、それを都道府県の責務まで私どもが入れたんです。だから鹿児島県ももうちょっと屋久島の面倒を見るべきだというのが私はすごくあります。

ですから議員のおっしゃることもよく分かりますけれども、自分たちで。まだほかに方法があるのであれば、自分たちがそれを作ってしまうと、これ全国の事例になるので、私はこの九州郵船のこの作り方に反対です。これまだ発注しているかどうか知りませんが、したのか知りませんが、コロナ前に東海汽船が50億円の時代に船を作ったんです。25億円、東京都が出したんです。事業者が25億円。島何も出してないんで

す。そういう作り方で作っているところもある。だから全国色んな作り方をしているところがあって、このサービス基準も全国によって、色々都道府県によってサービス基準も違うんです。一律ではないんです。ですからそこら辺をもう一遍、本当に国が離島に人を住み続ける無人島を作らないって言っているのであれば、ライフラインというのはもう国が面倒見るべきだって私は言っている。だから海の国道だって、旅客代ぐらいただにしてくださいよって言うぐらいの、そういうことをやってないともう離島に住む人はいなくなりますよっていう、そういう思いからこう言っているわけです。

近くには口永良部島があります。30年代に2,000人以上いた島が、今はもう100人を切っているような島が。結局そういう無人島っていうのができていく。日本は島国ですから、そういうのがないように有人国境離島法っていうのも作ってもらったんですよね。国境を守るっていう意味。それは議員発議ですけども、これ作ってもらって、あと2年したら切れますけれども、これはどうしても改正延長をしなければいけないと私は思っています。よりよい制度にと思っていますけど、なかなか難しいですけど。

今、起きたことに対して、ですから議員が言われるように長崎のこういう、これをここまで作ってしまうと、うちは6艇いるんですよ、高速船。6艇更新するときに幾ら払うんですかって、うち。そういうもんじゃない。だから6艇が本当に妥当な数字なんです、熊毛に。全国に18艇しかいないんです。18艇いる中の3分の1はうちにいるんです。そういう問題はあるじゃないですか。ですからもうちょっと、これ慎重に色んなことをやって、私はこの九州郵船が作ったこの作り方はどうも納得がいかないということでございます。

○14番（渡邊博之）

今、お話も聞いてて、本当に矛盾がもう頂点に達しているという感じがするんです。先ほど町長はほかの離島も同じ状況だと、屋久島の轍を踏むような事態あり得るというふうにおっしゃいました。その意味で国の特措法だとか、そういうことの改定、中身を変える必要があるというふうにおっしゃったんですが、ただ屋久島が違うのが喫緊の課題だということだと思っんです。

さっき町長と認識しました、あと2か3年の間にしっかりと方針を作らないとならないという、特別な事情を持っているのが屋久島ですから、この点ではやっぱり見方は変えていく必要があるというふうに思いますし、いずれにしろ新船を、やっぱり、ごめんなさい、新船、中古船でもいいかもしれませんが、人と物を運ぶフェリー型の船、これをもう絶対命題にして、そしてそのためにできる場合、できなかった場合、この両方を考えていく。できなかった場合というのは、さっき言ったように公社化で町が作るしかないわけですから、そういう方向を睨みながら、むしろ私はそっちに主体を置いて、私たちはこうもうしますよという形を示したほうが、さっき言ったパワーを持つ構想に

なるというふうに思うんです。

時間がないということは共通の認識にされましたので、これからの動きを、やっぱりスピード感を上げてこの問題に取り組むということを最後にお約束していただきます。

○町長（荒木耕治）

私どもと岩崎さんと市丸さんと船会社も入れて、県も交えてそういう話で進めていければ、そういう場を作ってどうしたらいいのかということのを導き出していければいいというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。14時30分から再開します。

休憩 午後 2 時 1 6 分

再開 午後 2 時 3 0 分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番、中馬慎一郎議員に発言を許可します。

○4 番（中馬慎一郎）

お疲れさまです。議席番号4 番、中馬です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問のほうをさせていただきます。

本日は、災害対策、そして特別支援教育への町の方針、福祉サービス、3 つ目に学校部活動の方針についてお伺いします。

まず、災害対策についてですが、明日3 月11日は東日本大震災から14年がたつ日となります。それを踏まえて、東日本大震災以降に各自治体や民間企業ではBCP、事業継続計画というのがつくられ、それに沿って防災計画などもつくられていると思います。

そんな中、能登半島の大地震が起きて、能登半島の各自治体もそれによって今でも復旧作業を懸命にしておりますが、それでも復興が遅れている原因というのが大きく3 点言われています。

1 つ目が地理的要因、限られた交通アクセスにより主要道路が切断され物資や重機の搬入が困難、そして人口減少、高齢化が進み労働力の不足、そして行政の対応力、やはり小さな行政地区では限られた職員と予算、そういったことで集落単独、自治体単独での復興というのは限界があると言われております。

そんな中、離島である私たち屋久島はまさに孤立した自治体であります。いつ何どき災害が起きるか分かりませんが、そういったときに自分たちの備えだけでこれを乗り越える期間や状態が続く可能性が非常に高いです。

政府でも最低3 日間は備蓄の準備をお願いという言葉を出しています。できれば1 週

間ということも言われていますが、そういった備蓄の重要性も大事なんです、やはり屋久島町で今できる限りの防災対策は常に考えていかなければいけないのかなと思います。

そこで1つ目の質問ですが、毎年のように屋久島は大雨による何らかの被害を受けています。屋久島は日本で一番多い雨の島ということで、そういった対策に対して消防北分遣所では毎年のように大水の流入により車庫が浸水し、北分遣所では消防車両を高台へ移転するということが起きています。今後の移転計画も踏まえて、北分遣所の防災対策について町の見解を伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

中馬慎一郎議員の質問にお答えします。

消防北分遣所は、中馬議員も御承知のとおり宮之浦川に隣接し海拔2mに満たない場所にあり、昨年台風10号接近時には満潮時間とも重なり、宮之浦出張所から分遣所へ横断する排水溝にごみ等が流入し、一時、玄関部分が冠水した事案が発生しております。

また、昨年8月8日に緊急地震速報が発令された際には、津波被害による不測の事態を想定して、分遣所の事務機能と緊急車両を宮之浦地区の高台にある建物を借用して一時的に移転する準備もしたところであり、移転の必要性は十分に認識しているところで

す。

しかしながら、議員も御承知のとおり老朽化が著しい宮之浦体育館と屋久島離島開発総合センターの複合的施設として高台への移転を考慮した多目的交流センターの建設計画が進められ、並行して令和7年度から電気庁舎と出張所機能を含めた施設の高台移転も順次進めることとしております。

北分遣所の高台移転については、これまで第二次振興計画に盛り込んでいなかったことから、熊毛地区消防本部と施設整備に向けた協議、議論を重ねて早い時期に高台移転ができるように取り組むこととしております。

○4番（中馬慎一郎）

今の町長の答弁で、満潮時の潮位と重なってという御答弁をいただきましたが、私もそう思って分遣所に聞きに行きましたら、それもあるが対岸からの水の流入、いわゆる白谷線に上がる道の土手からの水の流入が橋を流れて回ってくるんだという意見も聞きました。

実際に私がその現場を見ているわけではないんですが、田代別館の前の道を通って水が流入してあそこにたまるというのも実際にあるんだというのもあったので、その辺は担当課長とか、情報は何かつかんでいますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

今の意見については初めてでして、これまで水の確認をしたところ、金城通線のほうからののり面からもともと湧き水がするので、金城線からの水がかなり雨のときは多くて、すり鉢の形状になっていることから過去にも公用車も冠水した経緯があるというふうに聞いております。

○建設課長（計屋正人）

補足というような形で、町道、田代別館のからの流れ込みについては、宮之浦区の住民の皆様からもそういうようなお話は聞いております。

私どもとしまして、そこに横断溝を設置して川のほうに流し込むような対策の必要性といったところを、今、検討をしているところです。

○4番（中馬慎一郎）

そこも、今、検討をされているということで、ぜひ今年の梅雨、また台風シーズンに同じようなことが起こると思いますので、できるだけ早めをお願いします。

満潮時の水位というのはどうしても自然現象ですから、なかなか防ぐことが難しいことだと思いますが、先ほど町長の答弁にありました移転を速やかに、やっぱり早めにしていくというのはもう本当に近々の課題だと思っています。

町長の中で、まだ第二次振興計画にも入っていませんが、いつ頃までにという何か思い、期間の思いというのはありますでしょうか。

○町長（荒木耕治）

ずっと議員の皆さんから何遍となくこの問題、高台移転というのを言われていますから、本当にこの三、四年の間に早くやりたいなというのはあります。

今、私の思いでは、場所は志戸子寄りの宮之浦の外れというか、志戸子寄りの高台に造りたいというふうに思っております。救急車がありますから永田方面へ行くと、高校とかはあそこら辺に上げるとあれなんで、分遣所はどこか向こうのほうに造りたいなというふうには思っております。

○4番（中馬慎一郎）

一日でも早い移転が望ましいので、よろしくお願いします。

その中で、この北分遣所は熊毛地区消防組合の施設にもなっています。今年、令和7年度も3億3,500万円、屋久島町からも負担金を出していますが、この移設に関しては熊毛地区消防組合と連携して動いていく話だとは思いますが、その熊毛地区からの何か話というのは今ありますでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

私が総務課長になってから、やはり喫緊の課題だと思いまして消防組合の総務課のほうに話をしたところ、まだあまりそれほど喫緊という感じで思っていなかったので早速

に議論をする場合ではないでしょうかと話したら、町のほうでまず独自にもう進めていただいてもよろしいぐらいの感覚の返事でしたので、まだ慣れていなかったのも、その辺りのやり方がどうなっているのか分かっていなかったのも、今から具体的に詰めたと思っています。

これが消防組合の議会の議決事項になるのかどうかというのはちょっとはっきり分かっていないので、そこを含めて議論をしたいなというふうに思っているところです。

○4番（中馬慎一郎）

私は、以前、熊毛消防組合に同様の質問をしたときに、なかなか具体的な回答が得られなかったのを聞いてみるんですが、もし屋久島で、もしというか、いつか屋久島町の北分遣所が移転となったときに、その予算の出し方というか立てつけは、今、屋久島町からも3億3,500万円の負担金を出していますけど、そういった消防組合と屋久島町と同時に負担金を出しながら立てられるものですか。それとも町単独でやるべきなんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

今、共通経費として負担金を出す部分と町のほうで整備してくださいという部分がありまして、特に消防自動車、救急高規格車等については町のほうの予算でしてくださいという部分がありますので、今の中でいくと町が主体的になって町のほうでやることになるというふうに思っています。

ただ、今、補助金がないのかというのを私が個人的に調べているんですが、これだけ防災・減災を言っているんですけど、その施設整備についての補助メニューがまだ見つからないところでもありますので、そこをまずは見つけてからかなと思って、今、色々と情報を収集しているところでもあります。

○4番（中馬慎一郎）

町のほうもアリーナとか様々な公共施設で色々とこれから計画していく中で、予算の段取りとか色々大変だと思いますので、できるだけ町の財政に負担のない補助金、そういったものを探していただければと思います。引き続き検討をよろしくお願いします。

続きまして、宮之浦川、安房川の浚渫、港と川の浚渫についてお伺いします。

ここでちょっと資料を町長にお渡ししたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（石田尾茂樹）

許可します。

○4番（中馬慎一郎）

すみません。午前中も同僚議員の質問で、一湊川の河川の質問のときに宮之浦港、安房港の浚渫の必要性というのを町長に御答弁をいただいたので、私が今から質問することの回答というのも大体それに沿うような形かと思いますが、私がなぜこの質問をした

かという、おとしに宮之浦川の上流域、町長も御存じですかね、宮之浦林道をずっと上に上ったところの潜水橋という橋、そこからさらに500m上に行ったところの宮之浦川の上流域のところ、本流が永田寄りの谷でナベカケ谷というのがあるんですが、そこからの土石流が流れ込んできて川が土砂で覆いつくされているんですよ。厚いところだと3mぐらいの堆積になっています。

今年の1月にこの写真を撮りに行ったんですが、非常に宮之浦川の上流でそういう大きな崩落があって河川を埋め尽くしているということを私が実際に見てしまったものですからちょっと気になっていました。

昨年の台風で自然公園の橋も色々とダメージを受けています。宮之浦川の上流域から下流域にかけてこういった土砂がどんどん流れてくる状態が、今、続いていると思うんですよ。

今年の台風や大雨、梅雨の大雨でまた今後もそういった土砂が流れてくる可能性が非常に高く、非常に宮之浦川の流域に住まわれている方もそうですが、港といったところも非常に注意をしていかなければいけないのかなと感じています。

これがどういう影響を起こすかどうか分かりませんし、ここ自体をどうにか工事するというのも不可能な場所ですので、そこをしてくれという要望ではないんですが、こういった現状があるということを踏まえて、やはり4年前、令和2年に5.18の大雨が降ったときに安房港がしばらく使えなくなった事実もあります。

今度の大雨あたりで宮之浦港もそういう可能性がやっぱりあると思うんですよ。そういったときにやはり港が使えないというのは非常に物流拠点または島民の足、色んな面で不便を来します。

そういった中での県に対しての要望といったものをぜひ強く呼びかけてほしいんですが、午前中の質問とちょっと重なるとは思いますが、町長の今の思いをお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

宮之浦港、安房港の浚渫工事の状況については、県屋久島事務所に確認したところ、安房港は現在も港湾災害復旧事業で浚渫工事を継続中であり、今後もさらに国の防災・安全交付金事業等を活用し埋没浚渫工事を実施していくことになるということです。

宮之浦港については、近年、泊地の浚渫を実施していないが、港湾管理計画により、今後、泊地水深が浅くなり船舶運航に支障が出るリスクが生じたときは、まずは泊地水深調査を実施し、調査結果に基づいた浚渫工事を実施することとなります。

火之上山埠頭については、今年度、泊地部の水深測量調査を実施した結果、泊地が浅くなっていることが確認されているので、今後、浚渫工事を実施する計画とのことです。

いずれの地方港湾整備事業につきましても、引き続き本町と県屋久島事務所建設課と

の土木事業連絡会において事業内容確認や要望事項等の意見交換を行いながら今後の整備事業につなげてまいりたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎）

ここ数年は毎年のように全国各地で水害による被災が発生しております。国のほうもそういった川の浚渫工事とか災害復旧で予算をどんどんつけてやっておられるようなんですが、この宮之浦港に関しては実際にまだ何も被害が起きていない状態とはいっても浅いというのはもう分かっていますので、予防防災というんですかね、予防にはなると思うんですが、実際に災害が起きてからでは遅いと思いますので、やはり宮之浦港に物資が来ないとか、そういったことが長時間続くと非常に困ります。そういった意味で町長からも、同僚議員が午前中に言われていましたが、県も予算で18億円をつけていると言われているので、ぜひまた強く要望していただければと思います。

続きまして、特別支援と福祉サービスの質問に入らせていただきます。教育長、よろしくお願いします。

まず1つ目は、現在、特別支援を必要とする児童・生徒のために特別支援の免許を所有する教職員の在籍人数をお示してください。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの中馬慎一郎議員の質問にお答えをいたします。

小学校9校、中学校4校に在籍している教諭104名のうち、特別支援学校教諭免許状を所持している教諭は24名、全体の23%になります。管理職を含めると、128名のうち32名、25%ということになっております。

○4番（中馬慎一郎）

この質問も令和3年に同僚議員の方が同じような質問をされていて、その当時は特別支援学級が78名に対して17名と答えております。

今現在、特別支援学級が屋久島町で令和6年は103名と資料をもらっているんですが、それに対して24名ですから、かなりこの点から見ても当時からするときめ細かい教育が少しは進んでいるのかなと感じております。日頃からこういった意見に耳を傾けていただいて、日々御尽力いただいていることに本当に感謝を申し上げます。

その中で、やはり今、県や国がインクルーシブ教育とか合理的配慮などの見解から、色んなこの特別支援に対しての指導の在り方の情報を出しています。

鹿児島県でも令和6年の2月、昨年2月に鹿児島県の特別支援学校など教育環境改善の推進についてという報告書を私も見させてもらって、その中に特別支援の離島での教育の必要性というのもうたわれています。

離島だけではないんでしょうが、学校に限らず全ての教職員、教員などがキャリアステージに応じた特別支援教育の知識を十分に身につけることができるよう、研修推進体

制の在り方について検討することが必要と言われております。

免許を持っている先生たちだけがこれに関わっていくのではなく、全ての教員がこういった特別支援の問題に対して共通の理解とある程度の一定の指導ができる体制が望ましいと言われていていると思うんですが、そういった先生方への研修や指導、そういったものは年間どれぐらい行っているんでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

国の方針によりますと、採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験するようにということになっております。本町といたしましても、令和7年度4月以降になりますが、屋久島町へ新しく来られた新任者を対象に特別支援教育に関する研修を実施する予定としております。それによりまして特別支援教育の理解を深めていただく機会としていただくようにしております。

○4番（中馬慎一郎）

今、御答弁いただいた中で、全ての先生がこれを経験するようにしっかりと仕組みになっているということですね。ありがとうございます。

その中で、令和4年に教育委員会のほうから各保護者に対してこの特別支援に対するアンケートを取られています。その中で、保護者の方々では、今、この制度の中に通級指導教室というのもあるんですが、この通級指導教室のことを知らないという方が半数近くいたと、もしそういったことを知っていて、またあったら通わせたいのかという質問に対してもやはり半数近くいたということで、特別支援学級ではなくて、この通級教室に対しての理解が以前よりは進んでいるんですが、保護者の方からするとまだまだ認知度が少なかったのかなと当時思いました。

今は通級クラスも増えているんですが、小学校では北部、南部に1校ずつ、そして3クラスあります。中学校では島内に1校しかありません。1クラスですかね。

通級のメリット、デメリットもあるんですが、デメリットでいうと、やはり普段通っている学校にそういう通級クラスがなければ、ほかの学校の通級クラスに、指導教室に通わせないといけない保護者の負担、移動の負担が非常に大きいということや、先生自身の移動ということで、やはり先生が本来教えなければいけない学校での教室のカバーをなかなかできないというデメリットがあると言われております。

その中で、県が令和6年から8年までの3か年計画で巡回型の通級指導教室のモデル地区を3地区つくって行っています。奄美、薩摩川内、鹿屋で、今17校で38人を対象にやっているそうなんですが、この巡回型の通級指導教室は、今、令和6年から8年でモデル期間として地区としてやっていますが、その次の3か年、屋久島町で導入できないかどうか。県との協議とかそういったものはあるでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

議員御指摘のとおり、今、県のほうでは巡回型通級指導教室のモデル事業を推進しているところでございます。令和6年から8年までの3か年間ということになりますけれども、次の令和9年以降のことになります。屋久島町としましてはやはり特別支援教育には力を入れていきたいというふうに思っております。その対象になるかどうかは分かりませんが、私どもとしてもそういったことも含めて検討していくというふうになるかと思えます。

現在、屋久島町におきましては、3小・中学校の4つの通級教室に22人の児童・生徒が通っているということになります。今後、またニーズに応じて県と相談していきたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎）

県のほうからは、まだ具体的に次のモデル地区に対しての何かアプローチとか情報というのはまだないんですね。分かりました。

屋久島単独でもできればいいんでしょうけど、なかなかやっぱり人材の派遣とか体制づくりは県の協力がないと難しいと思いますので、ぜひ屋久島町から積極的に声を上げて、屋久島町の中にやはりこれを必要とする保護者の方々、子供さんたちが大勢いると思いますので、ぜひ声を上げていただければと思います。

このモデルとしている巡回型の通級指導教室というのを町単独で実際にやるのはやっぱり無理ですかね。ちょっと教育長の見解をお願いします。

○教育長（石田尾行徳）

この巡回型通級指導教室のことですけれども、結局、巡回型通級指導教室に回られる教職員の方がいらっしゃった場合に、元になる学級がいわゆる空きになってしまいますので、そういった人材の補強も含めてしていけないといけないということになると思います。ですから、こちらのほうはやっぱり県と協議をしながら進めていく必要があるというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎）

通級の件でもう1つ聞きたかったのが、今、小学校では北部、南部に1校ずつあるなっていますが、中学校では島内南部地区に1校しかありません。中央中は北部地区の小学校を卒業した方々が多く集まる中学校ですが、北部地区にも通級クラスというのがしっかりあるんですが、中学校に行くとそれがなくなるというのは、やはり保護者の負担がそこで見えているわけですが、この通級クラスを中学校にも増設するというお考えは今のところないかどうかをお聞かせください。

○教育長（石田尾行徳）

その件につきましては、当然、ニーズがある場合とない場合とあるんですが、ニーズ

がある場合にはやはりそちらのほうも検討していかなくちゃいけないだろうというふう
に考えております。

現在のところは、今、安房中のほうに自閉症・情緒障害というクラスが設置されてお
りますので、それ以外の部分につきましては、また今後、やはり子供たちのためにも善
処していかなくてはいけないなというふうに考えているところです。

○4番（中馬慎一郎）

それでは、今現在はニーズがないという見解、北部地区の保護者の方や児童・生徒か
らそういった声はまだ上がっていないという見解でよろしいですか。

○教育長（石田尾行徳）

その声につきましては、まだ私のほうには届いていないところでございますが、実際
にはあるのかもしれませんが。そちらのほうも含めて、今後、対応していきたいと考えて
おります。

○4番（中馬慎一郎）

できましたら、やはり小学校の6年生でやるのはちょっと遅いと思うんですけど、
4年生、5年生あたりのちょっと早い段階に次の学校に進学するときの情報提供として
何らかのアンケートとか意識調査をしていただいて、次の学校に安心して進める、そう
いった次の学校がどういう体制でこの教育に取り組んでいるかというのをぜひ保護者
の方に、6年生では本当に遅いと思いますので早めに情報を流していただけたらと思いま
す。よろしくお願いします。

この点について3つ目の質問です。

義務教育から高校教育、卒業後までの一貫した支援体制の必要性についてお考えをお
聞きます。

この質問を色々と考えながら2月の後半を過ごしていたら、町のほうから特別支援に
対する臨時職員の募集の放送が聞こえてきて、まさに今、私が質問することを動いてく
ださっているのかなと思ったんですが、その辺りも含めて伺いたいのですが、今、屋久
島町には支援コーディネーターとして1名の方が在駐しております。各学校を巡回しな
がら支援学級担任への助言や教育委員会をはじめ島内の医療、福祉、また労働機関との
連携を図りながら、まさに屋久島の特別支援の中核となって、受皿となって働いていた
だっている存在ではあると思いますが、活動内容も非常に幅広く、学校訪問などは、お
ととしの令和5年は134回訪問されていたとレポートに上がっています。

サポート体制が進んだことは大変ありがたいとは思いますが、やはりこの方の今後の
支援体制の必要性とか、そういったものを教育長、お聞かせください。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

義務教育から高校教育、卒業までの一貫した支援体制ということでございますけれども、それについてはやはり必要であるというふうに考えております。

ただ、現在のところは、小学校、中学校の特別支援学級同士の交流のみを実施しているところでございます。実施しているのは、11月になかよし交流会というのを実施しております。

本町の自立支援協議会というのがございますが、そちらのほうでは支援を必要とする本人、保護者の思いを尊重しながら、教育、医療、保健、福祉、就労等の関係機関が連携をして一貫した支援を行うことを目的とした結ファイルというものがございます。これは令和5年度に作成しているところでございます。

その内容は、乳幼児から大学、専門学校卒業後の就労までの支援の履歴を記録していくものでありまして、1冊のファイルにまとめることで新たな支援も受けやすくなるというふうに考えているところでございます。

○4番（中馬慎一郎）

幼児から就学するまでのそれは管理するのはどこでやるんですか。教育委員会でやるんですか。

○教育長（石田尾行徳）

それは福祉支援課のほうになります。

○4番（中馬慎一郎）

私も新しい情報をいただいてありがとうございます。

非常に幼児から就学するまで、特にやっぱり就学後のサポートといったところは保護者の方も非常に興味があるというか、心配事の1つだと思いますので、できましたらやっぱり学校を卒業した後も十分な支援体制ができるようにしていただきたいんですが、1つちょっと確認したいのが、今、屋久島町には中種子支援学校の屋久島分校があつて、そこにも教諭の方がいると思うんですが、その方々とは別に、今、この屋久島の支援コーディネーターの方は1名在駐しているということによろしいんですね。

○教育長（石田尾行徳）

現在、屋久島高校に中種子特別支援教室というのがございます。これは分校ではなくて屋久島高校の中に中種子特別支援学校の特別支援教室ということになります。ですから、簡単に申し上げますと、中種子特別支援学校に通う生徒なんだけれども屋久島に住んでいるものだから屋久島で教育を受けたいということで、中種子特別支援学校の1教室を屋久島高校にお借りしているということになります。

離島コーディネーターという方がいらっしゃいまして、この離島コーディネーターという方は、現在、中種子特別支援学校の職員であるんですけれども、この方が屋久島町内の全学校を回られて特別支援教育の相談業務等を担っているということになります。

現在、屋久島特別支援教室は2学級ございますので、1名ずつの担任がついております。この担任は中種子特別支援学校の教諭になります。もう1人、町からの支援として、1名、会計年度職員でいわゆる支援員を配置しているというところでございます。

○4番（中馬慎一郎）

この中種子支援学校の屋久島の分教室というか、そこに通う子供たちの希望がいなければ当然ないわけですね。ということは先生たちも減る。でも離島コーディネーターの方は県からの派遣なので必ず屋久島には残ると。そこは屋久島高校の今の場所にしっかりと事務所的なものを構えて、そこを拠点に回られるということによろしいでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

そういうことで結構です。

○4番（中馬慎一郎）

その辺の情報が分かっただけで少し安心しました。やはりこういうコーディネーターの方がいるだけで、大分、相談窓口があってしっかりと対応していただいていると聞いていますので、これからも引き続き、やっぱり支援のコーディネーターの方が働きやすい環境を町もつくっていただければと思います。

ちなみに、今度、任用される職員の方は、もう1名の募集をかけて、これは年度というか何年雇用とかあるんですかね。

○教育長（石田尾行徳）

支援員のことだと思いますが、1年になります。会計年度職員になりますので1年間ということになります。

○4番（中馬慎一郎）

専属のコーディネーターの配置の必要性といったものを十分に理解していただいて、1名補充という形で進んでおりますので、今後も十分なサポート体制ができるように引き続きよろしくお願いします。

その中で、町のほうも、今、第7期障害福祉計画の中に地域生活の支援拠点の整備とか、児童発達支援センターの設置に向けた目標が記載されております。

今現在のこの両2つの件についての進捗状況、管理体制についての考えを教えてください。

○町長（荒木耕治）

令和6年3月に作成をしました第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の期間は令和6年から8年の3か年で、策定後1年が経過をしようとしているところです。

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、緊急時に技能法対応や施設、病院等からの地域移行の推進を担う機能を持つ場所や体制のことで、

計画では目標年度を令和8年度として1か所を設置しているところですが、現在の進捗はまだありません。

町においては、令和6年度に基幹相談支援センターを安房総合センターに置き、町自立支援協議会や障害福祉サービス事業者等と連携し事業の充実を図っているところです。

今後は、民間における社会資源の整備状況等を考慮し、地域生活を支える体制の整備を計画期間内を目標に進めています。

次に、児童発達支援センターとは、子供、家庭、地域の障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や機能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設であります。

これについても目標年度を令和8年度として1か所設置をしているところですが、現在の進捗はまだありません。

現在、屋久島町において児童発達支援、放課後児童デイサービスを行う事業所が1か所あり、運営の支援をしているところです。

これについても地域生活支援拠点と同様に社会資源の整備状況等を考慮し、障害児のライフステージに応じた切れ目のない支援を福祉、保育、教育をはじめ関係機関と連携し、計画の最終年度である令和8年度に向けて体制の準備を進めてまいります。

○4番（中馬慎一郎）

令和8年度にそれぞれ1か所ずつということで、これはもう具体的に今の安房支所を想定されているんですか。その辺りもまだ決まっていないということですかね。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

ただいまの御質問ですが、現在のところは未定ということで、もし場所を設定するとしたら令和8年度までに決めたいというふうに思っていますが、必ずしも体制整備を進めるということであれば、場所が必要ということはないのかなというふうに思っています。

以上です。

○4番（中馬慎一郎）

特別支援の支援体制の上でも療育体制というのが十分に構築されているかどうかというのは非常に大きい問題で、町としても教育委員会と一緒に、併せて保護者の方々の心配事である卒業後の支援とか社会参加、そういったものをしっかりバックアップできる体制をつくっていただきたいと思うんですが、この支援センターや拠点の整備について、今、進捗状況で課題となっている一番大きな要因は何でしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

設置のやり方としましては、民間の福祉事業所等が立ち上げて行政が事業を支援するという形がいいだろうというふうには思っております。

もちろん実施場所や事業費等のこともありますが、一番の課題としては専門職等の人員配置ができるのかということになるんだろうというふうに思っております。

以上です。

○４番（中馬慎一郎）

どこの業種も人員配置、人材不足というのがありますので、新たな事業をしても人が集まらなければいけませんので、そういった際にやはり島外から人材を連れてくるというときに、ぜひ、午前中の同僚議員でも公共施設というか町営住宅の空きを有効利用という話もありましたので、せっかく町のこういった大事な事業のために人を呼ぶという方には率先してやっぱり町営住宅とかそういったものを開放してほしいなと思っております。

最後の質問に入ります。中学校の部活動の問題についてお伺いします。

昨年も９月の議会で中学校の部活の遠征について質問をしたところなんですが、その後すぐに私も知ったんですが、今、文科省のほうでは令和８年とか９年あたりをめどに中学校の部活動を地域に移行する移行期間と、今、位置づけて整備をしているというニュースが流れてきました。

これに対して、屋久島のようなクラブチームとか中学校の子供たちが通うようなチーム、また少子化が進む本町においてそういったことを本土の大きな町と同じようにできるかという、とてもなかなかできないのかなと私は思うんですが、その辺り、今、町のほうで何か進めている話がありましたら教えてください。

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、屋久島町におきましては、中学校部活動地域移行検討委員会というものを開きまして様々な方向性で検討を進めてきているところでございます。

国の方針としましても、先ほど議員御指摘のとおり令和８年度以降から当面の間は屋久島町でも進めている部活動指導員の配置と地域移行の併存という形を示しているところでございます。

検討委員会におきましては、屋久島町の現状として学校間の移動における時間、運転手、バスの確保の難しさと合同練習に伴う会場の確保、こういった観点から地域移行の難しさが上げられているところでございます。

それらを踏まえ、文化部、運動部に関する関係機関へ人材の確保を依頼し、現在の部活動指導員の配置の充実を図れるよう共有したところでございます。

○４番（中馬慎一郎）

それでは、国が進めようとする段階的な地域移行に対して、人材を配置し、できるだけ屋久島もそれに沿うような形で、今、部活動を地域移行していこうというお考えとい

うことでよろしいでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

地域移行というのと地域連携というのがございまして、屋久島町は御承知のとおり非常に大きな島でございますので集落から集落への距離が非常に遠いということもございます。ですから、一堂に会して練習なりをするというのは非常に難しい環境にございます。

ですから、屋久島町ができることは何かといったときに、子供たちが学校にいて、そこに指導者が行って指導するというのが一番適切なのではないだろうかというふうなことを考えております。

また、競技種目によってはやっぱり複数の人数が集まらないとできないスポーツ等もございますので、そういったものにつきましては、どこかの学校に週に一、二回集まって練習をするという形になるかと思いますが、いずれにしても指導者が必要になってまいりますので、そちらのほうは町のスポーツ協会や文化協会といったところに、いわゆる人材バンクではありませんが、そういった名簿をまた教えていただいて、その中からお願いをしていくかなというふうなことになるかと思います。

○4番（中馬慎一郎）

では、今の中学校の部活動の場を利用して、指導者が学校からではなくて、もう完全に民間の指導者が入っていくということによろしいでしょうか。分かりました。

やはり先生たちの負担も非常に大きかったと思うんですよ。非常にスポーツや文化活動に熱意のある先生たちがやっぱり自分を犠牲にしてそういったものに取り組んで来られた。この何十年もあったわけですけど、その負担というのがやはりこういった形で出てきて、一番困るのはやはり子供たちだと思うんですよ。

その負担が地域に移行するだけなのかなと私は思っているんです。その先生たちの負担も非常に分かるんですが、その負担を地域に全部押しつけていくと、多分、最初の始まった年はやる気のある熱意のある方がどんどんやって続くとは思いますが、これが何年も続くと必ずと言っていいほど、この問題だけじゃないんですけど、こういった問題ってかなり個人というか、その方々に対して代替わりすればするほど負担が大きくなってくると思います。

やはり熱量というのは人それぞれですから、立ち上げの熱量とまたそれを継続していく熱量は別なので、であれば、やはり最初の段階でしっかりと継続できる仕組みをつくらせていただいて、保護者の方々か地域の指導者の方が十分に納得して継続性のある仕組みにして、子供たちがこの島で本当に好きなスポーツや音楽活動、文化活動をできればなと思っております。

教育長の何か最後にメッセージとかあればお願いします。

○教育長（石田尾行徳）

ございます。もう御指摘のとおり、おっしゃるとおりだと私も思っております。例えば都市部だから、あるいは地域、島嶼部だからということではなくて、やはり全てに等しくそういった環境を与えてあげるということは大事なことでと考えておりますので、私どもも、またどういった在り方が一番いいのかということを含めて考えていかなくちゃいけないなというように考えているところでございます。ありがとうございました。

○4 番（中馬慎一郎）

今回の質問を通じて教育の平等ということ色々と考えさせられました。その平等というのが決して子供たちに同じ環境を全て与えるのではなくて、やはりその地域や子供たちに合わせた教育の仕方とか材料を与えながら、同じように満足度を上げていくという公平さというか、そういったものが非常に大事なと感じております。今後も子供たちのために、屋久島の児童・生徒のために、また御尽力いただければと思います。

本日は終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月11日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3 時 2 0 分

令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和 7 年 3 月 11 日

令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 11 日（火曜日）午前 10 時開議

○日程第 1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
9 番 榎 光徳	1. 屋久島高校の振興支援策について	
	(1) 現在、スクールバス通学費をはじめ、スタディサプリの通信費、島外入学者の下宿費補助等、さまざまな支援策を講じて頂いているが、保護者や教職員の中から、生徒たちが安心して学べる環境づくりの為に、継続的な支援を願う声があるが町長の考えをお示ください。	町 長
	(2) みらい留学制度に伴う寄宿舍（下宿費補助）を頂いているが、島外入学者に限らず、栗生地区や永田地区等、島内遠隔地からの希望者に対する助成は考えられないかお示ください。	町 長
	2. 屋久島空港ジェット化推進について	
	(1) 令和 6 年度事業化決定により、工事着手に向けた許認可手続きや、土地取得の取組み等なされていると思うが、現時点での進捗状況等、国・県との情報共有はどの程度得られているのかお示ください。	町 長
	(2) 総事業費 169 億円、事業期間 10 カ年となっているが、島民は 1 年でも早い完成を願っている。以前話があった屋久島事務所内に「空港対策室」的なものを設置して頂くなど、早期実現の為に、強固な推進体制で臨むべきと思うが、町長の考えをお示ください。	町 長
	3. 新造船「飛鳥Ⅲ」の就航について	
	(1) 令和 7 年 7 月 20 日就航予定の「飛鳥Ⅲ」52,000 t は、宮之浦港接岸可能と聞いている	町 長

	が、管理者である県港湾空港課や、屋久島事務所等の対応についての情報はないのか伺います。 (2) 既に、クルーズ計画が発表され、商品の販売が始まっているが、寄港可能となれば観光協会等の受け入れ態勢や、地元行政としての取り組みが必要と思われるが、どのような事が考えられるかお示してください。	町	長
12番 日高好作	1. 農業振興について (1) 今年度のポンカン・タンカンの生産量及び農家の収入実績はどうであったか。また、ヒヨドリの食害がタンカンや馬鈴薯に大きな被害をもたらしたと聞くが、農家の対応と行政の対応はどうであったか伺います。 (2) 令和6年度の施政方針でポンカン・タンカンの補完作物としてレモンやダイダイ等の植栽を推進するとあったが、どのような展開がなされたか伺います。 (3) 屋久島空港のジェット化により、関東方面への農水産物の出荷にも期待したいとの話もあったが、リサーチ等検討がなされているのか伺います。 (4) 今、日本の農業が大きな転換期を迎えて、色々な補助事業も導入されているが、実際に導入されている事業と農家の経営安定についてどのように捉えているか伺います。	町	長
8番 渡邊千護	●海底清掃事業 1. 人件費について 令和5年度の海底清掃事業では、「主任研究員」「研究員」「経理担当職員」の人件費が次のように計上されているが、この金額は適正だったか。 ・主任研究員：日給77,000円×20日＝15,400,000円	町	長

日給77,000円は、市町村が負担する人件費としては極めて高額であり、高度な知識や資格を有した専門家に対する金額である。そこで、「屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を見ると、専門家に対する報酬の数例として、次の金額が挙げられている。

情報公開・個人情報保護審査会会長：日額18,000円

生活保護手当等嘱託医（内科・精神科）：日額15,000円

これらの報酬額を踏まえると、「主任研究員」は弁護士や大学教授と同等の専門職であるということになる。また、「情報公開・個人情報保護審査会会長」は弁護士などの専門家で、「生活保護手当等嘱託医（内科・精神科）」は医師であり、それぞれの日給が15,000円であることを考えると、「主任研究員」の日給77,000円は極めて高額だと言わざるを得ない。そこで確認したいのは、この「主任研究員」はどのような知識や経験、資格を有した専門家なのか、具体的な説明を求めたい。また、勤務日数が20日間となっているが、それぞれの日にどのような専門的な仕事をして、その結果、どのような成果が出たのか。

加えて、令和4年度は「コーディネーター」の人件費として日給77,000円を計上し、労働日数が3日間となっている。それにもかかわらず、なぜ令和5年度は20日間もの労働が必要であったのか、具体的な理由は何か。

・研究員：日給33,000円×36日＝1,188,000円

上記のとおり、町が設定した弁護士や医師に対する日額15,000円の給与を踏まえると、この「研究員」に対する人件費である日額33,000円は

	極めて高額である。そこで、この「研究員」はどのような知識や経験、資格を有した専門家なのか、具体的な説明を求めたい。また、勤務日数が36日間となっているが、それぞれの日にどのような専門的な仕事をして、その結果、どのような成果が出たのか。 ・ 経理担当職員：日給55,000円×12日＝660,000円 上記のとおり、町が設定した弁護士や医師に対する日額15,000円の給与を踏まえると、この「経理担当職員」に対する人件費である日額55,000円は極めて高額である。そこで、経理を担当する会社員の平均給与を調べると、年収で約360万円となっており、これを月収ベースにすると約30万円となる。「経理担当職員」が必要であった理由は何か。		
5 番 眞邊真紀	1. 安房総合センター大ホール整備について (1) 整備の方針について、決定したことがあればお示しください。 2. 多目的交流センターの建設計画の現在の状況は (1) 2月中旬にウェブ会議方式で行った民間事業者へのサウンディング調査では、具体的にどのような提案や要望が出たか、要点で構いませんのでお示しください。 (2) 本体工事費22億5,000万円の今後の見通しは。全国各地で公共事業費が資材や人件費の高騰の影響で入札不調が相次いでいますが、多目的交流センターについてもそのような懸念があると考えます。本体工事費や施設の規模について、今後の見込みについての見解をお示しください。 3. 屋久島徳洲会病院への公的支援について (1) 応援医師や看護師などの人件費・交通費が	町	長
		町	長
		町	長
		町	長

	病院経営をかなり圧迫しているようですが、町として財政面で公的な支援をする必要性についての考えをお示してください。 (2) 徳之島徳洲会病院は、徳之島の3町から産婦人科の医師を雇用するために1,800万円の補助があります。他の離島も民間病院に補助金を支出しています。屋久島町での必要性について検討されたことはあるか伺います。	町	長
	4. 慶弔費について (1) 屋久島町職員や親族への慶弔費を町長交際費から支出することは適切であるか伺います。	町	長
	(2) 屋久島町葬祭供花規定では、現職の職員及び議員の一親等以内の家族が死去した際は、供花するとされているが、互助会費で支出するよう変更するべきと考えます。これについての見解をお示してください。	町	長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩
3 番	小 脇 淳智郎
5 番	眞 邊 真 紀
7 番	岩 山 鶴 美
9 番	榎 光 徳
11 番	高 橋 義 友
13 番	岩 川 俊 広
15 番	大 角 利 成

議席番号	氏名
2 番	内 田 正 喜
4 番	中 馬 慎一郎
6 番	相 良 健一郎
8 番	渡 邊 千 護
10 番	緒 方 健 太
12 番	日 高 好 作
14 番	渡 邊 博 之
16 番	石田尾 茂 樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久
議事調査係	若 松 直 樹

議事調査係長 岩 川 さほり

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名
町 長	荒 木 耕 治
副 町 長	岩 川 茂 隆
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之
生活環境課長	泊 竜 二
建設課長	計 屋 正 人
教育総務課長	泊 光 秀
監査委員事務局長	中 村 一 久

職名	氏名
教 育 長	石田尾 行 徳
会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵
政策推進課長	木 原 幸 治
町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治
健康長寿課長	泊 裕一郎
産業振興課長	松 田 賢 一
電 気 課 長	内 田 康 法
社会教育課長	佐々木 修

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

本日の 3 月 11 日は、多くの貴い命が失われました東日本大震災から 14 年目の日となります。屋久島町議会でも犠牲者の皆様に追悼の気持ちを伝え、またこのような災害が二度と起こらないことを願い、一般質問の途中になると思いますが、発生時刻の午後 2 時 46 分に休憩を取り黙禱を行いたいと思いますので、御協力をよろしくお願いします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、9 番、榎光徳議員に発言を許可します。

○9 番（榎 光徳）

皆さん、おはようございます。議席番号 9 番、榎光徳でございます。

先ほどもありましたように、2011 年 3 月 11 日、2 万 2,228 人という戦後最大の貴い人命が奪われ、いまだ 2 万 7,615 人の方々が避難生活を余儀なくされている東日本大震災から、今日で 14 年が経過をしようとしています。

昨日、避難指示が全面解除となったものの、依然として続く復興対策が一日も早く終了することを願うものであります。改めて、犠牲者の方々や被災者の方々へお悔やみとお見舞いを申し上げます。

一方、我が町においても、2015 年の口永良部島、新岳の大噴火を教訓に、5 月 29 日が防災の日として制定されましたが、このことが決して風化することなく、後世に語り継ぎながら、町全体の防災訓練や町民の意識の高揚につながることを願うものであります。

それでは、通告に従い、次の 3 点について町長に質問いたします。

まず 1 点目は、屋久島高校の振興支援策について、2 点目は、屋久島空港のジェット化推進について、そして 3 点目は、新造船「飛鳥Ⅲ」の就航についてであります。

春は別れの季節であり、また出会いの季節でもあります。去る 3 月 3 日、島内唯一の屋久島高校の卒業式が行われ、57 名の生徒が世界自然遺産の島のすばらしい環境の下で 3 年間学んだ学び舎を後に、島内をはじめ全国各地へ夢と希望を胸に大きく羽ばたいていきました。

時を同じくして、3 月 5 日と 6 日には公立高校の入学試験があり、3 月 13 日の合格発

表が待たれるところであります。

屋久島高校では、募集定員120名に対し7名の推薦枠を含め55名の応募しかなく、令和7年度も普通科1クラス、情報ビジネス科1クラスの2クラスという厳しい状況が続くことになります。

今、国会内では、高校授業料無償化、給食費無償化等についての論戦が展開されていますが、我が母校、屋久島高校では、県立高校であるものの町長の英断により議会の議決を得てスクールバスの通学費補助をはじめ多くの支援策を講じていただいております。このことについては、同窓会の立場からこの場をお借りして厚く感謝申し上げます。

このような中、先月行われた学校評価委員会の中で、保護者や教職員の中から大変ありがたいことであり引き続いての支援を願う声があることを耳にし、このことについて、まず町長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。榎光徳議員の質問にお答えします。

屋久島高校に関する支援につきましては、令和2年3月に締結した屋久島町と屋久島高校との屋久島高校魅力化プロジェクトに関する協定書に基づき、スクールバスの利用者負担の一律化やスタディサプリの導入及び通信に係る費用の補助、地域みらい留学の受入れの取組を行っており、令和7年度も継続して実施する予定としております。

ただ、全ての事業に言えることですが、漠然と続けるのではなく、毎年、PDCAのサイクルを回す必要があると考えており、特に、スタディサプリは利用状況や効果などを毎年確認し、実施の判断をする必要があると考えています。

また、屋久島高校魅力化プロジェクトにつきましても、もともとは普通科の2クラス維持を目指した取組でありました。しかしながら、今年の出願状況や今後の人口減少の予測などからこの目標達成には厳しい状況が見込まれます。

さらには、国による高校授業料の無償化の動きが進むと、なお一層、離島やへき地の高校の生徒数は減少することが危惧されます。今後は普通科の2クラス維持はもとより、屋久島高校の維持も目標の1つに加わってくるのではと考えます。

本町としましては、経済的な問題で屋久島高校進学を断念する子供が生じないよう、継続的に支援に取り組んでいきたいと考えています。

○9番（榎 光徳）

ありがとうございます。継続していただけるということで大変ありがたく思っているんですが、実は、私、この通告をした後、議案書も見させていただきました。施政方針にも当然うたわれておりましたけれども、色々な今、町長が申しあげましたような支援

策についても予算に計上されておりましたので、もう本当を言えばこれは取り下げてもいいぐらいかなという気持ちもあったんですが、まだまだ色々と課題もありますので確認の意味で質問させていただきました。

もう皆さん御存じのように、今、島内唯一の屋久島高校ということで、高校生はもう本当に色々な場で活躍しております。そして、このことはやっぱり町民も皆さん理解して認知していると思います。

それは勉学の面、国公立の進学とか、そういうことだけではなくて、スポーツ関係、あるいは色々な芸術文化の分野とか、そういったものでも非常に活躍をしております。ですから、やっぱりこの島内唯一の最高学府としての存在感というのは非常に大きいものがあると思うんです。

今、高校の無償化や色々な問題が惹起されておりますけれども、一島一校ですから高校はなくならないとしてもクラス減が続きますと非常に大きな影響があると思っております。

1クラスなくなることによって、当然、教員の数も少なくなるわけです。そして、またカリキュラムを編成する上で非常に混乱が生じてくると、そうすると生徒の教育の選択肢が狭まっていくわけですから非常に大きな影響を及ぼすわけであります。

学校側も地元の中学生在が地元の高校に進学をするためには、やっぱり屋久島高校はいいんだよというような魅力ある学校づくりに色々と努力はしていると思います。学校説明会とか色々なこともやっているということも聞いているんですが、やっぱり最終的には財政面がネックになってくると。ですから、今、色々と町がしていただいているこういった支援策については、やっぱり保護者が進学する上で大きな判断材料になると思っております。

やっぱり安心して地元の学校に通えるという環境づくりを地域全体で取り組んでいくべきではないかというようなことで、先ほどもありましたけれども、引き続いて町の支援をお願いしたいということを思っておりますが、町長、もう一度、何かありますか。

○町長（荒木耕治）

今、申し上げたとおり、私どもはやるべきことはやります。ただ、私が個人的に思うことは、県立屋久島高校ですから、もう少し県がきちんとやるべきだというふうにも思っています。

例えば屋久島高校の同窓会でも、学校でも、まずは県にそういう意見というのを言ったらどうですかという、それで先般、知事も教育長も視察に来られたというふう聞いております。そういうときにどういう議論をされたのかというのもあります。ですからクラス減とか、そういう屋久島高校をどうするかということ。

しかし、子供の将来を考えると、屋久島高校にみんな行けというのは私は到底無理だ

と、やはりスポーツでやりたい子供はスポーツの盛んなところに行きたいと思うでしょうし、医者を目指す子たちは医学部に通る一番近い学校に行きたいというのは、もうこれは個人個人の思いがありますから、それはなかなか厳しいだろうと。

そういう中で、では屋久島高校をどう存続をさせるのか。もう今、先ほども言いましたけれども、2クラスというよりか屋久島高校の存続自体がもう近い将来、今、国が高校無償化をやると、どんどん今度はまた出ていく現象が起こるんじゃないかというふうに私はそっちの危惧しております。

ただ、屋久島高校の魅力化というのは、議員も言われるようにスポーツとか勉学とかそういうことじゃなくて、これはささやかな話かもしれませんが、私が何人かから聞くのは屋久島高校の制服はダサイと言うんですよ。それが嫌で行かない。そんなのがあるのかどうかはちょっと分かりませんが、そういうことを言う。

だから、例えば高校でアンケートを取って、生徒からみんな取って、そこら辺でも一工夫してみる。それで少しでも変わることがあるんじゃないだろうかという思いもしておりますので、どうか、議員は同窓会長でもありますから、また学校でもそういう話もしていただければありがたいなというふうに、やるべきことは町としてきちんとやっていきます。

○9番（榎 光徳）

先だって知事がお見えになったときに私も同席をさせていただきました。副町長、教育長も同席でしたけれども、私もたまたまちょっと知事とも話をする機会がありまして、幾らかの話はしたところでした。

当然、やっぱり私もいつも言っているんですが、県立高校であるのに何で町がそこまでというのにも確かにおっしゃるとおりなんです。ですから、逆に県立高校なのに屋久島町はこれだけのことをしているんだということ、これはもう絶対、分かってもらっているんじゃないかと思っております。

それと、ちょっと触れましたけれども、制服の問題も今ちょうど検討委員会がされておりまして、もうおそらく今度変わるということになりそうです。ですから、これはもう保護者もそうなんですが生徒の中からもそういう声がありまして、もうおそらくこれはそういうことになっていくと思います。

私も、今、言われましたように同窓会の立場ももちろんありますが、行政、議会が一体となってこの問題に取り組んでいかなければいけないと思っております。さっきの予算につきましても最終的には議会の議決になりますので、また同僚議員の皆さん方もぜひ賛同をしていただければありがたいと思っております。

それでは、この件については終わりたいと思います。

次に、関連ですが、みらい留学制度に伴って寄宿舎を設置していただいたわけですが、

この費用についても町の支援をいただきまして運営ができているというようなことで大変ありがたく思っておりますが、今、13名のキャパに対して7名が入っております。

それで、これは今後の見通しとか色々ある関係で満室にしているのかというのもあるんですが、私は島外の中学生だけじゃなくて島内の遠隔地、言えば栗生とか永田方面といったところから来る生徒たちは寄宿舍に入ることはできないのかなと。

当然、通学バスの補助もしているわけですが、ここら辺で何かいい取組ができないものかなと思っているんですが、これについて町長の考えはいかがでしょうか。

○町長（荒木耕治）

地域みらい留学制度による生徒の受入れ支援制度は、国土交通省の離島活性化交付金における交流促進事業として、寄宿舍の運営と下宿等にいる生徒に対する補助を行っております。

この補助金は、保護者の経済的負担を軽減するため部屋代や家賃に対する補助としての意味合いが強いと考えております。

質問にあります栗生地区、永田地区等の島内遠隔地からの希望者への助成ができないかとのことですが、島内出身者の生徒は実家からの通学になることから、町外から屋久島高校に入学する生徒と同じように補助することにはならないと考えます。

そのため、令和2年度から通学バスの保護者の分担金を月額4,000円に統一し、島内での居住地域の違いによる金銭的負担の格差軽減を図っていることを御理解いただきたいと思います。

また、島内遠隔地からの通学者に限らず、町内生徒の借家に対する支援は屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱による支援及び離島活性化交付金の対象にはならず、別に町費で新たな支援制度をつくる必要があります。

現状、町内で下宿の引受け先が少ないことや学校周辺の民間借家の状況を踏まえても実施は難しいものと考えます。

さらに、寄宿舍の入居については部屋数に限りがあること、運営2年目であるため入退去の人数のバランスを取っている状況であること、体力、精神的な負担を配慮した管理体制を模索している状況であり、満室の入居は難しいというふうに今現在は考えております。

○9番（榎 光徳）

離島活性化交付金を適用しているということですが、確かに、私も町長も屋久島高校卒業ですが、昔は今みたいに交通の便もよくなかったわけですから、永田とか栗生は寮もありました。それからやっぱり学校の近くの例えば宮之浦、楠川周辺に下宿も非常に多かったですね。

ですけど、やっぱり今言われたように、今は実家からバスで通学している、あるいは

自家用車で送ったりしているという状況もありますから、そう言われるとやっぱりその必要性というのはそうないのかなという気がするんですが、ただ、やっぱり中には自分の家じゃなくてそういう寮生活を友達と一緒にやるとか、そういうのを望むというか、環境の変化というのを望む生徒もいるのかなというような気もしたりしたわけです。

今のこの寄宿舎は2年目で今年3年目を迎えるわけですが、色々と課題も多いということも私も聞いております。寮母にしても地域おこし協力隊の方をお願いをしてやっているわけですが、なかなかうまくいかないこともあったりして退学者も出てきたりとか、学校側も非常に苦慮しているようです。

やっぱり寮母さんと学校側のコンセンサスをうまく取りながら、言えば寮母は親代わりですから、そういった面では非常にそういう何かあれがあるのかもしれないけれども、そういったのも確かに聞いておりますので、それとやっぱり今ありましたように、周辺の下宿先を今後もやっぱり探していくというようなこととか、私どもも同窓会、PTA、学校が一緒になって色々なことをやってきました。

例えば、素泊まり民宿の空き民宿とか、あるいは屋久島電工の単身寮とか、あるいは周辺地域のそういったところもずっと探したりしてきましたけれども、なかなかうまくいかなかったという経緯もあります。

ですけど、やっぱり今言うようにクラス減とかそういうことにつながっていくということになるわけですから、それは引き続いて私どもも努力をしていかなければいけないと思っております。

教育長は御存じだと思うんですが、県教委もこの学校再編に、今、取り組んでおります。それで、さっきも言いましたように屋久島高校は一島一校ですから学校はなくならないとしても、今、普通科2クラス80名ですけれども、これがやっぱり今年も1クラス、来年は非常に多いですから大丈夫だと思うんです。再来年度は、またさらに80名ぐらいに中学生の絶対数が少なくなりますので、またこれも厳しくなるのかなという気がしております。

ですから、県教委もその学校再編でもう屋久島高校は普通科1クラスということを出してくるんじゃないかなというような気もするものですから、そこら辺をどうしても食い止めたいというような気持ちもありますので、私どもも何とか努力をしていかなければいけないのかなという感じでおります。

県内の離島もみんな色々な取組をしています。生き残りをかけてやっています。以前、瀬戸内の古仁屋高校の話もしましたが、私どもも視察にも行きましたけれどもやっぱりそういうこともあります。中学生の絶対数が少ないというジレンマもあるんですけれども、いずれにしても学校を含めて、行政、議会、地域住民が一体となって努力をして、そして安定した学校運営がなされていくように願うところであります。

この件については終わりたいと思います。

では、次に屋久島空港のジェット化の問題についてですけれども、この問題についても私も再三質問もさせていただいております。昨年の事業化決定によっていよいよ工事着手に向けて事はどんどん進んできているんだろかなと推察をしているところで期待をしているんですが、過去の経緯でも第1段階である用地買収がネックとなって挫折をした経緯があります。

今回は、お聞きしますともう九十何%、100%近くの同意を得られて、どんどん進んでいるんだというようなことも聞いているんですが、ここら辺の情報について町長はどの程度の情報の共有がされているのかをお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治）

屋久島空港滑走路延伸事業は、令和6年4月1日に国土交通省が令和6年度の新規事業として採択をしたと発表し、同年8月17日及び18日には鹿児島県が屋久島町民向けに事業概要の説明等を行っています。

令和6年度は、現地測量に着手するとともに空港施設の変更許可申請手続きを行っており、令和7年3月4日には国土交通省がやくしまホールにおいて施設変更に係る公聴会を開催し、鹿児島県、町議長、屋久島商工会会長、観光協会会長からいわゆる屋久島空港滑走路延長に対し地元の利害関係者として賛成の立場の公述をいただいたところです。

また、滑走路延伸事業については、日頃から県と情報共有を行うなど一体となって取り組んでおります。今後、県においては工事着手に向けた実施設計や用地測量などを行った上で用地買収などを進める予定であることから、町としても県と協力して早期の事業用地取得に尽力してまいります。

○9番（榎 光徳）

先週3月4日に、今、町長から話がありました公聴会は国土交通省の運輸局主催だったと思うんですが、私も傍聴させていただきましたけれども、期待というか何かちょっと1つの物足りなさというか、公聴会ですから一方的に意見陳述をして、そしてそういう意見を収集するという狙いがあるんでしょうけれども、今、ありましたように、町長をはじめ5人の方々がこれまでの取組とか経緯、そして島民の悲願であるこのことをぜひとも早くしてほしいという、もう5人それぞれ同じような内容でした。

これはこれとして非常によかったのかなと思ってはいるんですが、ちょっと口幅ったいかもしれませんが、その事業化は決まったら、事業費も169億円ですか、それで向こう10か年と、あとは進捗状況を見守るだけと、当然これではいけないわけですが、やっぱり例えば馬毛島も今回、これはもう国策でやっていることですが、3か年延長になりました。前も言いましたけれども、こういう大きなプロジェクトはえてしてどんどん先に延びていってしまいます。

ですから、色々と私どもも地元としてあらゆる手を尽くしていかなければいけないと、スピード感を持って実効性のある取組をしていかなければいけないのかなと思っております。

一昨年は総決起集会も開催をされましたけれども、これも非常にインパクトがあったのかなと、よかったのかなと思っております。ですから、このような更なるアクションを何か起こしていかなければいけないんじゃないかというようなことを思っているんですが、ちょっと予算的なことで聞くとところによると、いや、もう今回は9億円、10億円ぐらいの予算がつきそうだよと、ついているよというようなことも聞くんですが、そこら辺の情報は町長は聞いていませんか。

○政策推進課長（木原幸治）

各年度の予算規模につきましては、今現在、施設変更の申請中ということもあり、鹿児島県の予算のほうも審議中ということもございまして、不確定な部分もありますので、現在、この場では公表はできません。

○9番（榎 光徳）

先だって特別委員会で県に行って協議されたときも交通政策課はなかなかオフレコということで言わないんですよ。これはフェリーの話ですけども、最終的には3,700万円でした。

今回も私はちょっと9億円とか10億円を計上しているというようなことも聞いたんです。ですから、それはそれでいいんですが、さっき言いましたように169億円を端的に10か年としたら16億9,000円を単年度でつけていかないと10年間では済まないわけですから、こういったことも含めてやっぱり県との情報共有をしながらこういったことはどんどん進めていくべきじゃないかなと思っております。

議会の交通対策特別委員会も組織をされておりますので、私は前も言ったんですが色々な団体で本省にも国交省とかに行っています。ですけど屋久島町議会としての要望活動というのはしていないと思いますので、私はこれからはそういったことも含めてやっぱりどんどん取組をしていかなければいけないのかなと思っておりますので、これはまた私も議会の中でも同僚議員と一緒にそういう話をしていきたいなと思っております。

今のことについては、町長、再度何か、その予算化のことについて特別ありませんか。

○町長（荒木耕治）

予算化は私は自信を持って取ってきます。10年と言わずに1年でも早くできるぐらいの、それは私の今までの経験と人脈を駆使してやってくるつもりです。ですが第一義は、県も情報を色々出さないとか言いますが、出さないで私どももイライラしますが、まずは用地買収ですよ。ですから私がお願いしたいのは、議員の皆さんにも知り合いとかそういうものがあつたら、とにかく用地買収に応じていただくように、こ

れはおそらくもう来年度末からか近いうちには始まりますので、ここでつまずくと、議員も言うようにもうこれは10年でもできない15年かかってもしないというようなことになるやもしれません。ですから、これを一日でも早くするには一日でも早く用地買収を100%やって事業化に行くということが大前提だというふうに思っております。

○9番（榎 光徳）

今、町長の思いを聞かせていただいて、私も同感なんですが、町長は以前に県でしたか屋久島事務所内でしたか、空港対策室的なものを設置できないかということで要望をしているという話を聞いたんですが、この件に関しては、その後、何か進展というか、何か動きがあったんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治）

残念ながら対策室はできませんでしたけれども、それに代わる人員の配置は、屋久島空港滑走路延伸事業の早期完成は島民の悲願でもありますし、私の切望でもあります。本事業は現在の滑走路を利用しながらの整備となるため工事進捗に制約があるところですが、何よりも整備用地の早期取得が実現されなければ早期完成に向けた予算要求も工事スピードも上がりません。

施政方針でも触れたところですが、地元の地権者が思いを一つに一丸となって土地の提供の承諾に御協力をいただき、島外に在住の皆様にも島の思いを酌んでいただき、速やかな手続をしていただくことを願っております。

御質問にあった屋久島事務所内に空港対策室の設置要望とまではいきませんが、私としては屋久島事務所における体制強化を図ってほしい旨は県に対して申し上げております。現在、お聞きしているところでは屋久島事務所において令和7年度から会計年度任用職員の採用などを予定しているようであります。

○9番（榎 光徳）

職員の増をしたいということですが、やっぱり私は一係としているのと対策室として設置をするということは非常に取り組む体制として全然違ってくるんじゃないかなという気もしたんですが、そういうことであればこれはもう致し方ないのかなと、あとはそういう係を増やしていただいて、また強力な取組をしていただければいいのかなと思っております。

10年は長いです。例えば工事にしても飛行機を飛ばしながらやるということですから、これは実施になったときの段階ですけど、1日、今、鹿児島4便、5便、福岡、伊丹があるわけですが、飛行機の飛んでる間に時間制約があってどういう工事になっていくのかなと思うわけですが、これはやっぱり今度は利用者のほうにも色々と制約がかかってくる。

だから、そういったのを考えると、やっぱり航空運航会社とか、当然、今度はその施

工事、県、国の工事施工者との色々なコンセンサスを図りながらやっていかなければいけないのかなという気がするんですが、何かこうこら辺で町長の何か妙案というか、工事についての何かで考えていないですか。

○町長（荒木耕治）

私は建設業ではありませんのでよく分かりませんが、私が思っているのは、先ほど来、言いましたが、まず土地の買収を早くやっていただきたい。その工事の手法とかやり方というのはその次の話ですから、これができないとできないわけです。

ですから、一日でも早く造る方法として私が単純に考えるのは、今、これは昼間は飛ばすから夜間作業ですよ。多分、夜間作業では10年かかるということなんでしょう。だから、では閑散期に飛行機を止めるという方法ができないのかというのは、それは観光客とか色んな人に協力をしてもらって、そこを止めて例えば1月から2か月ぐらい冬場に止めて昼夜仕事をする。そうやって一日でも早く完成をするという方法も1つの方法。

それと、では午前中に飛ばして午後から夜に仕事をするという、そういうやり方とか、それはまた先の話で、早く造る方法というのは、だから工事の手法もどんな手法でやるのか知りませんが、それはそれであんまり先のことを考えているとなかなかできないようになるのかなと思ったりもしますから、まずは目の前のことをきちんとやっていきたいなというふうに今思っています。

○9番（榎 光徳）

私もそこら辺、もう全く一時止めて、夜間作業もそうなんですけど閑散期にそういうことも思ったりもしました。全くもう町長も今同じようなこと言われましたけれども、いずれにしても、町長はこれまで空港問題は一丁目一番地ということでは言ってきました。今回の施政方針でも重点施策の一番目に掲げてありました。

今、町長が為政者として10年間温めてきた思いと熱い思いがあるというようなこともいつも言っていますので、こら辺を今度はいよいよ実行に移していくわけですから、不退転の気持ちを持って取り組んでいただきたいということを思っております。

町長も後期高齢者です。前もありましたけど私もいよいよ後期高齢者となります。せめてジェット機の就航記念セレモニーに参加をして、一番機に乗って飛んでいくということを夢見てこの質問を終わりたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、飛鳥Ⅲの就航についてです。

国内最大級の豪華客船飛鳥、初代の飛鳥が宮之浦港に寄港がなくなってから久しくなるんですが、その後は2代目飛鳥Ⅱが5万トン級となって、そのために宮之浦港には着けなくなったわけですが、西之表港には接岸しております。

非常に歯がゆいというか、残念な思いをしてきたわけですが、今回、この飛鳥Ⅲの就航が非常に、朗報が飛び込んできたわけですが、もう既にマスコミ等で報

道されておりますけれども、飛鳥Ⅱよりさらに大きい5万2,200トンであるということなんでしょうが、それなのに喫水はマイナス6.7mだということで、そのために、今、宮之浦港の岸壁、火之上山はマイナス7.5mですから、ここに接岸可能であるということなんでしょうけれども、これについて、当然これは管理者は県ですから、このための例えば防舷材の設置でありますとか、ピットですね、係船柱といったものの取替えとかという工事が出てくるんですが、ここら辺を県も当然もう考えているというか、しているかなと思っっているんですが、本当にこれは私はまさに千載一隅のチャンスだと思います。

これまでも色々とニーズはいっぱいあるのに着けられないというジレンマがあったわけですから、ここら辺を県も一体となって取組をしていくべきだと思うんですが、ここら辺の情報の共有というか、町長のほうではどの程度されているのかお示しいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治）

宮之浦港の火之上山埠頭は、クルーズ船が安全に接岸可能となるよう既存防波堤の移設が行われ、さらに、今後、静穏度向上のため沖防波堤の延伸に向けた設計が進められていると鹿児島県から情報を受けております。

飛鳥Ⅲの対応については、12月17日に開催した宮之浦港大型クルーズ船受入れに関する勉強会において、屋久島事務所から飛鳥Ⅲの接岸のためには既存の防舷材や係船柱の改良、泊地の浚渫が必要となることから、まずは飛鳥Ⅲを含めたクルーズ船の安定的な運航を図るため、令和6年度に泊地の浚渫工事に着手予定である旨の説明を受けたところです。

また、11月26日に種子屋久観光連絡協議会において郵船クルーズを訪問した際、当該船社から飛鳥Ⅲにとって屋久島寄港は目玉になると考えていることから、ぜひ地元も協力していただきたい旨の発言がありました。

町としても、飛鳥Ⅲの寄港は地域の活性化に大きく寄与するものと考えていることから、県とも連携しながら、近い将来、寄港していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○9番（榎 光徳）

今、ありましたけど、本当に目玉になるんじゃないかという気がします。当然、県が令和6年度はもう既に浚渫をやると、今の七半岸壁の前も相当埋まっているんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の浚渫かなと思うんですが、それに対応して防舷材であるとか係船柱、私は空港問題と比較したらそんなに大きな金はかからないんじゃないかという気がするわけです。

ですから、これも一刻も早い対応、やっぱり県にも急がせるべきではないのかなというように思います。まずは接岸に可能な最小限度の対応をしてもらうというよう

なことが必要なのかなと思っております。

情報によると、7月20日就航ということで、エージェントで2月のクルーズ計画に則って色々と商品販売も行っているようです。ですから、町長もいつも言うように、ニーズはいっぱいあるんだということをいつも言っているんですけども、やっぱりそういった受入れの条件が整えばいつでも来るんじゃないかなというのは当然な気がしますので、地元では、行政は当然ですが例えば観光協会ですとか、そういった地元の地域を巻き込んだ今後の取組を強固にしていかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、今、町もほかのクルーズ船の入港、出港に対して色々とやっていますよね。ですから、そういったのはさらに拡充をされて、小笠原なんかは帰るときに漁船船団がぱつと出てクルーズ船を取り囲んでお見送りをすると、非常にそれが印象に残って、インパクトがあって、みんな手を振って別れを惜しんでいくという、ああいう光景もやっぱり、ああいうことをしろということじゃないんですが、そういうような受入れ体制、見送り体制、そういったことも当然どんどんやっていくべきじゃないかなと思うんですが、これについては何か、町長、再度ありますか。

○町長（荒木耕治）

五、六年前に小笠原へ行きましたけど、まさにそのとおり、ダイビングボートがみんな出てきて、あそこはほぼ100%観光の島ですから、そういうことで1週間も滞在をするわけですから、水曜日に行って木曜日にしか帰れない島ですから、そういう観光の売り方をしている島です。村長とも色々と話をしますけど、いやいやうちはもう高速船とかいらないって、もう村自体がそういう6泊7日ということですよ。

ですから、そういうのはありますけれども、クルーズの寄港についてお見送りとか受入れとか、よそに比べれば言葉は悪いですけど屋久島は貧弱ですよ。これだけお客さん、観光客を（ ）ってもんは、だから観光客の中でも陸に上がって山に入る人は観光客として歓迎をする。クルーズ船で来た人はどうなのという、観光にも色々と受け入れる側に温度差がある。そういうことを常々感じております。

ですから、私はクルーズの人たちは一遍来ても、要するにまたリピーターとして来ることってあるんですよ。去年コロナが明けてから外国船が多いですよ。外国船が3分の1ぐらい、1万とちょっとのクルーズ船が入ってくるんですけども、この人たちは富裕層と言いますか、そういう人たちで非常にまたゆっくり屋久島に来たいという方もいらっしゃいます。

ですから、クルーズ船の見送りに対して、今まで色々と観光協会を中心にやってきましたけれども、なかなかうまく回らない。結局、とどのつまりは行政がやるという。今現在は観光まちづくり課が主に必死になって送迎をやっている。

それで、そこで、今、彼らが考えてやっていることは小学校の金管バンドとかそうい

う人たちにそこに来てもらうという、そんなにクルーズ船会社は入港時のことは言わないんですよ、入港時はもう降りたらすぐ観光に行きたいから、そんなものはなかなかなくてもいいみたいな話なんですけど、出港時のときにやっぱりそういう、だから特に子供たちがいるとすごく和ましいと言いますか、みんな金管バンドとかをやりましたらデッキに出てきて非常に親しく、そして今の子供たちは英語をしゃべりますから、英語で結構、小学校の子供たちがやり取りをしていたりすると、そういう光景を見ているとほほ笑ましいところもありますので、そういうことを言えば、永田のトビウオ招きとか、そういう人たちもあります。

そして、1つはそういうことをやることによって地場のそういう伝統文化というものを、例えば活動資金がなかったらそこで少し活動資金を出して、それがその地場のそういうものになっていけばいい、各集落に色んなものがあるじゃないですか、そういうものが廃っていかないように、今、後継者問題とか色々ありますけれども、そういうものはやっていかなければいけないというふうに思っております。

それと港の整備を言ってまして、今、私が言っているのは、県に要するに港にターミナルビルを造ってくださいということを言っています。空港を造ったらターミナルビルを造るのに、港には何でターミナルビルがないんですかみたいなことを言っていて、今現在でも県が2年ぐらい前にテントを残った予算で造ってもらいましたが、あんなものもう何の役にも立ちませんよ。

だから、あれを全部壊して、これから本当に宮之浦港を観光クルーズでやるなら、そういう附帯設備もきちんと整備をしてもらって、例えば雨の多い島で雨が降ったら見送りの何もできないんですよ。ですから、そういうものができるようにそういうスペースを造っていただきたいということは県にも再三申し上げますけれども、なかなかそういうものはありません。

ただ、今、1つ考えていることは、私どもの選挙区の森山先生が、この間、クルーズ船の会長になったんです。ですから、そこでまた何かいい知恵をもらえるんじゃないかなという思いもしておりますので、また県とか国にもそういう話はしていきたいというふうに思っています。

○9番（榎 光徳）

もう時間がなくなってきましたので最後にしたいと思うんですが、先ほどからニーズの話をしていますが、私は空港もジェット化になれば、例えば外国からのチャーター便だって飛んでくるというようなことも色々以前は言っていましたけれども、最近では大型ホテルの参入もあります。本当にニーズはあるのに受入れ体制が整わなければそれに応えることはもう当然できないわけですので、我々も議会サイドでも色々知恵を出しながら、行政と一体となってやっぱり取り組んでいかなければいけないと思っております。

ます。

この空港と港、クルーズ船の問題はもうセットで取り組んでもいいんじゃないかというように思います。ですから、ここら辺はスピード感を持っていかに本気度で取り組むかということになってきますので、行政としては、これはもうこのことばかりじゃないんだよと、ほかにも色々と大きな課題もありますけれども、しかし、今回はこういった目の前にはっきりしたものが見えていますので、それにしっかりと向きながら、見極めながらスピード感を持って対応していただければありがたいなと思っております。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、日高好作議員に発言を許可します。

○12番（日高好作）

皆さん、お疲れさまです。本日は東日本大震災から14年たちました。いまだに行方不明者が2,520人、家族はもちろん、現在も捜索が続けられている警察あるいは関係者の方々、本当に心から敬意を表します。また、亡くなられた方と被災された方々にお悔やみとお見舞いを改めて申し上げたいと思います。

さて、今年の冬は例年になく寒い日が続きましたが、ようやく春の訪れを感じ始めました。色んな場面で新しく旅立つ全ての人たちに幸多からんことを願うばかりです。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は、農業振興に絞って質問いたします。

1点目は、今年度のぼんかん・たんかんの生産量及び農家の収入実績はどうであったか、またヒヨドリの食害がたんかんやバレイショに大きな被害をもたらしたと聞くが、農家の対応と行政の対応はどうであったか、伺います。

たんかんについては、確定申告が済んだばかりですが、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

日高好作議員の質問にお答えします。

今年度のぽんかん・たんかんの生産量につきましては、台風10号の影響により落果、倒木が多く見られたことや、夜蛾やヒヨドリの大量発生により、出荷前から減収が予想されていました。

ぽんかんの農協取扱量ですが、出荷量約56トン、販売金額は約2,894万円であり、昨年は、出荷量約103トン、販売金額は約4,000万円でしたので、共に減少しております。

販売単価は、生産量が少ないこともあり、階級によっては昨年の倍の値段で取引されたものもありますが、全体的に生産量が少ないために農家の販売額としては多くはないと考えられます。

たんかんについては、現在出荷の最中であり、生産量、生産額については確定していないため明確なことは言えませんが、生産量は昨年の3分の2程度になるのではないかと考えております。

販売額は、昨年より5kg当たり1,000円から1,500円アップの高値取引ではあるものの、ぽんかんと同様の傾向になるのではないかと予想をしております。

また、ヒヨドリ被害につきましては島内全域に及んでいる状況です。主な被害作物としては、ぽんかん・たんかん、パレイショで、島内全域の被害面積が91ha、被害額は2,440万円を見込んでおります。

町のヒヨドリ対策ですが、鳥獣対策補助金により3万円を上限に、防鳥ネット、サンテの購入経費の3分の1を補助しております。令和7年2月末実績として、30名に対して補助金を支給しております。一部農家では、爆音機等の音により対策を講じておりますが、音に慣れることにより思ったほどの効果が見受けられない現状もあります。

本年度は、12月から被害が見受けられたことから、防災無線による鳥獣対策強化の周知や園芸振興協議会屋久島支部果樹部会発行のフルーツ情報により、定期的にヒヨドリの被害の予測、対応等の周知等、注意喚起を行っております。

今後の対策としましては、鳥獣対策補助金を活用し引き続き対策を講じるとともに、定期的また緊急的な周知・注意喚起を行ってまいりたいと思います。

また、ヒヨドリ被害はいつどの程度の被害になるか予測困難であることを考慮すると、ヒヨドリ被害は常にあると考え、被害額の補償制度であります収入保険制度の加入促進も共済組合と連携し図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〇12番（日高好作）

ある程度予想される回答といえますか、本当に値段がよくて量も多くてということであれば最高なんでしょうが、量は少ないがゆえに値段が高かった。これも全国的な果実類の減産といえますか、やっぱりその根本は昨年の猛暑、ここ数年来ですけど、猛暑が大きな影では影響を与えているんじゃないかなという気もいたします。

果樹農家も500戸ですか、町内で500戸ほど生産をされているわけですけど、非常に、片方ではこの資材高騰で経営というものが厳しい現実が、また今の回答でも浮き彫りにされたんじゃないかなというふうに思っております。

ヒヨドリの被害についても、ほぼ島内全域であると思いますが、安房のある大きな農家では、カラスによって地面一面にたんかんが敷き詰めたように落とされたという、そういう場所もあります。こういう対策というのが非常に重要といいますか、今、町のほうでもサンテとか防鳥ネット、今言われたように上限3万円で助成もしておりますけど、現実的に現場サイドで見たときに、なかなか労働力不足あるいは高齢化によって、例えばサンテを何千個、何万個かけられるか、防鳥ネットを高い木にネットをかけられるかという、やはり現実なかなかそうはできないと、できていないというよりもできないのが現状ではないかなというふうに思っております。

私も色々ヒヨドリの対策ということで調べてはみましたが、やはり国、県あるいは専門の農研機構等が色んなことを調べても、まずこれといって100%抑えられるというか、抑制できるようなことではないようにやっぱり出ております。

一番効果が大きいの、町長、昔ありましたかすみ網なんです。現在は禁止されておりますけど、私はやっぱり、町長も全離島の会長もされて、これ全国的な問題でもあると思うんです。だから、環境省あたりに、そういう作物の収穫1か月前とか、そういった期間限定でも許可、認可するような、そういうこともやっぱり国に対しても申し上げていかないと、なかなかこれ現場サイドではとても対応できない現状であるということをぜひ分かっていただきたいというふうに思っております。

これとあわせて、やはりできるだけことはやらなきゃならないんですが、補助の助成の上限額をもしやるのであれば、もう少し引き上げるような、そういうような検討も考えていただきたいと思いますと思いますが、その辺についてはどう思われますか。

○町長（荒木耕治）

鳥獣被害というのは、特にヒヨドリとかこういうのは、毎年じゃなくて隔年みたいなことであつたりとか、来るときはすごく、これ渡り鳥でしょう、ヒヨドリというのは。ですから、多いときはすごく来るし、いないときは、ところどころいるのもいますが、ひどいときにはすごくひどいというのはありますので。

これも、いつ頃からこの補助金でやっているのかちょっと私も分かりませんが、内部で少しこの内容についてちょっと協議をさせていただければというふうに思います。

それと、これ全く素人的な考えなんですけど、今高齢化をしてきて、ミカンの木の剪定のやり方というのを、上に作るんじゃなくてブドウとか柿みたいに横に、脚立に乗らなくても仕事ができるような、そんな方法で作ることはできないのかなとか、全く私の個人的な考えですけど。そうすると、今からの高齢化、脚立から落ちてけがをしたと何

人も聞くんです。私の年代の人が、聞きますんで、それは屋久島は傾斜地というか、そういうところに作っていますからそういう危険性もあるんでしょうけれど。

何かそういう方法も含めて、それに鳥獣被害、あるいは、これに書いてない、猿はないですけど、猿も今年結構多いんです。個人的に言うと、猿が私は一番、うちのものは全部猿にやられましたので、猿が一番。ヒヨドリが食べる前にもう猿がみんな食べたというのは現実です。少し、これはまた検討させてください。

○12番（日高好作）

町長も随分勉強されているんじゃないかと。今言われた木の高さ、まさにおっしゃるとおりで、私も色々こう見てみたら、農研機構で高さ3mぐらい、幅3mでしたか、トンネル式、いわゆる野菜にトンネルでかぶせをする、そういうタイプの幾つか支柱を立ててかぶせするというのが、一番見ていては効率がいいのかなと。今のように園自体に上にネットを張るというのは、もう取り外しも引っかかって大変ですし、そういう形からいくと、今、町長言われた高さを抑えることによってそういうことも対策が可能になるという、そういう一面もあるということで、考えていただきたいと思います。

この数年の猛暑というのは、先ほども言いましたですけど、やっぱり生産量とか樹勢、色んな面で大きな影響を与えていると私も感じております。お茶の場合は、これは今スプリンクラーの整備もしていただきました。1週間に1回散水をするとう収量が上がるという、これはもう県の試験結果として出ております。

だから、片方では生産性を上げるためにそういった猛暑の温度を下げる対策としても畑総でスプリンクラーの設置もされているわけですので、その辺もぜひ担当課としても現場の検証をしていただいて、また農家にも、真夏の気温の高い、例えば10時から3時までとか交互に散水をしましょうとかということで、生産性が落ちないようなそういう対応もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の令和6年度の施政方針でぼんかん・たんかんの補完作物としてレモンやダイダイなどの香酸柑橘類の植栽を推進するとあったが、どのような展開がなされたのか、伺います。

○町長（荒木耕治）

ぼんかん・たんかんの補完作物として果樹試験園で璃の香やマイヤーレモンなどを植栽をしており、一部着果を始めたものをぼん・たん館で試験販売を行っており、生産物は好評を得ているところです。

このことから、令和6年度より果樹苗木購入補助金としましてぼんかん・たんかんに加え香酸柑橘類も助成の対象としておりますが、実績としましては、1名が購入しましたレモン10本の苗木に対しての補助となっています。ぼんかん・たんかんの産地維持を図ることが屋久島の果樹振興にとって最も重要なことではありますが、補完作物として

のレモン類やダイダイ、KC-5などの複数の新規作物等の可能性も引き続き探りながら、普及促進に努めてまいりたいと思います。

○12番（日高好作）

この補完作物といいますか代替作物といいますか、基本的には冬場だけのぼんかん・たんかんの収入だけでなくして夏場に収穫できる作物はないかということで、こういうような推進になったと思いますが。もっと私は大きく広がっているのかなというふうな回答を望んでいたんですが。

これをやはり施政方針といいますか、町長は出されるわけですので、町として具体的にどう広げていくかという、そういうところがぜひ必要ではないかと思うんですが、その辺、今後の考え方といいますか、どのように農家に普及させて補完作物として拡大していくのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えいたします。

基本としましては、やはりぼんかん・たんかんの産地の維持を図ることがやはり屋久島の果樹にとっては重要なことでありますので、それと併せましてレモンであったりダイダイ等、そういう香酸柑橘類を進めていきたいというふうに思っております。

また、令和6年度より行いましたけれども、実際あまり周知がされていなかったというのは大きな反省でありますので、今年度はJAの座談会であったり果樹部会の総会であったり、そういうことで町としても今後進めていきたいというのをアピールしていきたいというふうに思っております。

○12番（日高好作）

ぜひ、そうしていただきたいと思います。

町長も御存じだと思うんですけど、いわゆるレモンとかダイダイ、香酸柑橘類というのは非常に樹勢が強くて、鳥獣被害が少ない。酸っぱいですから鳥が好んでつくようなことをしないという、ある意味、今最初に質問したのと真逆の部分で。ですから、これからの農業においては、そういう被害の少ない、木も丈夫、病気にも強いという、そういういったものもやはりいわゆる補完作物としてもっと重視していただきたい、そのように思っております。

やっぱり身の回りの作物を見たとき、ダイダイなんかそうですよね、葉もかけない、何もしない、摘花もしない、でも毎年ある程度しっかりなっている。私も隣の家、目の前に庭先にスモモが1本植わっているんですけど、これもまた何の病気にもかからない。ちょっと熟してくると鳥の被害出ますけど。だから、今色んな問題ではやはりその病気とかそういう鳥獣害からどうやってそれを防ぐかということが大きな課題ですので、ぜひこの夏場の収入源としても、本格的にやっぱり町として、私は委員会でも申し上げて

いるように、大分の一村一品運動じゃないですけど、10 a 運動の展開、農家にも10 a はレモンを植えてみませんか、植えましょうとか、そういったやっぱり運動の展開というのはどうしても必要ではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

それでは、3点目、昨年、私は空港のジェット化、島内の受入れについて一般質問をいたしました、今回はそのジェット化により、町長も、やはりジェット化によって屋久島の農産物を関東圏内に即運べる、その有利性ということで期待をしたい、そういうようなことを言われておりましたが。

それに向けて、どのような関東圏のリサーチといいますか、市場の状況とか、そういったものをどのように検討したのか、伺います。

○町長（荒木耕治）

リサーチの前に、少し香酸柑橘類の話をさせてもらっていいでしょうか。

私は、個人的な趣味でミカンを作っています。それは、私の父親が3町歩ぐらいのところに私が小学生の頃80本のぽんかんを植えました。それから私が大学を出て帰ってくるまで荒れっ放しでした。植えたまま。帰ってきて、昔ここに畑があったなと思って行ったら、80本植えたのが30本ぐらい残っていました。それが、こんな真っすぐ上になって。そこを、時間があったもんですからそこを草刈りをして、ぽんかんは、肥料はやりませんが、薬を振らなくて作ろうと思って、無農薬で作ろうと思って、なかなかこれはJAに出すのは難しいなと思って、ぽんかんはもう自家用にしようと思いました。ずっと薬を、それからもう30年ぐらいになるんですけど、薬を振らなかったら次から次へと枯れ出したんです。テッポウムシとか何か皮が剥けたりするやつで、今現在2本しか残っていません。

その間に何を植えたかという、全て香酸柑橘類です。まず最初に植えたのは、シークワサーです。ヘベスというのがあります。それから、ユズ、カボス、そして議員から勧められたレモンを昨年3本植えました。これ、寒さに弱いですか。南部のほうはいいかもしれないけど、私のところこの寒波で葉っぱが全部落ちたんです。これは寒さに弱いのかなと思って、それとも植えたばかりだからそうなのか、もうちょっと大きくなればいいのかもかもしれませんけど。

そういうことで、先ほど猿の話もしましたが、たんかんもその間に、たんかんも10本ぐらい植えてあります。これ、ぽんかんよりたんかんは自分的には嗜好的に好きなもんですから、またジュースにしてもうまいというのがあって、たんかんは植えてありますが。残念ながらこのたんかんも全て猿に取られました。しかし、ダイダイとシークワサーとかシシユズとか、こんなものは全て残っているんです。だから、そういうのもやはり屋久島としては大事な、それは何でか実益を兼ねてやったんですけど、私のところ

は民宿ですから、経営が、レモンの代わりに使おうと思ってやったんです。少々虫が、傷がついていても切ったら分かんないんです。魚のこのちょっとしたものにつけたり、そういうことでJAに出すにはきちんとしたものを作らなきゃいけないんで、それはもう私の性格上無理ですから、そういうものを作って、今、趣味と実益を兼ねてみたいところでやっているんですけども。

議員の言われるように、そういうものも、それは主力にはならないかもしれませんが、やはりそういうものも作っていくことは必要なかなというふうに話を聞いていて思ったところでした。

すいません、じゃあ質問にお答えします。

ジェット化により大消費地への輸送時間が短縮されることにより恩恵を受ける農産物は、一般的に軽くて鮮度が短いものが考えられます。本町の主要な作物はたんかん・ぼんかん、バレイショなど、鹿児島などの主要な市場を経由する作物は、出荷方法が飛行機に変わることは考えにくいと思っております。

一方で、個人販売等を考えると大消費地に直結するような新たな輸送手段が確保できることは非常に価値があると考えています。

例えば、葉物野菜といった農産物につきましては、先ほど申し上げましたような軽くて鮮度に関係するような農産物ですので、新たな展開が図られるのではないかと考えています。

水産物につきましては、これまでに国の補助制度を活用した航空便による関東、築地市場への出荷を行った経緯があり、シマアジや天然カンパチのアカバラ等の高級魚については高値で取引実績もありました。

しかしながら、鹿児島空港を経由しての出荷であったため、鹿児島空港からの荷物の量によっては積載できないケースや経費がかかってしまうなどの問題点もありました。また、首折れサバ等といった傷みの早い魚種については取扱いが難しかったとも伺っております。現在も、シマアジ等の高級魚の一部は、フェリーで海上輸送の上、1泊置いて鹿児島空港から航空便にて関東、豊洲等に出荷をしながら市場の動向も注視をしているところであるため、屋久島の水産物にとって空港のジェット化は大きな期待を寄せているところです。今後も関係機関と連携を図り、ジェット化に向けた出荷方法等の意見交換に努めてまいりたいと思います。

○ 1 2 番（日高好作）

町長は、東京は年に何回も行かれるわけですが、これまでに大田市場とかあるいはデパートのそういう農産物売場そういったところを覗かれているんでしょうか、覗かれたことはありますか。（発言する者あり）分かりました。

今から32年前の1993年に銀座の千疋屋にたんかんを持って行って自ら売りに行った方

が、町長御存じかなと思うんですけど、大体こういうことしそうな方というのは、ある方です。そのときに1個600円で売られていたそうです。残念ながら、当時バブルの崩壊で銀座の千疋屋が一時休業といたしますか、それで継続はしなかったんですけど、日本橋の千疋屋で、そのお店の責任者の方が高い評価をされて、ぜひここではあれだけ日本橋の千疋屋で引き続き出してもらえないかというような、そういうことも言われたらしいんですけど、実直な方で、同じ千疋屋でも自分は銀座を目指してこうやったんだというような部分もあって、その後継続しなかったという経緯があるらしいんですが。

やっぱり東京のメリットといいますか、私も一度、たしか新宿の高野ですか、高級フルーツ店があるんですけど、そこを覗いたことがあります、今でもやはり屋久島のたんかんというのは高い評価を受けているわけですけど。

どうですか、今ネット販売で色々できますけど、やはり30何年前に屋久島の農家で挑戦をされた、こういう方がいる。ましてやジェット化になったときに、こういう2番目、3番目の人が現れるのではないかというそういう期待もあるわけですが、その辺については町長どう思われますか。

○町長（荒木耕治）

そういう方がどんどん現れてほしいという気持ちは、私もあります。

ですから、私が今思っているのは、空港が開設したら、羽田でトビウオか首折れサバのすしが食べられるのかなと、そういう思いはしております。

○12番（日高好作）

県では、昨年2月に東京で開催された鹿児島ブランドフェアで屋久島からのたんかんを提供してPRしたり、今言った新宿高野で屋久島のたんかんを使用したスイーツを提供した。それですごく評判がよかったということだったんですけど。この催しは、産業振興課の職員とか行かれたんですか。

○産業振興課長（松田賢一）

産業振興課の職員は行ってはいないです。

○12番（日高好作）

ぜひ、こういう場面に、情報、また県とも連携して、行く場面があったらいいなという、そういうふうに努力していただきたいと思います。

現時点で、先ほど同僚議員も一般質問の中でも、ジェット化というのは明確にいつということは言えないかもしれませんが、やはり私はこの日本の都で何が望まれてどういう評価がされているのか、これ一回行っただけでは何もつかめないと思うんです。実際にやっぱり数年かけて、色んな場所、色んなバイヤーの方とやっぱり気心知れる仲になって、初めてその物が売れるというふうに思っております。

だから、それについて、もうちょっと、2番目の質問でもやりましたですけど、今後

どのような作物を続けるのか、作るのか、これもやはり消費者が何を望んでいるかがつかめなければ、なかなか前へ進まないと思うわけですけど。こういった点で、今から、いつになるか分かんないですけど、もう今からやはり私はこの調査というのはやっておくべきだと思いますが、その辺について町長はどうお考えですか。

○町長（荒木耕治）

非常に難しい問題だと思いますけれども、私は基本的には屋久島はぼんかんの産地として名をはせた島ですから、やはりそれは大事にしたい。だから、ぼんかん・たんかんを、私が記憶しているのは、ぼんかんをまだ大きくて白い紙か何かで包んだぼんかんを何個か箱に入れて売っていた。私も小学校かしれませんが、その時代にはすごく高級イメージで売っていた、ぼんかんというのは。その当時じゃないですか、麦生が天皇杯をもらったのは、その頃かしれませんが。やっぱりそういうこう何かすごい高級品としてのブランドだった。

しかし、時が流れたといいますか、お客さんのニーズも変わってきて、色んな嗜好品が出てきて、色んな柑橘類が出てきて、今産地形成をすると、これがいいと思って産地形成をすると、五、六年して収穫する頃にはまた新しいものができてきてまたそれをするという、だからもういちごっこみたいなことで、なかなか産地形成ができていかないというのが一方ではあるらしいんです。色んなところで聞いている。

だから、あれもいいこれもいいというのもあるかもしれませんが、もう基本的には屋久島というのはぼんかん・たんかんで、もうこれでいくという一つの大きな方針を立てて、これにもう専念をしてやっていくというのも一つの方法なのかなというふうには私も今思っているところです。

○12番（日高好作）

町長おっしゃるとおりなんです。やはり、今、私も40年前農業を始めた、その営農青年の時代からずっと残っているものというのは、やっぱりバレイショ、ぼんかん・たんかん、そういったものです。だから、間違いなく屋久島にあった作物であるという自信を持って、今、町長言われるように、それを目指すことは大事だと思います。

私は農業高校卒ですが、つい最近高校の同級生に会いまして、小さな花農家なんですが、これまで鹿児島県の市場やら福岡、その辺の市場に出して、数年前から東京に出すようになった。やはり意識が随分変わったといいますか、その評価の仕方が鹿児島、福岡とはもう全然違う、それにカルチャーショックといいますか、非常にショックを受けたというようなことを話していました。

だから、ややもすると、自分たちは鹿児島市場に、例えば出して、キロ何百円しました。それで終わってはいないかということなんです。東京の市場に出すことによって、それが1,000円だったり1,500円だったりという、やはりその見方といいますか評価の仕

方も買う場所によって変わるという。だから、同級生が言っていました。こんなものをこんな高い値段で本当に買うのが、ちょっと首をひねったと言いますけど。でも、買う側からしたら、いやニーズはありますよというそういう簡単なあれなんです。

だから、鹿児島の中に留まっていたらそういう意識の改革というのは私は生まれないと思います。だから、町長がぽんかん・たんかんを主力に目指すのであれば、ぜひ、やはり東京、関東圏でもより高い評価を受けるようなそういう産物にしていきたいというふうに思いますが、それについての考えを。

○町長（荒木耕治）

たんかんは県のブランド品にも指定をされているんです。たんかんは、栽培は日本一だそうです。栽培園は。今、奄美、奄美とたんかんいいますけど、実際は栽培面積は屋久島が一番多いらしい。ですから、生産量もあるし。また、屋久島のほうがおいしいと、これは手前みそになりますけれども、そういうことも言っている。

だから、今、議員が言われるように売り方次第、確かに商売はそうです、売り方次第。隣の三島村の村長が私に何年か前にすごく威張って言ったことがあるんです。うちはタケノコで儲かっているというんです。口永良部のタケノコと一緒にですよ、大名竹。あれ直接築地に送って売って、何千円で売っているんです、1本。だから、そういう売り方があるということなんです。

だから、それが当たるか当たらないか、そりゃ一長一短にはすぐはそうはならないでしょうけれども、やはりそういう努力は今後もしていくと、やるべきだと思いますし、していかなければいけないというふうに思います。

○12番（日高好作）

意識改革というのは、私は、ぜひ町長に職員の意識改革ということで、色んなイベント、催し、そういったものにもやはり参加させる、そういうような予算を組んでいただきたいというふうに思っております。

やっぱり東京ビッグサイトとか幕張メッセ、年に1回大きな農業の催し物もあります。近場では、熊本のグランメッセですか、グランメッセ熊本で、これは5月28日から3日間開催されるみたいですけど、今年は私も行ってみたいなと思っているんです。

こういう身近な農業のイベント、最新の技術とか情報とか、やはり私は担当課も含めて、政策推進課、やっぱり町を動かすそういう立場の、産業を動かす立場の職員はぜひ行かせるべきだと思うんです。そのぐらいのやっぱり構えがないと、いくら職員に頑張れ頑張れと言っても、何を頑張るのか、どこを目指すのかというのは、また新しい発見がそういう場面に行って生まれる可能性というのは私は非常にあると思うんです。

ですから、まずは5月に熊本である農業WEEK、これにぜひ何名か行かせるというか、行ってもらいたいなという、私は思いがあります。その辺についてはどうですか。

○町長（荒木耕治）

ありがたい話を伺いましたので、ぜひ議会の皆さんの御理解が得られれば、私、研修とかそういうもの百聞は一見にしかずという、私自身ももう書物で学ぶよりか行って五感で感じるというタイプの人間ですから、職員はどんどん外に出したいと思っています。

しかし、なかなか担当課とすれば躊躇するところがありますから、今日を機会にどんどん予算を組むように言っときますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○12番（日高好作）

ぜひ、担当課長、躊躇しないで申し入れてください。議会も反対する人は私はいないと思います。そういうことに関しては。まして、職員の研修費なんていうのは、年に幾ら組まれているんですか。微々たるもんじゃないですか。そういった場面で大きく外を見てこさせるということは、私は非常に大事だと思います。

また、町長と話すといつも時間がなくなるんですが、4番目に入ります。

1970年から始まった米の減反政策、これが2018年に廃止されて、50年近く続いたわけです。今、日本の農業が大きな転換期を迎えております。農家個人の意思が尊重され、それぞれ作りたいものを作る環境になってきました。それによって、自給率の向上が図られ、また輸入から輸出へと大きく動き出しております。

そこで、色々な補助事業も導入されていますが、実際に導入されている事業と農家の経営安定についてどのように捉えているか、伺います。

○町長（荒木耕治）

本町においては、国や県の補助事業の有効活用や町単独による補助の創設などにより、農業者の経営安定のための支援に努めているところです。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、それに伴う耕作放棄地の増加など農業を取り巻く環境は深刻であると認識しております。

新規就農者支援としましては、経営開始資金などを活用した新規就農者の定着に向けた取組を行っております。毎年新たに2名程度の方が就農しております。

新規就農者には、年2回の就農状況報告を提出させ、県や町やJAで組織するアクションサポートチーム会で内容を検討し、経営が安定的に行われるよう長期的な技術支援を行っているところです。

果樹対策支援としましては、果樹経営支援対策事業を活用し、改植に伴う園地の若返りや園内道路の整備による機械化体系の整備に努めているところです。平成30年度以降、改植が10件、園内道路整備が3件実施されており、生産性の向上及び産業の効率化が図られていると考えております。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者の不足の中、果樹栽培において最も重要なことは、産地の維持を図ることです。本町においては、急傾斜地を活用した栽培が主

であることから、このような条件不利地における機械化体系の園地整備や、担い手への園地の集積・集約化を今後どのように図っていくべきかが最重要事項であるため、関係機関と協議をし、検討を重ねてまいりたいと思います。

○ 1 2 番（日高好作）

農業次世代人材投資資金を受けた方は、これまでに10人以上ですか、いると思いますが、そのような方の現状の経営状況と伺いますか、これによってどのような状況であるか、伺います。

○ 産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えいたします。

平成24年度から青年就農給付金制度が始まりまして、内容を改正し、現在に至っているところです。

現在、屋久島町では24名の方が給付対象として認定をされました。そのうち2名の方が給付停止を受け、農業を離農されております。1名の方が一部給付停止がありましたが、現在も農業を続けております。1名の方が、法人化に伴いまして給付を終了してございます。1名の方は、給付の辞退の申入れがありまして、給付を辞退されております。残り19名の方が給付を全て受けておりますけれども、就農状況報告終了後に1名の方が離農をしております。残り18名のうち12名の方はある程度経営がうまくいっております。残りの3名につきましては、本年度から受給を受けておりますので、経営状況は今後また関係機関と指導をしていきたいと思っております。残りの3名の方については、何とか農業は続けておりますけれども、引き続き経営指導が必要な方がおります。

以上です。

○ 1 2 番（日高好作）

農業の厳しい面、ただ補助事業と伺いますか、そういった事業に乗っかってもらなかないうまくいかないという現状がやはり出てくるわけです。時間もせっていますんで、こういう課題があるのかということは、後でまた委員会等でもお聞きしたいと思います。

私は、農業を始めた頃はこういった個人的な補助事業というのはほとんどありませんでした。当時の人は、周りもそうですから、当然自力で頑張るという、そういう意識を強く持っておりました。

ただ、こうやって現在、こういう個人に対しても色んな手厚い補助事業が出てきておりますが、私も考え方が少しやっぱり変わりました。自分が仮にあの当時にこういう事業があったときに、今の倍ぐらいの規模まで持っていけたんじゃないか、あるいはもっと色んなものにも挑戦できたんじゃないかなということも、今、最近この年になって感じる部分もあります。

だから、何が言いたいかというと、やっぱりこの補助事業を受けて、恵まれた環境で

農業をスタートするわけですから、これは、町も県もしっかりしたサポートで、1人の農家として育て上げるという強い信念を持っていかないと、補助事業は受けたがと、今のような状況でリタイアしたりとか離農するとか、そういう方が出てくると思いますので、そこら辺ぜひ力を入れていただきたいというふうに思っております。

もっと質問はあったんですけど、大事なものを。

循環型ということで、今、非常に環境保全型ですか、有機の方向へ世の中が向かっております。このたび、鹿児島茶が静岡を抜いて荒茶の生産量1位になりましたが、やっぱりこの裏にあるものは、環境保全、有機によって、抹茶でもって輸出が伸びたというのが大きい要因であります。ある程度、抹茶というのは量をたくさん取っても、きれいな荒茶に仕上げる必要はなくて、粉にするあれですから、そういった面もあって生産量も伸びたと思うわけです。

これと同じように、私は、資金の循環型、これも必要で、これは県の普及員の提案なんですけど、町長、水迫ファームの社長と最初にお会いしたときに、町長が、社長、ふるさと納税で屋久島産牛肉でもってふるさと納税増やしてもらいたいということを言われましたですね。それが六、七年前ですか、やっと身を結んできそうなところまで、これは私は町長を褒めてあげたいというふうに思っております。やっぱりそのことが現実になったということは、私も当時振り返ると非常に感慨深いものがあります。

そこで、そういったふるさと納税で得た収益を、やはり一部を1割でも2割でも農業の振興にまた戻すといえますか、循環させる、そういう金の使い方をしてほしいと。これは、県の畜産担当の方の提案で、私もあるほどだと、金がないないと言うんじゃないで、収益の一部は、もう2割はこれは農業に循環させるんだと、農家の経営安定のため、あるいは農業の発展のために使うんだというような、やはりそういう考え方を持たないと、金は出てこないと思います。ぜひ、そういうふうにやってほしいと思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治）

了解しました。

○12番（日高好作）

しっかりと返事を覚えておきたいと思います。

では、最後に、町長も4期目になって、私は随分先ほどの話からすると、農業に随分精通してこられたんじゃないか、担当課に言って認定農業者にしてもらったほうがいいんじゃないかなという、そういう思いもありますが。

これは、よく聞いておいていただきたいんですが、現在、鹿児島県の農業従事者の4割が65歳以上です。4割ですよ、4割以上。ということは、私も含めて、10年後にいなくなるか、あるいはリタイア、この40%の人間は、リタイアする、そういう現状がも

う目の前にあるわけです。想像してみてください。今、極端に言うと、2人いるうちの1人がもう農業から離れている、あるいはいなくなるというような。だから、いかにその物事が切羽詰まっているかといいますか、物を生産するにしても何をするにしても。

ですから、やっぱり先ほど言いましたこの補助事業を私がなぜこういう質問したかというのは、言いたいことはそこにあるわけです。若い人をとにかく一日でも早く一人前にどうやって育て上げるか。これは、農業ではなくほかの部門でも同じですけど、これをやらないと、町長が言われた屋久島の農業の未来もないわけです。ぜひ、職員全員の方、肝に銘じて、これが現実には迫っているんだということをぜひ頭の中に置いていただいて、今後を進めていただきたいというふうにお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午後 零時 12分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、渡邊千護議員に発言を許可します。

○8番（渡邊千護）

皆さん、お疲れさまでございます。質問に入る前に一つ訂正がございますので、一般質問通告一覧の私の文書の中で、主任研究員、日給7万7,000円掛ける20日ということと154万円ということなんですが、この数字が1,540万円になっていますので、丸を一つ消していただいて154万円にさせていただきたいと思います。そこが訂正でございます。お願いします。

それでは、通告に従いまして、質問に入ります。

令和5年度清掃事業の人件費について。

令和5年度の海底清掃事業では、主任研究員、研究員、経理担当職員の人件費が次のように計上されているが、この金額は適正だったか。主任研究員、日給7万7,000円掛ける20日、154万円。日給7万7,000円は、市町村が負担する人件費としては極めて高額であり、高度な知識や資格を有した専門家に対する金額である。そこで屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を見ると、専門家に対する報酬の数例として、次の金額が挙げられています。

情報公開・個人情報保護審査会会長、日額1万8,000円。生活保護手当等嘱託医、日額1万5,000円。これらの報酬額を踏まえると、主任研究員は弁護士や大学教授と同等

の専門職であるということになる。また、情報公開・個人情報保護審査会会長は弁護士などの専門家で、生活保護手当等嘱託医は医師であり、それぞれの日給が1万5,000円であることを考えると、主任研究員の日給7万7,000円は極めて高額だと言わざるを得ない。そこで確認したいのは、この主任研究員はどのような知識や経験、資格を有した専門家なのか、具体的な説明を求めたい。

また、勤務日数が20日間となっているが、それぞれの日にどのような専門的な仕事をし、その結果、どのような成果が出たのか。

加えて、令和4年度はコーディネーターの人件費として日給7万7,000円を計上し、労働日数が3日間となっている。それにもかかわらず、なぜ令和5年度は20日間もの労働が必要であったのか、具体的な理由は何か。

研究員、日給3万3,000円掛ける36日、118万8,000円を上記のとおり町が設定した弁護士や医師に対する日額1万5,000円の給与を踏まえると、この研究員に対する人件費である日額3万3,000円は極めて高額である。そこで、この研究員はどのような知識や経験、資格を有した専門家なのか、具体的な説明を求めたい。

また、勤務日数が36日間となっているが、それぞれの日にどのような専門的なお仕事をし、その結果、どのような成果が出たのか。

経理担当職員、日給5万5,000円掛ける12日、66万円、上記のとおり町が設定した弁護士や医師に対する日額1万5,000円の給与を踏まえると、この経理担当職員に対する人件費である日額5万5,000円は極めて高額である。そこで、経理を担当する会社員の平均給与を調べると、年収で360万円となっており、この月収ベースにすると約30万円となる。経理担当職員が必要であった理由は何かを質問します。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

渡邊千護議員の質問にお答えします。

昨年の第2回定例会で同様の質問を頂き、答弁させていただいたところでありますが、令和5年度から6年度にかけ執行しました「海・川・山の繋がりで豊かな屋久島町の自然を守るプロジェクト」は業務内容として、海底・海岸清掃、環境教育プログラムの作成・情報発信を実施しました。

人件費として記載しているそれぞれの業務内容を受託者から聞き取りをしたところ、主任研究員は、本事業、海・川・山の繋がりで屋久島の自然を守るプロジェクトの仕様書に基づき、全体の計画立案及び進行管理を行い、研究員は、主任研究員の指示の下で海底・海岸清掃業務、事業者教育としてグリーン・フィンズ勉強会、情報発信業務など具体的な現地とのやり取りや手配、活動実施の記録を行い、経理担当職員は、本事業の

経費の計算や精算処理の業務を行うとのことであります。

人件費は、受託事業者が社内での受託単価規定を定め、名称及び金額を使い見積もったものであります。議員は人件費の比較に、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で規定している各種委員会委員や嘱託医師を例として挙げていますが、受託事業者が業務遂行に必要な労働に対し給付する人件費と、個人が非常勤職員として提供した役務に対し給付する報酬は違い、人件費には会社として従業員を雇用するために必要な経費である社会保険料などが含まれており、金額の比較は一概にできるものではありません。

ちなみに、国土交通省が用いている設計業務委託と技術単価では、これまでの経験から最適な業務計画等を確立して対応することが求められる業務を統括する者として、理事、技術長という職種は7万400円、上司の指導の下で業務に当たる技術員という職種は3万1,600円などが参考になると思われます。海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクトは、仕様書どおりに実施され、海底清掃を実施し、本基金が環境保全に活用されていることを島内外に発信することで関係人口の増大を図るという目的は達成されました。

以上です。

○8番（渡邊千護）

今、コーディネーター料だったりとか色々聞きましたけれども、まず一つの質問として、この主任研究員、研究員、経理担当職員は随意契約を行っているオーシャナさんの職員であることは間違いないですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

こちらのほうで雇用体制の中身まではまだきちんと確認を取れていませんが、オーシャナさんの職員として雇用されているというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護）

この会社を調べたところ職員が4人、その3人がこの中に入っているということで間違いないですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今議員は4名ということでおっしゃいましたが、3名この中では人件費として計上されているというところです。

○8番（渡邊千護）

4人の中の3名ということですね。社員が調べたら全社員で4人いたなので、そのうちの3人分の人件費がこの中に入っているということでよろしいですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

会社の雇用人数につきましては、こちらでは把握はしておりませんので、4名という

のは今ちょっと初めてお聞きしたお話です。

○8番（渡邊千護）

この中にこの会社の社長は入っていらっしゃいますか。どうですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

社長といいますか、個人の特定につながるところがありますので、明確にお答えというのとはできないところではありますが、この主任研究員につきましては、こういう企画、計画を推進するためにそれなりの立場の人がなっているというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護）

であると、随意契約を結んだ会社のオーシャナさんの事業費を全部含めて、別途で社長の人件費はこれも別で出しているということですね。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

この業務につきましては、本業務、この海・川・山の業務につきまして、この委託料の中で人件費のほうを計上しているところです。先ほど町長の答弁の中にもありましたが、この人件費といいますのは、会社のほうが負担をする社会保険料ですとか、基本給、賞与、そういったものも計上された上で時間単価、日額単価のほうで割戻しをされて算出された額がここに計上されているところです。先ほどの町長の答弁でもありましたように、参考となりますのは国土交通省が出しております設計技術者単価というのが毎年出ておりますので、そういったところに出ていた数字と比較をして、この数字というのは、7万円ですとか、そういう金額というのは参考になるというふうに思っております。

○8番（渡邊千護）

それでは、この主任研究員の7万7,000円、20日間で154万円、あと研究員が3万3,000円の118万8,000円、経理担当職員の66万円、そこの人件費だけで338万8,000円、この金額に対して精査して、町としてはこの提示された金額が妥当だということですね。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

町のほうとしましては、この人件費を含め全て業務委託をしておりますので、業務委託全体額1,991万円というものに対して、こちらが求めた仕様書に基づき事業のほうは完了したというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護）

この方が全体のコーディネートをされている方だということなんですけれども、この人件費の名目の中で主任研究員となっているわけですよ。主任研究員と。もちろん何か資格を持った方なんですか。どういう資格を持った方なのか。どういう肩書を持っているか教えてください。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

この名称につきましては、先ほどの答弁の中でもありましたように、受託事業者が社

内で受託単価規定を定め名称及び金額を用いているものでありますので、研究ですとか、そういう結果を求めているものではないところです。

○ 8 番（渡邊千護）

研究を求めているということであれば、できればこの事業をするに当たって海底調査だったりとか、海流調査だったりとか、屋久島の海流はめちゃくちゃ速いので、ごみの流れがどこに行っているのか、どこにたまりやすいのか、こういうことを研究して、調査して、こういう数字を上げてくださるならまだ分かりますけれども、そこはやっていないんですか。

○ 観光まちづくり課長（有馬照幸）

この業務の中にはそういう調査というものは仕様書の中にも含めておりませんので、それは求めておりません。この人件費につきましては、先ほども述べましたように、受託業者が社内で受託単価規定を定めて名称と金額を使っているというところです。

○ 8 番（渡邊千護）

令和 4 年度、事業が始まりました。プロジェクトが始まりました。コーディネート料が 3 日間ですね。7 万 7,000 円の 3 日間入っています。全体の企画コーディネート料が 99 万円入っています。消費税をつけると百数万円になると思うんですけれども、今回令和 5 年に対しては、この人件費と別に全体の企画コーディネート料が 200 万円積まれているんですよ。全体の事業費の 1 割、200 万円。令和 4 年度はそこの 99 万円プラス税のところなんですけれども、そこで経理費も全部支払われているんです。そこで人件費も賄われています。総事業費の 1 割弱なんですけれども。そこで経理のこれも全部支払われていますよ。経理担当者のこれなんて出てきていませんよ、この人件費の中に。そこはどうなんですか。何が違うんですか、令和 4 年度と令和 5 年度。研究費だったら、令和 4 年度につけるんだったら分かるけど、なぜこの令和 5 年度にいきなり研究費の主任の人件費が出てくるんですか。この比較をお願いします。

○ 観光まちづくり課長（有馬照幸）

令和 5 年度の事業に関して話をさせていただきますと、令和 5 年度につきましては、仕様書に基づいてお願いしました海底清掃 12 回、勉強会 2 回、あと情報発信業務、プレスリリース作成・配信、環境教育プログラムの作成・打合せ、あと屋久島サイトの作成ですとか、あとメディア露出を業務委託でしております。そのように多種多様、多岐にわたっての業務につきまして、この令和 5 年度は事業の委託をしておりますので、一概に令和 4 年度との比較は難しいというふうに考えております。

○ 8 番（渡邊千護）

一番最初に始めたときに、令和 4 年度、そこでは企画コーディネート料がこれだけかかるということで、予算もほとんど変わっていないんですよ。一番大変なのは、一番最

初始めるときにお金がかかるのは当たり前なんです。何ですか、この金額。この会社のこの200万円、コーディネート企画料が200万円ですよ。この3名の研究費、経理担当職員が338万8,000円ですよ。合わせるとこの全体の4分の1が人件費に取られているんですよ。実際、海底清掃するダイバーさんは資格も持っている。海底に潜って一生懸命ごみを拾っている。そうやって動いて実際、環境整備をやっている、実施しているダイバーさんたちは3万円しかもらっていないんですよ。3万3,000円ですよ、正確に言えば。おかしくないですか。事業費の4分の1がこの方たちの人件費ですよ。どう思いますか。おかしくありませんか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

議員がおっしゃいます人件費につきましては、先ほどもお話をしました、参考となる国土交通省が出しています技術者単価というのを見ても、それほど違いはないんじゃないだろうかというふうに思っております。今回その5年度の事業につきましては、先ほども申しましたように、業種が多種多様に及んでいる。また、海底清掃の回数も増えているというところで、人件費のほうは日数的にも増えているというところがあります。議員は先ほどからも人件費の話をされておりますが、当初見積りをしていた段階と実際実績報告を頂いた段階では、人件費、従事日数のほうが実績のほうが増えておりまして、その単価につきましても、見積りの段階よりも実績段階では支払っている人件費自体は変わらない実績報告書をもってまいりますので、従事日数が増えても人件費の金額は変わっていないという状況では、単価のほうも下がっているというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護）

では人件費に対しては町としては特に問題はないということによろしいですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

町のほうとしましては、仕様書で求めたこの事業が無事に仕様書どおりに完了しておりますので、この事業は適正に終わっているというふうに認識しています。

○8番（渡邊千護）

この中で経理担当職員5万5,000円、どのような計算をすればこの金額になるのか、疑問は持ちませんでしたか。経理担当職員が5万5,000円ですよ。時給7,000円ですよ。どう思いますか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

人件費につきましては、先ほどから同じ話をさせていただきますが、受託事業者の社内で決めています規定に基づいて出されているものであります。人件費の構成につきましては、先ほどとまた同じ話をさせていただきますが、国土交通省の出している基準とかでも分かりますように、基本給ですとか、会社として雇い入れるために必要な社会保

陰料等も入っているというふうに認識しております。

この経理担当者につきましては、会社のほうに聞き取りをしたところ、実務を行う社員の負担を軽減して業務完了に向け、この業務に一生懸命取り組んでもらうために、出納ですとかそういった業務を適正に行うために分けてこの人員の配置をして、会社としては責任ある職ということで認識して単価設定をしているということでした。

以上です。

○ 8 番（渡邊千護）

企画コーディネート料で200万円って、これ会社から給料としてももらっているはずなんです。別途でこれ5万5,000円取るというのは、1日日額、すごく不思議なんですけども、平均で時給が大体1,200円ぐらいから1,500円なんです、高くても。あと町長、屋久島町の経理の方を雇用するとした場合、大体日給、時給はどれぐらいですか。

○ 観光まちづくり課長（有馬照幸）

今の議員のほうのお話の中で、会社の給料をもらっていて、別でこの委託料をもらっているというふうなお話というふうに私は今ちょっと理解したんですが、当然会社としてこの業務を受けることがその事業としての収入になるという認識になっておりますので、こういう事業のほうで入ってくる収入は会社の収入、社員の給料になってくる、会社として雇用している職員の給料になっているというふうに認識しています。

○ 8 番（渡邊千護）

町長、すみません、先ほどの質問でどれぐらいの時給なのか、雇用した場合、屋久島町の場合、お聞きしたいんですけども。

○ 総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

特段、特別職として経理で雇った過去の経験がないので、基準としては設けておりません。

○ 8 番（渡邊千護）

特別職じゃなくて、普通に一般の会計とか、事務とか、大体雇うとしたらどれぐらいの、大体で結構です。

○ 総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

会計とか経理で雇うということはまずはないと。一般職員として雇うということになりますので、屋久島町の給与条例に基づいて格付をしていくと。その方が特段の資格等がある場合については、その前歴換算を行って、そのクラス、位に位置づけて給与を支払うという方法になっております。

○ 8 番（渡邊千護）

例えば、緊急の会を開くとしたら。どうしても専門員が3人要るということで、ウエノ先生、カノウ先生に3人来てもらおうと、払うとしたら日額1万5,000円になります。

これでいくと、経理担当職員をもし支払いをするから1人呼ぶとします。実際にこの5万5,000円、5万円だとしても医師3人呼んで4万5,000円、経理の人を呼んだらその人で1人5万円ですよ。3人の報酬よりその経理が高くなるわけですよ。実際に5万5,000円、これ今回の事業に関して支払われているわけですから、そこら辺はこれが一般論として普通だと思いますか、町長。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今議員がおっしゃいましたこの人件費の部分と非常勤職員でおっしゃられている部分につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたように、受託事業者が事務遂行に必要な労働に対し給付する人件費と、個人が非常勤職員として提供した役務に対し給付する報酬は違い、人件費には会社として従業員を雇用するために必要な経費である社会保険料が含まれており、金額の比較は一概にできるものではないというふうに考えています。

○8番（渡邊千護）

非常勤の話もして社会保険料が発生するのは分かります。それにしても一般論としてこの金額はあまりにも高くないですか。町長、高いと思いませんか。どうでしょう。私だけですかね、高いと思うのは。

○町長（荒木耕治）

それはそれぞれの職種、それぞれの業務で高い低いはあるんじゃないですか。

○8番（渡邊千護）

じゃあこの金額で町としては問題なかったということによろしいですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

町のほうとしましては、この業務委託料全体でこの委託した事業のほうが適正に執行されているということで認識しております。

○8番（渡邊千護）

私、去年の12月議会でこの人件費の問題について質問をさせていただきました。12月3日の段階で令和6年度の参考見積りがもう送られてきているのはここに確認してあります。その中で、この現段階でのこの、予算化していませんよ、もちろん、見積りを見たときに、総事業費がこの段階で1,500万円ありました。1,570万円ぐらいですかね。その中に経理担当職員、主任研究員、研究員の金額が出ていました。幾らだと思いますか。予算化していませんのでここでとやかく言うつもりはありませんけれども、上がっている段階で700万円ですよ。675万円、700万円。ここからもちろん今から見積りを、参考見積りですから、もちろん。ただ、この金額を上げていく事業費の半分以上が人件費だというのは、これはもう今やり取りする必要はありませんけれども、こういう見積りが来ているのは実際に来ています。ここに 있습니다。その後たくさん来ていますよ。けど人

件費はほとんど下がっていません。ただ、こういう事業内容で結局何が言いたいかというと、担当課、令和6年度グリーン・フィンズの予算が上がってきたときに950万円、私は修正案で内容がまだ定まっていなかったので修正してほしいというふうになったときに否決されました。不採択でした。けど、その後担当課の課長からちゃんとしっかり見直しをしましたということで700万円減額しています。実はその中に主任研究員、研究員、また経理担当職員の名前が入っているんですよ。そこも全部見直して取り下げたわけですよ。740万円、減額しているんです。私は、担当課はこの人件費は高いんじゃないかと、必要なのかどうかというのもしっかり見直してくれて私は減額したと思っていますが、そこら辺はどうでしょう。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

令和6年度の事業につきましては、この内容のほうを精査しましてこの減額に至ったところであります。ですので、この当初予算のときに計上したものからやり方ですとか、その回数ですとか、そういったものを見直しをして減額になったというところです。

○8番（渡邊千護）

では、人件費等の名目はなくなっていますが、それはなぜですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

人件費のところの名目がなくなったということは、説明の中でなくなったという認識でよろしいでしょうか。6年度の事業につきましては、先ほどもお話をしましたように、当初やる形から課内でもやっぱりやり方、内容を見直しまして、回数ですとか、事業実施の方法について見直しをした結果、減額になったということです。

○8番（渡邊千護）

その減額になった結果、結局業者も変わったわけですよ。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

6年度事業につきましては、プロポーザル方式で入札のほうを行いまして業者が決まったところです。

○8番（渡邊千護）

令和6年度海底清掃事業は継続でやっております。見積り出しているオーシャナさんはプロポーザル方式で外されたということで、新しいダイビング業者の方が事業を今やられていますよね。この事業内容を見てみると、令和6年度、屋久島スキューバダイビング事業組合さんが4日間で109万7,800円、税込みで115万円ぐらいです。水域清掃業務、これ観光協会さんですかね、こちらが21万3,400円、これ8人延べ人数出ているんですけども、全員で22万円ぐらいということで、延べ5日間で140万円ぐらいです。ここに含まれているわけですよ。ということは、この事業を見てみると、これ地元業者ですけれども、契約書を見ても一切企画コーディネート料も取らずに、実際にかかる人件

費、そして経費のみを計上していると。日数は5日間ですから、合わせて、一番最初やったときは3日間で1,700万円ぐらいです。140万円ぐらいでこんだけ大人数の方が出ていただいて済むということですから、私、これいい方向に見直して進んでいるとは思いますが、ただ、今までがあまりにも高額だったんじゃないかということですが、そこら辺はどう思いますか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

この海・川・山のプロジェクトにつきましては、令和4年度からスタートした事業であります。この事業をスタートする段階から、海底・海岸清掃につきましては、行く行くは地元のほうでやっていきたいという意向を持ちましてスタートしております。令和4年、令和5年のそれまでの経験が生かされて令和6年度があるというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護）

この寄附を頂いた方々は屋久島を大好きで寄附しているわけですね。だから地元住民を巻き込んでずっとやってほしいって言ってきたわけですよ。観光行政は、観光協会も入っていますけども、一緒にやっていないですよ。けど、今回初めて6年度に入って、この金額でできるわけですよ。だったらもっと最初から地元業者を巻き込んでこの事業を進めていく。今後これを継続していくのであれば、今度は子供たちも含めて、地元を大好きな方々が寄附してくれるわけですから、地元の子供たちも一生懸命この寄附で屋久島の自然環境を守っていくんだということを逆にこれから企画してやってほしいと思います。この屋久島を大好きな方は寄附金で、だいき寄附条例ありますけども、その中で一番環境のほうにお金が集まっているわけですよ。やっぱりこの地元住民がこの自然を継続して守ってほしいという思いでこんなに寄附が集まってくるわけですから、そこら辺も鑑みて、これからこの事業を続けていくためにもしっかりそこら辺も見直してほしいなと思います。ですから今後この金額については色々と今後話し合っ、私もまた質問をしていきたいと思います。私はまだ今でもこの金額はあり得ないと思っています。せっかく令和6年度に地元の人がこのように安くで自分たちで一生懸命やりたいというふうな事業を進んでやってくれているわけですから、この辺も含めて今後考えてほしいなと思います。町長、一言ないですか。

○町長（荒木耕治）

今議員がおっしゃるようなこともきちんと受け止めていきたいというふうに思っております。

○8番（渡邊千護）

終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。14時50分までです。45分に御集合ください。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時50分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀議員に発言を許可します。

○5番（眞邊真紀）

お疲れさまです。東日本大震災から14年もたつと思うと、本当に時の流れが早過ぎるなという感じで、一分一秒を大事に生きないと大変だなという思いを今、黙禱しながら強くしました。

通告に従って質問させていただきます。

私の今回の質問は4点に分かれています。1番目は、安房総合センター大ホール整備について。2番目は、多目的交流センターの建設計画の現在の状況はについて。3番目は、屋久島徳洲会病院への公的支援について。4番目は、慶弔費について。

まず、1番目の安房総合センター大ホール整備について、整備の方針について決定したことがあればお示してください。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

昨年12月議会でも答弁をしたとおり、現在、雨漏り修繕工事と改修のための設計委託を行っております。雨漏り工事については3月中に完了する予定で進めております。また、設計が終わった段階でホール内の改修を随時進めてまいります。

○5番（眞邊真紀）

雨漏りの工事が3月中に終わるということで聞いて非常に安心しました。雨漏りが続いている状態があそこを通るとよく見えているので、とてもよかったなと思います。それで設計委託をされていて、設計が終わり次第、ホールのほうも改修に入っていくということですが、大体予算はどれぐらいを考えておられるんですか。

○社会教育課長（佐々木 修）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

設計会社による調査が昨日、安房総合センターのほうで行われました。設計の完了が7月末を予定しております。そこで内容としましては、排煙設備と空調の修繕を予定しております。金額につきましては、この設計完了、早くて6月に金額が示されるもの

と思っているところです。

○5番（眞邊真紀）

ありがとうございます。12月議会で150万円ほど委託費が計上されていて、これちょっと質問をするのに時期が早いかなとも思っていたんですね。もしかしたら業務委託先が決まっていない可能性すらこの短期間ではあるなと思って、これどうしようかなと思ったんですが、設計業務が7月末までをめでに終わるということで非常によかったです。詳細については、当然それからになると思いますので、安房総合センターの大ホールについても少し話が進んできているというので、非常に安心したところです。

次に入らせていただきます。多目的交流センターの建設計画の現在の状況はということで、2月中旬にウェブ会議方式で行った民間事業者へのサウンディング調査では具体的にどのような提案や要望が出たか、要点で構いませんのでお示してください。このサウンディング調査は、ホームページを見ていまして、申込み受付期間が今年の1月29日から2月の7日、その調査の実施期間が今年の2月の10日から17日までとされていて、各業者個別で30分から1時間程度、ウェブで会議をされるというふうにされていてはいたけれども、そもそも参加業者は何業者あったか、どのような意見が聞かれたのか教えてください。

○町長（荒木耕治）

多目的交流センターに係るサウンディング調査については、4社の参加申込みがあり、2月14日から19日にかけて実施をしました。この4社はいずれも施設運営会社でありました。

調査内容は、現在の基本計画を基に、参加資格や事業スケジュール、事業内容に関する意見や要望、懸念点を頂くとともに、町としても初めての運営まで含めたDBO方式であることから、過去の事例などアドバイスも頂いたところです。

具体的に申し上げますと、4社とも参加意向はあるが条件次第という回答でありました。参加条件は、事業スケジュールは特に問題なく、事業内容についても形成するグループに応じて柔軟に対応できるとのことでした。また、リスク分担については、コロナや自然災害に関することなどは明確にしてほしい。民間のノウハウがより発揮できるよう要求水準書を細かく指定しないでほしいとの意見が出されました。特に事業費については、昨今の物価や労務費の高騰が民間事業者としても想定を超えるものであり、4社とも不足する可能性があるとの意見でありました。

サウンディングで頂いた意見については、今後、選定委員会で検討し、要求水準書などへ反映していきたいと考えています。

また、サウンディング調査の結果は、企業名や事業者からの提案や独自のノウハウを除き、概要を公表する予定であります。

以上です。

○5番（眞邊真紀）

今の状況下で一体何社参加されるのかなと思って気にしていたんですが、全て運営会社だということですが、4社の参加があったというのは非常によかったなと思います。

それで、運営業者が今回参加されているということですが、この多目的交流センターの建設に関して、本体の工事もそうなんですが、当然その後、外構の工事も入ってくるということで、このサウンディング調査をすると、大体こういう施設の場合は外構工事も本体工事と一緒に捉えるべきじゃないかという意見とかが聞かれるんですけども、その点はどうですか。

○政策推進課長（木原幸治）

サウンディング調査は4社のうち、ちょっと都合が悪くて2社しかできなかったんですけど、その中で色々と意見を頂いて、担当のほうから報告を受けているんですけども、眞邊議員がおっしゃるような外構工事を含めたほうがいいんじゃないですかという御意見はありませんでした。

○5番（眞邊真紀）

何かどうも類似の体育館施設等のサウンディング調査等、県とかほかの町村のやつを見ていたりすると、サウンディング調査をしたときにどうしても建てるほうの事業者には動線が中から外、外から中というのは普通は一緒に考えるべきだという意見が結構出てくるみたいなんです。見ていると。なので屋久島町の場合は、完全に本体工事と外構とちょっと別になるんじゃないかなというふうに今までの傾向を聞いているとそういうふうに捉えていまして、会社のほうからそういうような意見があれば外構も中もやっぱり、動線のことを考えると確かに一緒に捉えるべきだよなとは思ったりするので、町の考え方でもいいと思うんですが、そういう意見もあるということを少し反映していただけたらなというふうに思っています。意見がなかったということでそれはもう分かりましたが、公表できる部分は他の自治体同様、サウンディング調査の中身をどんな意見が出たかというのを公表していただけるので、またそれは参考にしたいと思います。

先ほども参加の業者の方がおっしゃっていたように、資材の高騰と人材がいないことによって人件費も高騰していると。それがどの事業でも深刻になっていて、特にこのような大型施設の場合はそれが顕著だと思うんですね。この交流センターの質問の2点目になりますけれども、本体工事費22億5,000万円の今後の見通しは、全国各地で公共事業費が資材や人件費の高騰の影響で入札不調が相次いでいますが、多目的交流センターについてもそのような懸念があると考えます。本体工事費や施設の規模について、今後の見込みについての見解をお示しください。先ほども一部話していただきましたけれども、今、事業費の見直しというのをしないとなかなか入札が不調に終わってしまったり、

県の体育館もそうですけど、そういうときに来ているので、この22億5,000万円というもので本当に多目的交流センターが建てられるのかというところの見解をお示してください。

○町長（荒木耕治）

サウンディング調査を踏まえて、物価高騰により基本計画に示す内容でどれほどの影響があるのか調査を行っているところであります。

なお、これまでもお知らせしておおり、DBO方式という手法から、現在の事業費は類似施設の建設単価を参考に離島調整費を物価上昇を考慮したものであり、詳細な設計を行ったものではなく、あくまで概算の事業費とお考えください。これから町が公募に向け公表する要求水準書、直営工事というところの仕様書を基に、設計段階から民間のノウハウを活用し、建設費用や運営費用の効率的なコスト削減を行うことがDBO方式のメリットとなりますので、実際に建設費用が幾らになるのかというのは、民間からの提案段階にならないと分からないというのが正直なところです。

いずれにせよ、屋久島離島開発総合センターのホール部分は、耐震基準を満たしていないほか、老朽化が進み、宮之浦体育館の屋根部分の補修は応急措置のみになっています。このことから、多目的交流センターは避難所としての機能を有する必要な施設でありますので、12月議会でお答えしたとおり、有利な補助金や地方債などの資金調達の見込みを立て、入札に臨み、入札不調が繰り返されることがあれば大幅な方針変更も必要と思われますが、現時点においては、計画どおり進めていきたいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀）

22億5,000万円というのはあくまでも概算の本体工事だということですが、ぴったりではなくてもある程度の本体工事費というのはあると思うんですよ。例えば県の体育館だったら350億円だったというところとか、それが資材の高騰で上がったりするのは致し方のないところですが、この22億5,000万円の本体工事費というのは、もともと資材高騰などのことも勘案して出てきた数字だというふうに示されていますよね。防災の機能を持つとか、体育館がもう老朽化していて、屋根が以前も飛んだりしていましたけど、危ないというのも十分分かっていますので、この多目的交流センターに寄せる期待というのはもちろんあるんですよ。なので、期待がある中でただ莫大な予算がかかるようになってしまうと、これ、ほかの事業が削られてしまうという懸念もあるので、今のところは大幅な見直しとかという段階でもないと思います。業者の選定なんかもしていないわけですから、金額も当然出てきていないし、いいんですけれども、やっぱり短いスパンで、この金額については、住民としては確認をさせていただきたいなという意図で質問をさせていただきました。先ほど最後のほうにおっしゃっていましたように、もし大

幅な変更が必要なことがあるのであれば、きちんと必要な変更をしていただけたらなというふうに思っています。この金額できちんとした工事が無事に終わるように、一住民としても願っています。

3 番目に移ります。屋久島徳洲会病院への公的支援について。

応援医師や看護師などの人件費、交通費が病院経営をかなり圧迫しているようですが、町として財政面で公的な支援をする必要性についての考えをお示してください。2月に山本院長から新家院長に変わった際に役場にも、町長をはじめ担当課の方に挨拶に来られていると思います。その際に経営状況についても軽く触れられているんじゃないかなと思いますので、それも踏まえてよろしくお願いします。

○町長（荒木耕治）

屋久島徳洲会病院の院長が2月上旬に着任の挨拶に来庁され、その際、病院における現状の経営状況や人材不足等の諸課題についてお話を伺いました。未来永劫、徳洲会病院の存続は、島の医療における根幹をなすものであり、町として支援をしていくことは必然であります。ただ、徳洲会病院だけでなく、島内の各事業所で財政面や人材確保について大変苦慮されていることは承知をしております。町全体の大きな課題として、官民でより連携しながら、公的な財政支援の必要性、間接的支援や経費削減等について対策を講じてまいります。

○5番（眞邊真紀）

様々な対策が必要だということは御認識されているようですが、具体的にどのような対策を考えておられますか。

○町長（荒木耕治）

徳洲会病院における雇用の財政支援について、町でこれまで具体的な検討をしたことはございません。

現在、町で行っている直接的な支援としまして、病院誘致のときから行っております病院敷地の無償貸与、令和2年4月に施行された屋久島町私的二次救急医療機関補助金交付要綱に基づき、搬送傷病者1名につき1万3,000円の補助を行っており、これまでに3,500万円程度の補助実績があります。今後もこの取組を継続させるとともに、町職員健康診断の委託など、診療機会の提供による間接的な支援等の取組も推進をしてまいりたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀）

御挨拶に来られた際に徳洲会病院の収益についてさわりだけでも聞きましたか。

○町長（荒木耕治）

聞きました。

○5番（眞邊真紀）

収益を知って率直にどのように思われましたか。

○町長（荒木耕治）

大変だなというふうに思いました。

○5番（眞邊真紀）

具体的に、コロナの時期はコロナの補助金があったので、色々駄目になっている壁のクロスを張り替えたり色々されていましたが、その後がコロナの補助金は一切なくなって、この損益表を頂いて見ていると、2024年これ11月時点なんですけど、今もあんまり状況は変わっていないです。具体的に言いますと、入院の収益が約1億2,000万円、外来が7,000万円、収益自体は2億円ぐらいあるんですが、医業原価、人件費、経費差し引くと390万円しか利益がありません。ここはさらに税引き前利益になると26万7,000円とほとんど利益出ていないんですよ。100床を超える規模の病院で月に1,000万円も稼がないというのは、やっぱり率直に非常にまずい状態だと思いますし、これをつくり出している原因というのは何か説明がありましたか。収益が上がらないという、この経費が異常に出ていくという状況がどういうことなのかということを聞きましたか。

○町長（荒木耕治）

医師とか看護師とか、スタッフが足りないということを話をされたと思います。

○5番（眞邊真紀）

一番経営を圧迫しているのが、医師、看護師、その他コ・メディカルの不足なんですよ。島内でどうしても雇用できないものですから、高い交通費、引っ越し代を払って、引っ越ししてこないその日だけ来る人もいますけれども、それが非常に経営を圧迫しています。病院が開いた当初は、ここに住んでいる、屋久島町に住んでいる人だけでかなり賄っていたんですよ。それが10年たつぐらいから特に看護師の不足が目立ち始めて、ナースパワーとか、大きな徳洲会系列の病院から3か月とかいう単位で応援に来ることが多くなりました。今、看護師は前からその状況なんですけど、医師が常勤医が非常に少ない状態になっていて、当直医も今まで月・火・水入ってくださっていた先生が、火曜日は当直が入っていました。その先生が2月から隔週の月・火・水で当直なしという勤務スタイルに変わっていて、これがまたお金がどうとかっていうよりもお医者さんの確保が非常に大変になってきていると、そもそもが。ということで、当然全国からどうにかかき集めて当直医を、365日ですから、確保しているという状況だというふうにお伺いしています。この状況で365日夜間診療していただいているのはありがたいんですが、公的機関じゃなくて民間に全てこの夜間診療をお任せしているという点で何か手だてがないかと考えませんか。

○町長（荒木耕治）

徳洲会の経営理念というのは、24時間診療、生命だけは平等だというのが基本的な理

念で、私が若い頃はその理念にこれだと思って飛びついてこの病院を誘致をした者の一人として、それは色々と今時代が流れて変わっております。私が町長になって徳田理事長のところに挨拶に行ったときに、理事長に、医者も足りない、診療科目も足りない、看護師も足りない、それで約束が違うじゃないですかという話をしたことを覚えています。そのときは葉山のハートセンターに彼はいましたけれども、そこに行ったときにそういう話をして、荒木さんって、今都内に大きな病院をつくっているからそこで医師も看護師も集めて、それで屋久島でローテーションで回していくから、そんなに心配はなくていいよみたいな話はされました。それは10年前の話ですからね。ただ、部屋いっぱいモニターがありましたけれども、毎朝朝礼をやるんだって言っていましたけれども、その当時、「君は、医者運ぶ飛行機代が幾ら屋久島はかかっているか想像がつくか」と言われました、そのときに。要するに先ほど議員が言われた、専属の医者がいなくてすから、回してこないといけない。その経費が数百万円でしたよ、言われたのが。その中でも徳洲会の理念として、「じゃあもう赤字だったらやめるんですか」って、私はこんな性格ですから、そんなことを言ったら、「いや、そんなことはない」と。「離島はそんなにもうかるはずがない」って理事長は言いました。「だから都市部に病院をつくっていくんだ」と。やっぱり総合的に見て、80ぐらいですかね、今80か90かある中で全体で見ていくから、そういう経営のやり方をやっていくからという話をされました。しかし理事長も替わりましたので、経営理念も変わって、今3代目ぐらいですかね、4代目ぐらいですかね、今の理事長というのは。そのときにいきなり赤字の病院を閉めてきました。これは大変なことだなと私は思い、屋久島もいつかそうなるかなという思いはずっと心配をしておりました。ですから、何かやっぱり今の時代に合ったようなことはやっていかなければいけないなという思いはずっといましたけれども、具体的にどうこうということは、今初めて議員から質問をされて、これ、悠長にはしてられないなという今思いはしているところです。

○5番（眞邊真紀）

実際にまだ収益があったときはよかったと思うんですね、民間病院ですし。ただ、本当に医師不足でどんどんよそから当直医を入れなきゃいけなくなって、収益がなくなっていくとか、支出が多過ぎてということで苦しんでいるわけですがけれども、365日夜間診療を救急体制でしてくれるという病院が屋久島にあるということは私たちも安心材料だし、移住してくる人のやっぱり大きな理由になっていると思うんですね。あの規模の病院がなければ、夜間は正直、無医村とは言いませんけれども、診療はほとんど閉じているわけですから無医村に近いわけですよ。そこで365日救急車でいつでも行ける病院があるということで、当直医はよそから何十万円と報酬も、あと別途交通費もかけてやってきてくれるという状況にあって、それが経営圧迫しているとなると、どうしても本

当は公立で運営しなければいけないところを民間がやっているわけですから、具体的に言いますと、徳之島が、ちょっと書きましたけれども、財政支援をしております。徳之島徳洲会病院は、徳之島の3町、徳之島町、伊仙町、天城町から産婦人科の医師を雇用するために年間で1,800万円補助があります。月に50万円を各町で持っていて、それが3町、12か月で1,800万円になりますが、その補助が始まった発端は、10年以上前に徳之島に産婦人科の医師がいなくなるということが問題になりまして、町ぐるみで補助体制を整えた。3町力を合わせて補助体制を整えたということで、現在も続いています。医師は3名雇用されているようです。そういう事例があって、ほかにも徳之島の徳洲会病院だけではなくて、喜界の徳洲会病院も喜界町が当直の医師を呼ぶために200万円を年に2回、計400万円、年間400万円の補助をされているそうです。徳之島ではほかに慈愛会病院、今村病院とかを経営されている慈愛会病院が徳之島にもありまして、慈愛会徳之島病院には、徳之島の3町と与論町と沖永良部の2町、計6町で精神科のお医者さんがいないためにそのお医者さんを呼ぶために2,800万円寄附をされているということです。離島で足りない部分、補助が必要な部分に関しては、やはり行政が公的な予算を持って、人の命を助けているわけです。なので今、屋久島徳洲会病院が本当に収益があれば別にお願ひする必要もないかなと個人的には思いますが、本当に応援医師や看護師、コ・メディカルを呼ぶことで私たちの命をつなげてもらっているにもかかわらず、経営を圧迫していて、今後どうなるか分からないというところに来ているとなると、当然その財政支援は必要になってくるかなと思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治）

なくなると困るので、財政支援は必要だというふうに思っております。ただ、先ほども言いましたけれども、徳洲会病院を誘致するときから無償提供をしたんです、あの広い土地を。愛心会もそうですが、徳洲会グループが使っている。あれを買っていて固定資産税をずっと払わせていたら、また大変な額だと思うんです。それは金額的にも。だからそういうことを、今、現金でこうはしていませんけれども、そういう意味では徳洲会に対しては私どももやれることは今まで精いっぱいやってきたという思いがあります。だけど、それでもどうしようもないような状況に今なってきているので、じゃあこれからどうするかということですから、これ今言われて、はいそうですかと言って出すわけにもあれですから、本当にそういうせっぱ詰まった、私は徳之島にも行きましたけど、今は徳之島はまた立派な病院を建てていますよ。出生率日本一の島ですから、産婦人科医があそこは何名いてもいいんでしょうけれども。島々によっても色んな状況があると思います。ですからそういう話を、先日、院長が替わられて、前任の院長のときには何とかやってこられたと院長は言っていました。だから新しく替わって、そこで新体制になって、またやる気もありますし、そういうことでは今新しい院長も自分の経営危機と

いうのを思っているんでしょうから、そこら辺はまた内部でも心にとめて、そういうことはやっていければというように思います。

○5番（眞邊真紀）

実際に本当、大きな役割は夜間診療を担ってもらっているということと、やっぱり救急ですね。その救急が年々増えてきている中で医師は不足していると。突然来た当直医が診てくれているというような状況になっていて、参考までにお伝えします。救急の件数が、2021年から2024年まで報告が出ていますけど、2021年は平均で月に48.6件、2022年は月に51.8件、2023年は56.7件、2024年は65.5でずっと増え続けているんですね、恐ろしいぐらいに。だからこれを同じようなスタッフの数でこなしていただいているわけです。夜間のスタッフってものすごく少なく、本当に数名しかいないんです、病院全体で。それを夜間診療で間口を広げておいてくださって、病棟も見ながら看護師が下りてやったりとかもしていますので、そういう実態を踏まえて、存続してもらわないと、全員にとってにっちもさっちもいかない話なので、命に関わりますし、経営状況をまた御説明に来たりすると思いますが、しっかり話を聞いていただけたらと思います。

そして、町の水道代がものすごく上がりますよね。25%上がって、どの事業者の方も大変な思いをされている中で、徳洲会もすごく水を使うので、徳洲会も水道代のアップ増に従って光熱費がものすごく増えているということで、これも経営を圧迫しているうちの一つに入っています。

そして、これは生活環境課の管轄なんですけど、おむつは医療廃棄物として島外に全部出していたんですね。なのでですけど、この10月からフェリーが欠航したことによって、出す単価も上がってしまうし、どうしようということになって、生活環境課のほうに相談に来て、一部、徳洲会病院のおむつを今クリーンサポートセンターで処理していただいているんです。それが非常に助かっているということで伺ってまして、おむつを外に出すときに1袋1,150円かかるそうです。大体1回当たり40袋出すので、5万円ほど島外に出すとかかりますと。それが町で処理していただくことによって、同じ量を40袋で出すと3,000円で済むということで、その差は4万7,000円になって、これものすごい回数出すので、実際には1,000万円を超えると思うんですね。なので、こういったクリーンサポートセンター、あるいは今度新設している焼却施設のキャパにもよるかと思うんですが、医療廃棄物だからといって全部外に出すのではなくて、燃やしても法的に問題のないもの、それに関しては受入れができる範囲でやっぱり受け入れて、少しでも経費を浮かせる助けをしていただきたいなというふうに思っていますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治）

今の話も新しい院長が来たときに、事務局だったかな、そのお礼も、助かっていますという話は聞いています。それを今後継続できるかどうかというのはまた話は別ですけ

れども。今言われるように色んな方式がありますので、できれば、やはり言われるように24時間診療という、夜間の診療ができる。これはある意味、思い出話になりますけど、それこそ40年ぐらい前ですか、病院誘致をしたときに、私も子供が2人いまして、しょっちゅう夜になると熱を出すんですよね。私のおじは医者でした。医者連れていっても診ないんですよ。親戚でも診ないような、そう言われて。だからこれ他人が行ったら絶対診ないだろうなというような思いから、これは24時間開いているということで病院はどうしても徳洲会病院が必要だと思って、一生懸命やりました。そしてそれをやったときに世界自然遺産に登録をされて、屋久島がシルバー層やら教育旅行が来たというのは、この病院があるからだという私は認識でいます。ですから、これは屋久島にとってなくてはならない病院だというふうに思っております。そういう私は位置づけをしておりますから、今それがそういう状況であるなら、色んなこと、でき得ることは、お互いにその話をして、手を差し伸べるところはできればそういうことはやってあげたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀）

おむつについては、今のままいくとフェリーも普通に4月から動くわけですから、もししたらその話はそこで完全に打ち切りになるかもしれないというふうに病院の方もおっしゃっていましたので、できることなら継続をしていただきたいし、病院の方もまた改めてお願いに来ると思います。なので、対応できる範囲でしっかり対応していただきたいなと思います。

あとやっぱり、先ほどから繰り返していますように、当直医がものすごく少なくて、お金だけの問題ではなくて、本当にお願ひするのも大変な状況になっているということで、当直医をお願いすることそのものも、もしかすると行政の支援が必要になってくるかと思ひますし、もしそれができなくなったときに、今回のフェリーの故障のように外来を閉じなきゃいけないということも絶対にないわけではないというようなことをおっしゃっていたので、これは本当に全員にとって大変な問題なので、それがないような手だてを病院と一緒に考えていただきたいなと思ひます。夜間診療といつても夜はすごく長くて、実際のところは夕方から翌朝9時ぐらいまではどこもほとんど見てくれないわけですね。永田診療所は夜間診療をやっていますけれども。そういった特性があるので、皆さんの命をきちんと守るために病院としっかり協議をしていただけたらなと思ひます。また近いうちに来ると思ひますので、ぜひよろしくお願ひします。

次に移ります。4番目の最後、慶弔費について。

屋久島町職員や親族への慶弔費を町長交際費から支出することは適切であるか伺います。

○町長（荒木耕治）

地方公共団体の予算は、地方自治法第216条において、歳出はその目的に従って、これを款項に区分しなければならないと規定をしており、地方自治法施行令第150条第1項第3号において、歳入・歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って予算を執行することとなっており、本町では、地方公共団体歳入歳出科目解説により、「長が代表して社会通念上の額の範囲内で弔慰金を支出することは差し支えない。あくまでも礼儀的に支出する弔慰金の支出科目は交際費が適当である」と明記をされていることから、交際費で支出をすることは適切であるというふうに認識をしているところです。

○5番（眞邊真紀）

弔慰金について町長交際費から出すのは適切だと思います。なのですが、私の質問は、職員や親族への慶弔費を交際費から支出することは適切であるか伺いますという内容でして、なぜその質問をするかという、町長交際費の支出基準及び情報の公開に関する要綱の中で、交際費の趣旨、町行政の円滑な運営と透明性を確保するため、町長が町を代表して行う外部の個人または団体との交際に要する経費の支出基準及び情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。ということで、交際費の支出に関しては、あくまでも対外的な相手に対して支出するというように定められていますけれども、職員及び職員に付随するとか、御身内の親族に関しては、これは内部というふうに捉える、対外的にはないんじゃないかというふうに思うんですが、その点いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

先ほど町長が答弁したように、あくまでも礼儀的な中で弔慰金を、それもうちの分では供花規程に基づいて支出するという判断の下で事務を執行しているところであります。

○5番（眞邊真紀）

供花規程もきちんと確認してしまして、よく分かっているんですけども、供花規程には確かに第4条の中に現職の職員及び議員の一親等以内の家族が死去した際は供花するものとするというふうにされていて、供花規程には想定されているんですけども、この町長交際費の支出基準の要綱には合致しないんじゃないかなと思うんですが、この点の矛盾はいかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

解釈があると思うんですけども、各市町村等も確認したところ、うちと同じような解釈の中で支出している市町村もありましたので、そういう中でうちとしては礼儀的な範囲の中で支出することは妥当ではないかという判断の下にこれまでも、ただ現金、香典というのはいかななものかということもありましたので、恐らくこの当時に供花規程をつくって、供花という形の中で支出をしているものと思っているところであります。

○5番（眞邊真紀）

他の自治体も見ていると、そんなふうに出されているのも見えます。なんですけど、結局、対外的にどなたか、屋久島町とお付き合いのある企業の社長さんとか、そういう方が亡くなられたときに供花をするというのは全然適切だと思うんですね、公費で。なんですけど、言わば職員と御身内というのは対外的な相手ではないので、公費で出すべきなのかどうかというところが、他の自治体でも監査請求があったりとか、市民の意見箱にこういう意見が入っていたという紹介の中に出てくるんですよ。だから一般の住民からすると、それは自分たちのお財布から出すべきじゃないかという項目のお金だと思うんですね。その点に関してはどう思いますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

これまでも予算を計上し、その中で交際費という中で予算も組みまして、その中で基本的には供花規程に基づいて礼儀的な金額の中で払っていると。それで決算認定も受けてきているので、これまではそれでよかったというふうに判断して、予算を計上し、今も供花をしているところであります。

○5番（眞邊真紀）

ほかの自治体もやっていますし、これまでのことがどうこうというわけではないんです。供花をするということ、行為そのものも必要なことだと思いますし、ただ、出すところが公費だとどうなのかなっていう疑問は当然出てきますし、今までのことはいいんですけれども、これから供花をする際に、はっきり言って御身内、対外的な関係性じゃないというような方々に供花をする際に、お気持ちで、公費から支出するのではなくて互助会が、ないっていうふうに先日聞いたので、あると思っていたんですが、互助会をつくられて互助会から冠婚葬祭のお金できちんと支出するということをされたほうが住民から見た目もすごくいいというか、公費の負担も少なくなるというか、弔意を示すのは何も公費から出すということではなくて、御自分たちの給与から大体は1000分の3、0.3%ほどが互助会費になると思うんですけれども、徴収して、そこから出したほうが気持ちがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○町長（荒木耕治）

現在、交際費から支出をしている規程に基づく親族等への供花費は、平均して年間5から6件、金額で約6万円前後であります。御提案の互助会ではありますが、本町では全職員で構成する互助会はなく、先ほどの回答でもありましたとおり、長が代表して社会通念上の額の範囲内で弔慰金を支出することは差し支えないと明記されており、本町では香典ではなく、組織として職員及び議員への弔意を供花で表しています。したがって、今後も社会通念上の額の範囲で供花はしたいと考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○5番（眞邊真紀）

では公費で弔慰金を御身内に出すというのであれば、やっぱり公平性を保つためには、例えば町民が亡くなられたとき公費で供花したらいいんじゃないですかね。いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

今町長の答弁にありましたとおり、組織の長として組織の職員に弔意を表すという形の中で考えているということでありまして、そのために供花規程もつくってありまして、その通念上の中の範囲内の額でということではしっかり受け止めて、支出をさせていただいていると、これまでもさせていただいていると思っております、あと互助会につきましては、本町については、職員全体の互助会というのはなく、今後じゃあつくったらという御提案もあるかもしれませんが、今うちの中で互助会をつくってのメリットがあるのかと考えたときに、単なる弔慰金、香典をするためという部分では職員全体の理解も得られないと思っておりますので、今の中では互助会の創設というのも考えていないところであります。

○5番（眞邊真紀）

弔慰金だけではなくて、冠婚葬祭、結婚されたりする人がいたときにはお祝いはどうされているんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

個々の人間関係の付き合いの中で行っているというふうに思っています。ですので職員が亡くなった場合についての香典だったり、供花だったり、お祝い事についても職員個々間で行っているというところではありますが、今回の場合については、組織の長が組織の職員に対して弔意を示すという考え方の中からさせていただいている、これまでもさせていただいていると思っておりますし、この額についても、社会通念上の額の許容範囲内じゃないかという判断の下でしているところでもあります。ただ、屋久島は花輪、私にとって供花代は安いのかなと思っているんですが、本土に行くと3倍ぐらいするところもありまして、そういう部分については躊躇する部分があるんですけれども、そこについてはそこがその地域の相場なのかなという判断の下に供花をさせていただいているところでもあります。

○5番（眞邊真紀）

互助会はつくと大変だと思うんですけれども、やっぱり冠婚葬祭とか、そういうお祝いもお悔やみもそうですが、やっぱり福利厚生の一部として、一つとして、普通にやっているとところもありますし、検討されたほうがいいのかと思います。地方公務員法第42条で規定されていますよね、そういう福利厚生を。互助会をつくるというのは絶対的なことではないですけど、そういう会をつくって、文化的なことを学ぶとか、レクリエーションするとか、あるいはみんなで人間ドックを受けましょうとか、それは共済組

合に入っていてそれが一部持っているのかもしれませんが、互助会自体があってもいいのかなと。そういうお祝いとかお悔やみとかをがっちりその中でできるんだったら、議会の互助会もありますけれども、互助会をつくられたらいいのかなと思います。なぜこの質問をしたかというと、町民の方から御指摘が実際にあるというのがありますし、町が財政が決して潤っていないですよ。細かいところでこんなのもけちるのかというような備品が置いてある箇所があります。この庁舎にいと全く分かんないですけど、あらゆる場所で、これいつから使っているんだろうというものがまだありますよね。具体的に町民の方からこれも言われて、これはちょっとまずいな、やっぱり予算を見直していただいて改善しなきゃいけないなと思った場所があるんですけど、見えますか、これ尾之間の、昨日一般質問でも出ましたが、公民館内の自習室です。これ、すごいひどいんですよ。机もひどければ、椅子もひどい。後ろに置いてある棚も物すごいさびだらけです。ここ一回見に行ってみてください。こういう備品があって、買えないからって皆さん捉えていますので、その一方ではやっぱり削減できるところが削減されているのかって思われて当然なんですよ。やっぱりこんな座っただけがするような椅子は撤去して新しいものに変えなきゃいけないし、ただ悪気があって変えていないわけではないと思うんですね。お金がないから変えていないんだっていうふうに取りられていますけど、だから削減できるところはどこなのかなというふう考えたときに、給与から支払えばいいんじゃないかなというところがどうしても目につくっていうのは仕方のないことだと思います。だからこの弔慰金に関して、慶弔費に関してもう少し見直していただきたいっていうものの裏側には、こういうものが散見されるからということがあります。なので全部きちんと整っていればそんなところ目が行かないんですよ。この点に関してどう思いますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

前々から町長交際費については、色々な御指摘もありまして、その都度見直してきたつもりであります。今回につきましても、交際費は町長の回答の中でも予算額を見直すということもありまして、半減以下にしてきております。慶弔費につきましても、今年度はちょっと多いんですけど、年間3件から5件であります。その中で令和5年度ありますと、実績として3件で4万8,000円の供花をさせていただいています。この交際費の中での、町の組織として、ほかのものとちょっと比べていただける、そういう対比されると非常に困る部分はあるんですけど、そこはそこでしっかりちゃんと担当が確認して、整備するところは整備しないといけないと思っています。ただ私の中では、この交際費を見直していく中で、組織として組織の中の職員の親族が亡くなられたときに供花するという部分については、個人的なんですけど、日本人の心なのかなというふうには思っています、この部分については、ここはこの部分でしっかりと今後もし続けて

いきたい。先ほどお示しされたようなことについては、ちゃんと各課が確認して、改善できる部分については改善していくというのが行政だと思っておりますので、そういう形で御理解していただければと思います。

○5番（眞邊真紀）

お弔いをするのは非常にいいことで、別にそれが公費じゃなくてもいいんじゃないかという御提案なので、ぜひ善処していただけたらなというのと、項目違いますから対比されても困るというのも言われるの分かっているんですが、削ろうと思えば交際費も削れたわけですね。100万円から30万円になっていて、すごくよかったなというふうに思っています。それ以上削れということかと言われちゃうかもしれないんですけども、数万円あればできることを、それを削ったらできるんじゃないかというのを考えるのは普通で、お財布一緒なわけですから、一般財源の中の。なのでこういう提案は乱暴かもしれませんが、普通町民は頭の中でそう考えているということを知っていただきたいなと思って、この質問をさせていただきました。まだまだ見直しの余地ってあると思うんですよ。今の個人的な気持ちの中では、やっぱり公費で弔いたいというのがあるのかもしれませんが、それは皆さんのポケットマネーでやっても全然構わないことだし、ぜひ改善していただきたいなと思います。

今回はもうお返事分かりましたので、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月21日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時47分

令和7年第1回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和7年3月21日

令和7年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和7年3月21日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 議案第16号 屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第17号 屋久島町宮旭牧場等の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第18号 屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第19号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第20号 屋久島辺地総合整備計画の策定について
- 日程第7 議案第21号 口永良部島辺地総合整備計画の策定について
- 日程第8 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第23号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第24号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第25号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第27号 令和7年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第14 議案第28号 令和7年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第29号 令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第30号 令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第31号 令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第32号 令和7年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第33号 令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第34号 令和7年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第35号 令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第36号 6 災340号橋梁災害復旧工事（宮之浦循環線）請負契約の締結について
- 日程第23 議案第37号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第24 議案第38号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について

- 日程第25 発委第1号 屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第26 発委第2号 専決事項の指定について
- 日程第27 議員派遣について
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出の件について
- 日程第29 閉会中の継続審査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩
3 番	小 脇 淳智郎
5 番	眞 邊 真 紀
8 番	渡 邊 千 護
10 番	緒 方 健 太
12 番	日 高 好 作
14 番	渡 邊 博 之
16 番	石田尾 茂 樹

議席番号	氏名
2 番	内 田 正 喜
4 番	中 馬 慎一郎
6 番	相 良 健一郎
9 番	榎 光 徳
11 番	高 橋 義 友
13 番	岩 川 俊 広
15 番	大 角 利 成

1. 欠席議員（1名）

7 番	岩 山 鶴 美
-----	---------

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久
議事調査係	若 松 直 樹

議事調査係長	岩 川 さほり
--------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治
副 町 長	岩 川 茂 隆
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之
生活環境課長	泊 竜 二
建設課長	計 屋 正 人
教育総務課長	泊 光 秀
監査委員事務局長	中 村 一 久

職 名	氏 名
教 育 長	石田尾 行 徳
会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵
政策推進課長	木 原 幸 治
町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治
健康長寿課長	泊 裕一郎
産業振興課長	松 田 賢 一
電気課長	内 田 康 法
社会教育課長	佐々木 修
総務課参事	白 濱 秀 記

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

本日の会議に、欠席届が出ております。岩山鶴美議員です。体調不良のためです。

改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 行政報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第 1、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会開会以後の町政を取り巻く状況として、住民訴訟の経過について、決定事項がありますので、御報告いたします。

令和 2 年度口永良部島簡易水道事業に係る補助金返還の損害賠償を求める住民訴訟は、令和 6 年第 4 回定例会で御報告しましたとおり、判決文の中に違法な部分があるとの判断の下、上告の手続をとっておりましたが、令和 7 年 3 月 13 日付で、最高裁判所より、本件上告を棄却する旨の決定がなされました。

主張が認められず残念ではありますが、今後は、今回の決定に従い、対応してまいりたいと存じます。

まずは、福岡高等裁判所宮崎支部の判決に基づき、国庫補助金の一部返還の際に発生した加算金の金額に当たる 135 万円余りを賠償金として、町に支払うことといたします。

また、管理責任を示すに当たり、給料の減額措置を提案いたしたく存じます。

このことにつきましては、本日、条例案を上程しておりますので、その際に改めて御説明いたします。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第 2 議案第 16 号 屋久島町屋久島青少年旅行村の指定
管理者の指定について

△ 日程第 3 議案第 17 号 屋久島町宮旭牧場等の指定管理者の

指定について

- △ 日程第 4 議案第18号 屋久島町宮之浦活性化施設等の指定
管理者の指定について
- △ 日程第 5 議案第19号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の
指定管理者の指定について
- △ 日程第 6 議案第20号 屋久島辺地総合整備計画の策定につ
いて
- △ 日程第 7 議案第21号 口永良部島辺地総合整備計画の策定
について
- △ 日程第 8 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部
改正について
- △ 日程第 9 議案第23号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及
び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について
- △ 日程第10 議案第24号 屋久島町特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第25号 屋久島町個人番号の利用及び特定個
人情報の提供に関する条例の一部改
正について
- △ 日程第12 議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例
の一部改正について
- △ 日程第13 議案第27号 令和 7 年度屋久島町一般会計予算に
ついて
- △ 日程第14 議案第28号 令和 7 年度屋久島町上水道事業特別
会計予算について
- △ 日程第15 議案第29号 令和 7 年度屋久島町農業集落排水事
業特別会計予算について
- △ 日程第16 議案第30号 令和 7 年度屋久島町国民健康保険事
業特別会計予算について
- △ 日程第17 議案第31号 令和 7 年度屋久島町介護保険事業特
別会計予算について
- △ 日程第18 議案第32号 令和 7 年度屋久島町診療所事業特別

会計予算について

△ 日程第19 議案第33号 令和7年度屋久島町後期高齢者医療
事業特別会計予算について

△ 日程第20 議案第34号 令和7年度屋久島町船舶事業特別会
計予算について

△ 日程第21 議案第35号 令和7年度屋久島町電気事業特別会
計予算について

○議長（石田尾茂樹）

日程第2、議案第16号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定についてか
ら、日程第21、議案第35号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算についてまでの
20件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎 光徳）

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

令和7年第1回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案
審査について、その経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、
議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第34号の条例案3件、予算案2件、その他
の案件3件の計8件でありました。

議案審査は、去る3月13日木曜日午後1時30分より、議会第1委員会室において、総
務課長ほか、関係課長、事務局長の出席をいただき、当局より詳細な説明を受けた後、
慎重に審査を行いましたので、その主な内容について御報告いたします。

まず、議案第19号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定については、
特に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、屋久島辺地総合整備計画の策定については、委員より、給食セ
ンターの統合とあるが、1つにまとめるということなのかとの質疑に対し、担当課長よ
り、現在の北部1か所、南部2か所の3か所を1か所にまとめ、場所については未定で
あるが、調理から食するまでが2時間以内であれば、基準を満たすことになっていると
の见解が示されました。

この後、討論を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきもの
と決定いたしました。

続いて、議案第21号、口永良部島辺地総合整備計画の策定については、委員より、

教職員住宅の場所はどこなのかとの質疑に対し、担当課長より、体育館寄り一番近くの古くなった木造住宅を取り壊し、建て替える旨の回答がなされました。

ほかに質疑はなく、討論を行いました但討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてでは、委員より、限度額の引上げに該当する世帯数はどれぐらいあるのかとの質疑に対し、担当課長より、単純にどれぐらいの人が該当するのかは、申告の結果を見ないと分からないが、令和6年度分の対象世帯数は2,402世帯であり、軽減対象世帯数は1,759世帯である。このうち7割軽減が1,056世帯、5割軽減が437世帯、2割軽減が266世帯であるとのことが示されました。

また、これは現在申告中であり、この結果によっては、増えるか、減るかは分からないが、軽減を受けられる世帯数は増えると思っているとの見解も示されました。

この後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第25号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてでは、委員より、拘禁刑とか懲役刑とかあるが、具体的にはどのような改正なのかとの質疑に対し、担当課長より、文言の改正であり、検察庁からのチェックで、以前より準則により、既に禁錮刑が拘禁刑に変わってはいたが、文書が不十分であるとの指摘があり、今回改正したものであるとの回答がなされました。

ほかに質疑はなく、討論を行いました但討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、令和7年度屋久島町一般会計予算（分割）についてでは、当初予算ということもあり、多岐にわたりましたので、主なものについて御報告申し上げます。

まず、総務課所管については、委員より、ブロードバンド事業に110万円計上されているが、まだ設置されていない地区もあると思う。この内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、担当課長より、ブロードバンドについては、湯向地区を省き全ての集落に設置している。この110万円については、25集落の通信費に係る補助金であるとの回答がなされました。

また、消防団員の安全装備品の購入について120着と高額だが、需用費で対応できなかったのかとの質疑に対し、課長より、消防団員が第一線で火災現場に行ったとき、普通の消防服で消火活動をするのではなく、本来あるべき姿は、防火服を着て第一線で消

火活動することが必要であるとの考えから、その日に第一線で消火活動に当たる人が着るよう、各分団の消防自動車に配置するという形で、備品として位置づけをしたとの回答でありました。

次に、政策推進課所管については、委員より、庁舎の外装塗装について、かなりの金額がかかるようだが、今後もこのようなサイクルでやっていくのかとの質疑に対し、担当課長より、通常であれば10年とか、15年で塗り替えという考え方もあるが、木造ということもあり、早く手を入れたほうがいい状態が保たれ、全体的に延命化が図られるのではないかと判断したとの回答がなされました。

また、無電柱化推進のための市町村の分担金について、このことが言われてかなり時間もたっているが、現時点でどのように捉えたらいいのかとの質疑に対し、課長より、現在、屋久島空港の整備に伴い、鹿児島県から、屋久島の中でもぜひ無電柱化を進めてほしいとの要請もあり、昨年から検討会を2回開き、進めている。

空港周辺の景観が悪く、外国の方から見ると、あり得ない景観だと言われ、県は十字路口から県道周辺を中心にやりたいと言っており、それに伴い、電気や水道、配水、一部浄化槽など、様々な課題が出てきており、現在意見交換をしている状況であるとのことが示されました。

次に、教育総務課所管では、中学校のトイレの洋式化についての予算が計上されているが、洋式化ではない学校があるのかとの質疑に対し、担当課長より、今のところ、町内の小中学校において、洋式トイレのない学校はないが、需要があるので、今後も和式から洋式化に向けた取組はしていきたいとの回答がありました。

また、委員より、以前、現地調査をした折、安房中学校の教職員住宅は、床の傾きにより、まだ新しいにもかかわらず、使えない状態となっていたが、その後どのようなようになったのかとの質疑に対し、課長より、調査の結果、地盤沈下の影響だということが判明しており、液体などを入れて持ち上げることを検討したが、令和3年度から使えない状態が続いており、今後さらに検討したいとの回答がなされました。

次に、社会教育課所管については、永田地区において、エラブオオコウモリによる被害があったと聞いているが、その実態と対応はどのようなになっているのかとの質疑では、担当課長より、環境省と町教育委員会で死亡を確認したものが11件、教育委員会による聞き取りで確認した件数が11件、生きたまま保護した頭数が6頭、農家が網にかかったものをそのまま放したものが1件で、合計29件であったことや、死亡した個体については、県立博物館や東京大学へ、生きている個体は平川動物園へ送ったりしながら、産業振興課とも連携して取組をしていることが、報告されました。

このほか、栗生中学校跡に設置予定の簡易トイレの件、小中学校の廃校の校歌の件、部活動指導員の派遣推進事業についての件、屋久島高校寄宿舍運営に関する件、防災行

政無線の不具合等に関する件などについても、意見交換がなされたところであります。

以上を踏まえ、討論を行いました但討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第34号、令和7年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてでは、委員より、支出に対する国、県補助の割合はどのようになっているのかとの質疑に対し、担当課長より、国が1億4,644万4,000円、県が3億3,588万円となっており、町の一般会計からの繰入金で2,589万3,000円であるとの回答がなされました。

このほか、定期検査等の際の用船料の件、運航管理者と安全管理者の件、船員等の給与体系や各種手当等についても意見が交わされ、今後検討の余地があることも判明いたしました。

以上を踏まえ、討論を行いました但討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案審査に先立ち、去る3月13日、午前9時より、一湊小学校の学校訪問を行い学校運営状況についての意見交換や施設見学を行いました。また、一湊地区が管理する災害時の食料等備蓄コンテナ、一湊川寄州状況についても視察を行いました。

忙しい中、対応していただいた校長先生、教頭先生、教育総務課の職員の皆さんへ、お礼を申し上げ、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

令和7年第1回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第16号、17号、18号、23号、24号、27号（分割）、28号、29号、30号、31号、32号、33号、35号の条例案5件、予算案8件の計13件でありました。

委員会審査は、3月13日午前9時より役場本庁舎、第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な内容説明を受け、議案審査を行いました。

議案第16号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定についてでは、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号、屋久島町宮旭牧場等の指定管理者の指定についてでは、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号、屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定についてでは、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正についてでは、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号、令和7年度屋久島町一般会計予算（分割）についてでは、多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

福祉支援課所管では、委員より、シルバー人材センター設置に向けた動きはとの質疑に対し、令和7年度は旅費と会議の報酬の予算を計上している。視察も種子島など似た規模の近隣の自治体を参考にするとの回答がありました。

生活環境課所管では、委員より、合併処理浄化槽設備補助について、資材高騰による補助申請者より声はなかったかとの質疑に対し、熊毛全体を見ても、屋久島町の補助率は断トツであり、申請者よりの声はなかったので、今のところ増額の考えもないとの回答がありました。

産業振興課所管では、委員より、農畜産物PR事業委託の具体的な内容はとの質疑に対し、主要な農畜産物10品目について、動画制作、SNS等で発信、ポスター、イベント等による周知を考えているとの回答がありました。

委員より続けて、動画について、具体的にどこで発信するのかとの質疑に対し、基本的にはSNSを考えているが、どこに発信するのが有効なのかも含めて、事業者を考えてもらう。プロポーザル方式による一般競争入札を考えているとの回答がありました。

観光まちづくり課所管では、3泊以上の旅行商品に対し、宿泊助成を行おうとしているが、具体的な内容はとの質疑に対し、3泊で6,000円、1泊当たり2,000円、4泊で1万円、1泊当たり2,500円、5泊で1万5,000円、1泊当たり3,000円の補助を行う予定にしているとの回答がありました。

建設課所管では、委員より、道路整備工事、恵比寿通り線の工事内容はとの質疑に対し、益救神社から北側に100mほど歩道整備及び舗装を計画しているとの回答があった。

また、委員より、社会資本整備総合交付金事業、安房中通り線舗装工事の場所はとの質疑に対し、今年度、舗装を行った場所から屋久島石油までの区間と、れんが屋の前400mを計画しているとの回答があった。

以上の質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号、令和7年度屋久島町上水道事業特別会計予算については、委員より、水道料を値上げして、事業者の負担が大きくなっているが、事業者からの声は何か上がっているかとの質疑に対し、特に上がってきていないとの回答がありました。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてでは、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号、令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算についてでは、委員より、国保世帯数と1人当たりの医療費はとの質疑に対し、令和7年1月現在の被保険者数は3,471名で、1人当たりの医療費は、令和5年度の集計が最新のもので、43万912円であるとの回答がありました。

討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号、令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてでは、委員より、包括支援センターについて、人手不足等により業務に影響はないかとの質疑に対し、社会福祉士1名、保健師パートタイム1名を増員したことにより、業務も円滑に進められているとの回答がありました。

討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、令和7年度屋久島町診療所事業特別会計予算については、委員より、口永良部島診療所の看護師について、これからも2名体制でやっていけるかとの質疑に対し、看護師の継続意思確認が取れている。今のところはそのままであるとの回答がありました。

討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号、令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでは、委員より、限度額が4万円増の80万円になっているが、大幅増の要因はとの質疑に対し、75歳以上の人数が増え、それに伴い医療費負担が増えているとの回答があった。

討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算についてでは、委員より、電線が断線してしまった際の今後の対策、計画、見通しはとの質疑に対し、ループで複線にする計画はないが、有事の際も幹線は生きるような対策を行っていくとの回答がありました。

討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、各常任委員長の報告を終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第16号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、屋久島町屋久島青少年旅行村の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、屋久島町宮旭牧場等の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、屋久島町宮旭牧場等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、屋久島辺地総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、屋久島辺地総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、口永良部島辺地総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、口永良部島辺地総合整備計画の策定について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和7年度屋久島町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、令和7年度屋久島町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和7年度屋久島町上水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、令和7年度屋久島町上水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号、令和7年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、令和7年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和7年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和7年度屋久島町診療所事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和7年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和7年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和7年度屋久島町船舶事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、令和7年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、令和7年度屋久島町電気事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第36号 6 災340号橋梁災害復旧工事（宮之浦
循環線）請負契約の締結について

△ 日程第23 議案第37号 令和6年度屋久島町一般会計補正予
算（第11号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第22、議案第36号、6 災340号橋梁災害復旧工事（宮之浦循環線）請負契約の締結についてと、日程第23、議案第37号、令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についての 2 件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

令和 7 年第 1 回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、契約案 1 件、補正予算案 1 件、条例案 1 件の計 3 件であります。

まず、議案第36号及び第37号について御説明いたします。

議案第36号、6 災340号橋梁災害復旧工事（宮之浦循環線）請負契約の締結につきましては、令和 6 年 8 月 28 日の台風10号により被災した湯之川橋の機能復旧のため、有限会社岩川興業、代表取締役岩川和則と 8,118 万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第37号、令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）につきましては、ふるさと納税寄附見込み増額に伴う手数料、だいきき基金積立金、国庫支出金、過年度精算返礼金の増額を、屋久島町だいきき寄附金、財政調整基金繰入金、だいきき基金繰入金で調整し、予算措置のため、歳入歳出それぞれ 8,121 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 137 億 8,121 万 3,000 円とするものであります。

また、併せて 3 事業の明許繰越しの補正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第36号と議案第37号の 2 件については、会議規則第39条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

議案第36号と議案第37号の 2 件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号と議案第37号の2件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、1件ずつ討論、採決を行います。

議案第36号、6 災340号橋梁災害復旧工事（宮之浦循環線）請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、6 災340号橋梁災害復旧工事（宮之浦循環線）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

これで討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 議案第38号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について

○議長（石田尾茂樹）

日程第24、議案第38号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の

制定についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

議案第38号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定につきましては、令和2年度口永良部島簡易水道事業に係る補助金返還の損害賠償を求める住民訴訟の判決が確定したことを受け、町長の給料を10%、3か月間減額することにより、管理責任を示すため必要な事項を定めるものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○5番（眞邊真紀）

最高裁の判断がもう下りたわけですが、このことについて、町民への周知はされるおつもりか、されるとしたらどのような方法ですか、お伺いします。

○町長（荒木耕治）

町報でお知らせをしようと思っています。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（渡邊博之）

今出された補正は（「マイクを、マイクをあげてください」と発言する者あり）条例改正は、いわゆる管理責任ということだと思うんですけれども、この賠償命令の135万円とは、別と解釈していいのか。

○町長（荒木耕治）

当然、別であります。

○14番（渡邊博之）

今、報酬分減額、給与の減額は総計でどのぐらいになるのかお示し願いたいことと、もう一つ追加で、こういう裁判に入る前に、業者から、言わばもう業者の任意として一定程度の責任といいますか、そういう形での納付を既に終えて、私は異議を申し立てていたんですけれども、これがもう既に町財政に入って、議会での承認も得ているわけですが、いわゆる法的根拠のない言わば処置だったわけです。

今回こうやってしっかりと法的な根拠が出た。内容からすると、要するに1,660万円の町民の財源が失われたということに対して、町長は135万円の責任として返すわけですが、1割に満たない金額になるわけです、損失から。

業者の責任というのは、まだ残っているんじゃないのかと、いわゆる残りの失われた

金額の責任は、どこにあるのかといったら、あとは業者しかないわけで、その辺は今後どうやって決めるつもりか、お考えをお聞かせください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

まずは1点目の回答いたします。

町長の給与月額が76万1,000円でありますので、その10%掛ける3か月分で、22万8,300円になります。

2点目の御質問であります。

今回の結果を基に、弁護士等と再度協議をしながらしっかりと対応していきたいというふうに考えているところであります。

○14番（渡邊博之）

意見ですけれども、やっぱり財政、あるいはそこに入る、出入りするものというのは根拠を持たないとまずいと思うんです。ですから、入ってしまったものをどうしろと、私は言いませんけれども、やっぱり筋立てて、そして法的な根拠を持ってやる。そうやってこそ、町民は納得するというふうに思うんです。

ですから、それも慎重に詰めていっていただきたい。

結果はもう、それは司法の結果が出たら、それは仕方がないことですので、その努力はやっぱりやるべきだろうというふうに思うんですけれども、最後お願いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

早速協議を進めていながら、適正に対応していきたいというふうに考えます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第38号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第38号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定につい

て討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時5分から開会します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第25 発委第1号 屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（石田尾茂樹）

日程第25、議会運営委員長から提出の発委第1号、屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。

発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより、発委第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発委第1号、屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第1号、屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 発委第2号 専決事項の指定について

○議長（石田尾茂樹）

日程第26、議会運営委員長から提出の発委第2号、専決事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより、発委第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発委第2号、専決事項の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第2号、専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第27 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹）

日程第27、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ、議員を派遣したい
と思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとお
り派遣することに決定しました。

△ 日程第28 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第28、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条
の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があ
りました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定
しました。

△ 日程第29 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第29、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時10分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員